753
70

0023165000

0023165-000

７５３－７０

最近各国の国際収支

国際聯盟事務局，外務省通商局・訳

日本国際協会

昭和１３

ADD

外務省通商局譯

最近各國の國際收支

日本國際協會發行

帝國圖書館藏

753
70

譯者序

國際收支の問題は現下の我國にとり最も重要な問題の一であつて之が研究は極めて緊要であるが、從來各國別の個別的研究は別として全世界に亘る權威ある資料としては、國際聯盟が毎年編纂し刊行して居る本書（原名 "BALANCES OF PAYMENTS"）を措いては之を他に需め難いであらう。

通商局に於ては昨年六月執務の參考に資する爲一九三六年度版を分擔飜譯したが、日本國際協會より之が公刊を申出て來られたので、譯語の統一加筆を計り本年二月正に印刻に附せんとしたが、會々一九三七年度版が到着したので改めて飜譯をなし玆に上梓する次第である。

昭和十三年六月

外務省通商局

編者序文

本調書は最近數年間に於ける三十六箇國の國際收支狀態を示す諸報告と其內容とするものであるが更に利用し得る報告の存する場合には之等諸國の對外資產並に負債の現在額をも併せて揭載した。各國提出の報告は、孰れも冒頭に於て其內容の根據に就き簡單な概觀を與へてゐるが、貨物貿易に關しては何らの分析も行はれてゐない。之等に關しては、當部が每年公刊する他の二調書即ちReview of World Trade 及びInternational Trade Statisticsに於て考察されてゐる。尙貨幣的事象と金並に短期資本の移動の如き國際的諸取引との關聯性に關する情報に就ては、Money and Banking, 1936/37, Vol. I, Monetary Review を參照されたし。

本調書に於て考察された個々の國の報告書は殆ど總て國際聯盟加盟國に對して發せられた特定の形式に基いて編纂されたものであるが、然らざるものは成るべく此の形式に一致せしめる樣修正を加へた。讀者をして、本調書に於て加へられた諸變更及び考察對象たる諸取引の性質を「フォロー」する事

を可能ならしめる爲、利用し得る報告がある限り最近四、五年間の數字をも示し、又相互に比較可能な報告の存する限り其全年度に亘り主要項目「グループ」の殘高を、詳細な推計表の後に掲げある總括表に於て之を示して置いた。

一九三七年十月

國際聯盟事務局財政部長兼經濟情報部長
アー・ラヴデー

最近各國の國際收支

目次

第一章　總　説……一
第二章　最近に於ける諸傾向の分析……三
第一節　統計の性質……三
第二節　國際取引の主要分類……四
第三節　要　約　表……五
第四節　債權國及債務國の經常項目に於ける最近の變化……二一
第五節　資本の移動……三〇
一、新規資本發行額及年賦償還額……三三
二、金移動に依り相殺された資本移動……三八

第六節　金利……四六
一、公社債利廻……四六
二、借換發行……五〇
三、割引率……五三
第七節　利子及配當……五四
第八節　移民の送金……五九
第九節　觀光客出費……六五
第三章　標準國際收支表……六九
一、勘定項目一覽表……六九
二、國際貸借に關する數字……七三
第四章　各國別國際收支……七五
第一節　亞爾然丁……七五
一、一九二六—三五年の公式數字……七五

二、一九三六年の私的數字……七七
第二節　濠洲……七九
一、貨物、勞務及金……八〇
二、資本項目……八一
三、國際貸借……八四
第三節　白耳義……八六
一、白耳義「ルクセンブルグ」國際收支の大要……八六
二、政府の諸取引……八七
三、政府の對外貸借……八七
四、白耳義「ルクセン・ブルグ」及「コンゴー」の國際收支……八八
第四節　「ブルガリア」……九三
國際貸借……九八
第五節　加奈陀……九九
國際貸借……一〇五
第六節　支那……一〇七

滿洲及關東州の國際收支……一一一
第七節「キユラソー」……一一四
第八節「チエツコスロヴアキア」……一一六
國際貸借……一二三
第九節丁抹……一二三
國際貸借……一二八
第十節埃及……一三二
一、一八八四—三四年度の數字……一三三
二、一九三〇—三四各年の數字……一三七
第十一節「エストニア」……一三八
一、貨物、勞務及金……一四二
二、資本項目……一四三
三、國際貸借……一四四
第十二節芬蘭……一四六
一、貨物、勞務及金……一四九

二、資本項目……一五〇
三、國際貸借……一五一
第十三節佛蘭西……一五二
一、貨物、勞務及金……一五七
二、資本項目……一六〇
第十四節佛領印度支那……一六一
資本發行高……一六二
第十五節獨逸……一六五
國際貸借……一七〇
第十六節希臘……一七三
貨物及勞務……一七七
第十七節洪牙利……一七八
第十八節英領印度……一八四
一、貨物、勞務及金……一八八
二、資本項目……一八八

三、國際貸借……一八九
第十九節「イラク」……一九〇
第二十節　愛蘭自由國……一九四
第二十一節　日　本……二〇一
第二十二節「ラトヴイア」……二〇六
一、貨物、勞務及金……二一一
二、國際貸借……二一一
第二十三節　和　蘭……二一一
一、貨物、勞務及金……二一五
二、資本項目……二二一
三、國際貸借……二二三
四、蘭領印度との取引勘定尻……二二五
第二十四節　蘭領印度……二二九
第二十五節　新西蘭……二三四
一、貨物、勞務及金……二三八

二、資本項目……二三八
三、國際貸借……二三九
第二十六節　諾　威……二四一
一、資本項目……二四五
二、國際貸借……二四六
第二十七節　波　蘭……二五一
一、貨物、勞務及金……二五七
二、資本項目……二五七
三、國際貸借……二五九
第二十八節　暹　羅……二六三
第二十九節「スリナム」……二六六
國際貸借……二六八
第三十節　瑞　典……二六九
一、貨物、勞務及金……二七三
二、資本項目……二七五

目次

三、國際貸借……二七五
第三十一節　土耳其……二七六
第三十二節　南阿聯邦……二八〇
第三十三節　蘇聯邦……二八七
第三十四節　英本國……二九一
第三十五節　北米合衆國……三一一
一、貨物、勞務及金……三一九
二、資本項目……三三〇
三、對外資產並負債……三三八
北米合衆國に於ける外國の長期投資……三四〇
第三十六節「ヴエネズエラ」……三五二
一、一九三四年度に於ける國際收支……三五三
二、一九三五年度に於ける國際收支……三五四

最近各國の國際收支

國際聯盟編
外務省通商局譯

第一章　總說

本書の題目とする國際商取引の分析から得た主要な結論は之を次の如く要約し得るであらう。

一、三主要債權國たる英本國、北米合衆國及佛蘭西「經常的」の國際商取引勘定尻の總計は一九三六年には二五九百萬金弗の支拂超過であつたが、一九三四年には二三七百萬金弗(註)、一九三五年には一三四百萬金弗の受取超過であつた。此の變化は勿論債務國側の勘定尻總額の之と照應した變化に依り相殺されて居る事は云ふまでもないが、又同時に之等債務國が其國際取引場裡に於て蒙つてゐた逼迫が緩和されたことを意味するものである。

二、債權國と債務國との二「グループ」の勘定尻に於ける此の如き變化が一九三七年に於ても繼續したかどうかは疑問である。蓋し同年の上八箇月間に於ける上記の三債權國の貨物貿易に基く支拂超過額は約二一〇百萬金弗程の增加(而して比較的小さな五債權國の夫れは五三百萬金弗の增加)を示してゐるに拘らず、之等諸國の配當金及海運關係の受入額が右支拂超過額を相殺する程の顯著な增加を示してゐるからである。

三、國際資本市場に於ける債務國勘定の新規資本發行高は一九三六年に於ても引續き著しく制限されて居り、就中主要債

權國の受取償還金額は貸附金を遙に超過してゐた。

四、斯くの如く資本は債務國から債權國へ移動してゐたが、他方に於て金の移動に依つて相殺された巨額の資本移動が債權國內で行はれた。就中英、米兩國への資本の流入及佛國よりの資本の流出が行はれた。

五、外國資金の米國有價證券市場への流入と同國に於ける株價の變動との間には緊密な關係のあることが判明した。

六、一九三四年と一九三五年とを比較すると、利子及配當金の對外支拂額は金價値に換算して約一〇%の增加を示してゐる。而も利子支拂額は同期間には減少してゐるから、此の增加は全く配當金支拂の增大に由るものであつた。

七、又右期間に於て觀光客出費に因る對外支拂額は金價値に換算して三五乃至四〇%程增大した樣である。

註　金弗とは國際間の比較を容易ならしめる爲に使用した舊平價に依る米國金弗（二三・二二グレーン）又は純金約一・五〇四六三瓦）を略稱す。

第二章　最近に於ける諸傾向の分析

第一節　統計の性質

本書に蒐錄した諸報告を考察する場合に忘れてならない事は實際上何れの國に於ても普通の行政官廳の作成に係る統計は其の國際諸取引の僅か一部分のみを記錄してゐるに過ぎないこと之である。即ち輸出入貨物の金額に關する報告は何れの國でも發表されてゐるが、外國貨物運輸に從事してゐる商船業の收入總額に關する詳細な統計を年々作成してゐる樣な國——就中「スカンヂナヴィア」諸國——は誠に少い。又例へば「チェッコスロヴァキア」及洪牙利等の國は觀光客運輸に關して寧ろ詳細過ぎる程の統計を作成し、外國觀光客數や彼等が國內各地で過した宿泊日數等を示してゐる。而して之等の國々は觀光客運輸に關する統計が詳細を缺き又は全然存在しない國々に比較すれば其國際勘定に於ける觀光客運輸の相對的重要性を遙かに容易に評價し得るに拘らず本勘定に於る資金の實際受入高は單に推定に依る平均一日の出費額を基礎として算出せられ得るだけである（註）。又「其他の勞務」項目に基く資金の流出入を推算する場合にも一般に之と同樣な事を假定しなければならない。資本項目に就いて入手した報告の中でも例へば丁抹とか諸威とかの如く銀行、「ブローカー」及商人等から彼等自身が行ひ又は彼等の手を通じて行はれた國際的資本取引に關し年々報告を蒐集してゐる國々のものは最も完全である。右に關聯し一九三五年初以降の米國の有價證券賣買額及短期資本の移動に關する毎週の詳細な統計——同國大藏省の刊行になるもの——は注意さるべきものである。但し之等諸國の發表してゐる報告にしても、個人又は商社が本國銀行の代理店を經ずして行ふ取引は屢々記錄から脫漏され勝ちなものであるから全然完全なものとは云へない譯である。

各國の編纂者は如何にすれば推算を正確に行ひ得るかの問題を夫々異なつた方法及異なつた要求を以て取扱つてゐる。而して本調書に於ては、提出された原報告書を國際的に比較する場合の便宜の爲に或場合には其の形式に變更を加へたが、內容其のものゝ修正を意味するが如き變更は遂に企て及ぶ所ではなかつた。各推算額は夫々其の權威と價値とを著しく異にし又個々の報告に就て見ても算出された統計數字は確たる基礎を持ち且注意深く編纂された官廳統計もあれば、疑もなく不適當な事實を基礎として推定された如き信用の置けないものもあつた。從つて供給された數字は留保を附して受取るべきものであつて、又何らかの結論の下してある場合でも之は假定的なものとして取扱はねばならない。

註　嚴重な爲替管理を施行してゐる國に於ては少くとも理論上は觀光客出費を初め、國際勘定を構成する他の項目に關する報告のより正確な基礎が各種の目的に依り賣買される通貨の量に關する資料に依り提供される筈である（然し實際上は爲替管理の施行と同時に屢々當該國の國際取引に關する報告の發表は減少した）。

第二節　國際取引の主要分類

各國共本調書作成の爲豫め當該政府に送達して置いた詳細な標準形式――本書第六九頁に再錄してゐる――に一致した報告を作成提出し樣とはしなかつたので、本調書では次の主要項目に分類して可及的に數字の比較對照を可能ならしめる樣考慮を拂つて置いた。

Ⅰ　貨物、勞務及金――（一）貨物　（二）利子及配當　（三）其他の勞務　（四）金

Ⅱ　資　本――（一）長期資本の移動　（二）短期資本の移動

「貨物」及「其他の勞務」項目に於ける受拂額に關する數字は外國貿易貨物の運賃及保險關係の收支を計算する場合に用ひられた方法を吟味して見ない限りは必ずしも眞に適合した數字とは云へない。編纂を容易にする爲に貨物輸入額はC・i・F値段で、又貨物輸出額はF・O・B値段で算定して「貨物」の項目に記入し、商船の海上輸送に依る總收得額は「其他の勞務」の項目に計上した。從つて內國船舶に對する輸入貨物運賃の支拂額は正規的には勘定に加ふべきものではないが、借方と貸方との兩側に（項目は違つてゐるが）之を計上し、又或國の輸出貨物運賃收入額は輸入國の勘定に於ては「其他の勞務」の項目にでなく「貨物」の項目の支拂として示されてゐる。

第三節　要　約　表

個々の國に關する詳細な報告には殆ど全部に前記各項目「グループ」に基く收支殘高を表示する總括表を――又最近數年間のものに付ては其の受拂總額を――附加して置いた。各國別統計の數字を比較し得るやうにする爲に右殘高は總て米國の舊金弗（純金一・五〇四六三瓦に等しい）に之を換算して、次頁の要約表に記入表示した。

理論的に云へば貨物、勞務及金勘定の支拂超過額又は受入超過額は資本の純流出入額と一致すべき筈のものである。故に實際上生ずる最終の殘高（表の第十欄）は誤算及脫落の存在を表してゐる。或る場合には右數字の開きが大き過ぎ、之を基礎として資本移動の大さを判斷し得ないことがある。尤も獨逸、「ブルガリア」及希臘等の國々の最後の欄には殘高が表示されてゐないが、それは當該報告が極めて正確なことを意味するものではない。蓋し斯る場合には其以外の各欄の何れか一つに記入されてゐる數字は直接な證據に據つたものでなく、それ自身が均衡勘定となるものであるからである。從つて是等の報告は他の諸欄の中に生じ得る誤算及脫落に對する手加減が含まれてゐる。此の方法は直接の證據に基いた數字が可なり正確であり又は誤算及脫落が相互に相殺されると考へ得ることを暗に意味してゐる。次表に於いては當該欄の殘高は括弧を附して記入して置いた。

金を財貨及勞務と一緒にしたことは、銀行に依る金の賣買が手許資金の增減を表し、又は貨物及勞務の勘定尻の移動に依

つて生じた取引でなく投資の一種（例へば外國爲替の代りに金を以てする場合）を表はす事實を考慮するならば、禮當を缺いてゐる樣に思はれるかも知れない。此の何れの場合も金の取引は資本移動に頗る酷似してゐる。然し貨物貿易と同一性質を有する重要な金の移動が行はれる。即ち產金國の金山よりの金輸出と工業用其の他の爲に輸入する金である。多數の國に付て以上の如き性質の金の移動と銀行の行ふ金の移動とは之を區分し得ないから金に關する取引は一切之を一般貨物及勞務中に包含せしめたのである。然し最近、金の商業的移動は年々大して變動しないから表の第四欄中に示した貨物及勞務を示す數字は尠くとも重要產金國でない限り經常項目勘定の主要變動を正確に示すものと思はれるのである。

國の配列順序は大陸別、佛語國名の「アルファベット」順序に從つた。換算の爲に用ひた各年平均爲替相場（之は金の移動及貨物貿易に對してのみ月々の數字が入手し得るに過ぎないから必要であつた）は通貨價値の變動が大幅に行はれ又主對外取引が事實的に著しく變動する諸國の數字に多少影響を與へたものと考へられる。

各國で採用した方法の相違を全部註で說明することは出來なかつたから、精密に研究せんとするならば、本調査及既刊版の國別の章を參照されたい。

（＋）印は純受入高又は貸方勘定（貨物、勞務及金勘定の剩餘又は資本の純輸入）を意味し、（－）印は純支拂高又は借方勘定（貨物、勞務及金勘定の缺損又は資本の純輸出）を意味するものである。

米蒼金弗換算の國際收支　（單位100萬弗）

國別	年次	貨物、勞務及金勘定						資本勘定			誤算及脫落に依る殘高
		貨物 (1)	利子及配當 (2)	其他の勞務 (3)	貨物及勞務 (4)	金 (5)	合計 (6)	長期 (7)	短期 (8)	合計 (9)	(10)
南阿聯邦(1)	1927	－ 135.9	－ 80.3	－ 21.5	－ 237.7	＋ 212.1	－ 25.6	＋ 30.4	•	＋ 30.4	＋ 4.8
	1928	－ 154.9	－ 77.0	－ 22.8	－ 254.7	＋ 208.3	－ 46.4	＋ 13.8	•	＋ 13.8	－ 32.6
	1929	－ 183.4	－ 76.4	－ 24.1	－ 283.9	＋ 218.9	－ 65.0	－ 8.6	•	－ 8.6	－ 73.6
	1930	－ 161.0	－ 73.5	－ 22.2	－ 256.7	＋ 225.1	－ 31.6	＋ 48.2	•	＋ 48.2	＋ 16.6
	1931	－ 149.3	－ 67.6	－ 21.4	－ 238.3	＋ 219.3	－ 19.0	＋ 1.9	•	＋ 1.9	－ 17.1
	1932	－ 77.5	－ 61.3	－ 20.9	－ 159.7	＋ 235.2	＋ 75.5	＋ 22.2	•	＋ 22.2	＋ 97.7
	1933	－ 87.1	－ 57.5	－ 12.9	－ 159.5	＋ 190.3	＋ 30.8	－ 6.9	•	－ 6.9	＋ 23.9
	1934	－ 132.8	－ 52.2	－ 15.0	－ 200.0	＋ 167.0	－ 33.0	＋ 36.4	•	＋ 36.4	＋ 3.4
	1935	－ 140.7	－ 51.5	－ 15.8	－ 208.0	＋ 205.4	－ 2.6	－ 9.9	•	－ 9.9	－ 12.5
亞爾然丁(2)	1927	＋ 277.9	－ 186.0	－ 70.3	＋ 21.6	－ 83.0	－ 61.4	•	•	＋ 72.0	＋ 10.6
	1928	＋ 223.3	－ 198.7	－ 72.2	－ 47.6	－ 83.6	－ 131.2	•	•	＋ 110.0	－ 21.2
	1929	＋ 99.2	－ 204.7	－ 53.2	－ 158.7	＋ 168.7	＋ 10.0	•	•	＋ 6.7	＋ 3.3
	1930	－ 97.7	－ 172.0	－ 43.0	－ 312.7	＋ 26.1	－ 286.6	•	•	＋ 233.3	－ 53.3
	1931	＋ 88.4	－ 141.8	－ 22.9	－ 76.3	＋ 165.0	＋ 88.7	•	•	－ 88.7	—
	1932	＋ 120.6	－ 118.0	－ 17.2	－ 14.6	＋ 4.6	－ 10.0	•	•	－ 20.6	－ 30.6
	1933	＋ 61.5	－ 107.3	－ 12.9	－ 58.7	—	－ 58.7	•	•	＋ 59.4	＋ 0.7
	1934	＋ 101.7	－ 96.5	－ 10.6	－ 5.4	＋ 12.2	＋ 6.8	•	•	＋ 17.6	＋ 24.4
	1935	＋ 106.8	－ 92.8	－ 12.6	＋ 1.4	＋ 2.3	＋ 3.7	•	•	＋ 10.6	＋ 14.3
	1936	＋ 128.8	－ 94.1	－ 27.1	＋ 7.6	＋ 0.6	＋ 8.2	＋ 4.5	•	＋ 4.5	＋ 12.7
伯剌西爾	1932	＋ 109.0	－ 56.5	－ 14.2	＋ 38.3	＋ 3.9	＋ 42.2	•	•	－ 48.9	－ 6.7
加奈陀(3)	1927	＋ 107.5	－ 185.8	＋ 176.4	＋ 98.1	＋ 30.6	＋ 128.7	•	•	＋ 35.8	＋164.5
	1928	＋ 78.6	－ 187.9	＋ 231.2	＋ 121.9	＋ 65.3	＋ 187.2	•	•	－ 45.3	＋141.9
	1929	－ 178.1	－ 217.7	＋ 245.0	－ 150.8	＋ 44.0	－ 106.8	•	•	＋ 79.4	－ 27.4
	1930	－ 159.6	－ 243.0	＋ 223.9	－ 178.7	－ 16.2	－ 194.9	•	•	＋ 241.1	＋ 46.2
	1931	－ 39.7	－ 226.4	＋ 202.5	－ 63.6	＋ 65.6	＋ 2.0	•	•	＋ 12.6	＋ 14.6
	1932	＋ 31.6	－ 189.7	＋ 123.8	－ 34.3	＋ 58.6	＋ 24.3	•	•	＋ 13.4	＋ 37.7
	1933	＋ 79.6	－ 139.5	＋ 37.2	－ 22.7	＋ 63.0	＋ 40.3	•	•	＋ 15.4	＋ 55.7
	1934	＋ 61.8	－ 117.5	＋ 44.6	－ 11.1	＋ 60.4	＋ 49.3	•	•	－ 6.2	＋ 43.1
	1935	＋ 82.6	－ 129.3	＋ 81.5	－ 34.8	＋ 65.4	＋ 100.2	•	•	－ 9.7	＋ 90.5

國別	年次	貨物、勞務及金勘定						資本勘定			誤算及脱落に依る殘高
		貨物 (1)	利子及配當 (2)	其他の勞務 (3)	貨物及勞務 (4)	金 (5)	合計 (6)	長期 (7)	短期 (8)	合計 (9)	(10)
北米合衆國(4)	1936	+ 166.9	− 147.8	+ 94.6	+ 113.7	+ 74.4	+ 188.1	•	•	− 134.5	+ 53.6
	1927	+ 417	+ 679	− 572	+ 524	+ 154	+ 678	− 740	+ 845	+ 105	+ 783
	1928	+ 738	+ 680	− 684	+ 734	+ 272	+ 1,006	− 671	− 228	− 899	+ 107
	1929	+ 382	+ 699	− 681	+ 400	− 120	+ 280	− 90	− 95	− 185	+ 95
	1930	+ 386	+ 769	− 580	+ 575	− 278	+ 297	− 213	− 465	− 678	− 381
	1931	+ 17	+ 621	− 493	+ 145	+ 176	+ 321	+ 234	− 719	− 485	− 164
	1932	+ 150	+ 455	− 504	+ 101	− 11	+ 90	+ 247	− 489	− 242	− 152
	1933	+ 67	+ 325	− 218	+ 174	+ 139	+ 313	+ 39	− 383	− 344	− 31
	1934	+ 173	+ 220	− 169	+ 224	− 726	− 502	+ 121	+ 94	+ 215	− 287
	1935	− 118	+ 207	− 179	− 90	−1,027	−1,102	+ 272	+ 634	+ 907	− 210
	1936	− 155	+ 195	− 235	− 195	− 608	− 803	+ 446	+ 244	+ 690	− 113
「ウルグアイ」(5)	1930	+ 4.6	− 20.5	− 1.5	− 17.4	+ 6.6	− 10.8	•	•	•	•
	1931	− 21.7	− 12.8	− 1.1	− 35.6	+ 4.8	− 30.8	•	•	•	•
支那(6)	1928	− 186.7	− 114.7	+ 213.0	− 88.4	− 4.3	− 92.7	•	•	+ 47.4	− 45.3
	1929	− 179.2	− 118.5	+ 201.0	− 96 7	+ 1.3	− 95.4	•	•	+ 72.6	− 22.8
	1930	− 180.7	− 95.0	+ 151.2	− 124.5	+ 14.5	− 110.0	•	•	+ 62.0	− 48.0
	1933	− 3.3	− 22.3	+ 81.6	− 104.0	+ 39.0	− 65.0	•	•	+ 6.2	− 58.8
	1934	− 9.3	− 26.9	+ 85.5	− 0.7	+ 22.7	+ 22.0	•	•	+ 16.2	+ 38.2
	1935	− 38.2	− 34.9	+ 86.8	− 13.7	+ 14.8	+ 28.5	•	•	+ 30.1	+ 55.5
	1936	− 7.1	− 19.0	+ 82.4	+ 56.3	+ 8.0	+ 64.3	•	•	+ 10.6	+ 74.9
滿洲國及關東州	1934	− 28.7	− 11.3	+ 6.3	+ 33.1	—	− 33.1	•	•	+ 51.7	+ 18.6
	1935	− 32.5	− 14.5	+ 10.8	− 36.2	—	− 36.2	•	•	+ 51.8	+ 15.6
印度(a)	1927-8	+ 187.4	− 114.7	− 126.7	− 54.0	− 69.1	− 120.1	+ 53.6	− 23.9	+ 29.7	− 90.4
	1928-9	+ 242.8	− 118.6	− 113.9	+ 10.3	− 77.4	− 67.1	+ 1.9	+ 2.6	+ 4.5	− 62.6
	1929-0	+ 196.4	− 115.3	− 65.7	+ 15.4	− 51.9	− 36.5	+ 48.6	+ 15.0	+ 63.6	+ 27.1
	1930-1	+ 135.6	− 122.6	− 58.1	− 45.1	− 46.6	− 91.7	+ 157.8	− 19.5	+ 138.3	+ 46.6
	1931-2	+ 69.6	− 108.7	− 56.1	− 95.2	+ 181.3	+ 86.1	+ 36.8	− 27.2	+ 9.6	+ 95.7
	1932-3	− 14.3	− 90.0	− 42.2	− 146.5	+ 171.3	+ 24.8	− 17.0	− 21.3	− 38.3	− 13.5
	1933-4	+ 65.8	− 82.4	− 29.6	− 46.2	+ 138.5	+ 92.3	− 52.3	− 23.4	− 75.7	+ 16.6
	1934-5	+ 25.0	− 72.2	− 31.0	− 78.2	+ 116.7	+ 38.5	− 19.2	− 23.5	− 42.7	− 4.2
	1935-6	+ 42.7	− 70.6	− 35.2	− 63.1	+ 82.4	+ 19.3	•	•	− 26.7	− 7.4
	1936-7	+ 125.5	− 71.6	− 40.5	+ 13.4	+ 61.6	+ 75.0	•	•	− 73.8	+ 1.2
隨領印度(7)	1927	+ 299.9	− 149.6	− 86.8	+ 63.5	− 6.4	+ 57.1	− 26.9	+ 2.0	− 24.9	+ 32.2
	1928	+ 230.3	− 142.7	− 80.8	+ 6.8	− 6.0	+ 0.8	− 5.2	− 2.4	− 7.6	− 6.8
	1929	+ 135.0	− 127.0	− 70.4	− 62.4	− 4.0	− 66.4	− 24.9	+ 56.7	+ 31.8	− 34.6
	1930	+ 106.9	− 104.1	− 63.5	− 60.7	+ 0.8	− 59.9	+ 31.8	•	+ 31.8	− 28.1
	1931	+ 66.7	− 59.1	− 52.3	− 44.7	+ 16.5	− 28.2	+ 13.7	+ 18.5	+ 32.2	+ 4.0
	1932	+ 65.5	− 45.4	− 56.7	− 36.6	+ 18.5	− 18.1	+ 6.8	+ 35.0	+ 41.8	+ 23.7
	1933	+ 57.9	− 41.8	− 46.3	− 30.2	+ 14.5	− 15.7	+ 14.5	+ 4.8	+ 19.3	+ 3.6
	1934	+ 98.1	− 41.4	− 36.6	+ 20.1	+ 10.4	+ 30.5	+ 35.8	− 46.2	− 10.4	+ 20.1
	1935	+ 83.6	− 41.0	− 33.3	+ 9.3	+ 9.2	+ 18.5	− 14.9	+ 3.2	− 11.7	+ 6.8
	1936	+ 122.5	− 44.6	− 30.2	+ 47.7	+ 8.0	+ 55.7	− 13.7	− 19.8	− 33.6	+ 22.1
「イラク」(a)	1926-7	− 19.5	+ 0.4	+ 12.0	− 7.1	+ 2.6	− 4.5	+ 2.3	+ 1.0	+ 3.3	− 1.2
	1927-8	− 15.7	+ 0.2	+ 9.0	− 6.5	+ 1.2	− 5.3	− 0.4	+ 0.6	+ 0.2	− 5.1
	1928-9	− 14.6	+ 0.1	+ 8.9	− 5.6	+ 2.7	− 2.9	+ 2.0	+ 1.7	+ 3.7	+ 0.8
	1929-0	− 15.5	− 0.3	+ 8.6	− 7.2	+ 2.9	− 4.3	+ 1.4	+ 1.5	+ 2.9	− 1.4
	1930-1	− 12.5	− 0.7	+ 7.7	− 5.5	+ 2.7	− 2.8	+ 2.8	+ 0.8	+ 3.6	− 0.8

國別	年次	貨物、勞務及金勘定						資本勘定			誤算及脫落に依る殘高
		貨物 (1)	利子及配當 (2)	其他の勞務 (3)	貨物及勞務 (4)	金 (5)	合計 (6)	長期 (7)	短期 (8)	合計 (9)	(10)
	1931-2	− 8.2	− 0.6	+ 9.5	+ 0.7	+ 4.4	+ 5.1	+ 0.3	− 4.0	− 3.7	+ 1.4
	1932-3	− 14.4	− 1.3	+ 6.8	− 8.9	+ 2.8	− 6.1	+ 4.4	− 1.6	+ 2.8	− 3.3
	1933-4	− 11.3	− 0.9	+ 6.5	− 5.7	+ 2.2	− 1.3	+ 5.2	− 1.1	+ 4.1	+ 0.6
	1934-5	− 7.0	− 0.7	+ 7.8	+ 0.1	+ 1.2	+ 3.5	+ 2.6	− 4.2	− 1.6	− 0.3
	1935-6	− 11.9	− 0.8	+ 7.2	− 5.5	+ 0.5	− 5.0	+ 1.9	− 1.2	+ 3.1	− 1.9
日本（朝鮮及臺灣を含む）	1927	− 134.1	− 1.5	+ 68.7	− 66.9	+ 17.0	− 49.9	− 59.8	+ 81.9	+ 22.1	− 27.8
	1928	− 150.1	− 11.1	+ 81.1	− 80.1	− 0.2	− 80.3	+ 24.7	+ 29.3	+ 54.0	− 26.3
	1929	− 75.5	− 9.1	+ 93.4	+ 8.8	− 0.3	+ 8.5	− 24.3	− 1.9	− 26.2	− 17.7
	1930	− 76.4	− 12.5	+ 75.4	− 13.5	+ 141.6	+ 128.1	− 45.4	− 100.5	− 145.9	− 17.8
	1931	− 69.4	− 11.5	+ 52.8	− 28.1	+ 189.6	+ 161.5	− 114.2	− 39.1	− 153.3	+ 8.2
	1932	− 16.0	− 10.5	+ 38.7	+ 12.2	+ 31.5	+ 43.7	− 47.2	− 45.4	− 92.6	+ 48.9
	1933	− 16.7	− 10.7	+ 27.8	+ 6.4	+ 7.0	+ 13.4	− 8.2	− 41.3	− 49.9	− 36.1
	1934	− 12.5	− 4.7	+ 28.3	+ 11.1	—	+ 11.1	− 39.5	+ 16.7	− 22.8	− 11.7
	1935	− 24.1	− 2.4	+ 31.1	+ 52.8	—	+ 52.8	− 77.4	+ 14.1	− 63.3	− 10.5
比律賓	1934	+ 16.0	− 14.6	− 0.2	+ 1.2	+ 7.0	+ 8.2	•	•	•	•
「アルバニア」	1927	− 2.8	—	+ 2.3	− 0.5	—	− 0.5	•	•	+ 0.7	+ 0.2
	1928	− 3.4	—	+ 2.5	− 0.9	—	− 0.9	•	•	+ 1.1	+ 0.2
	1929	− 4.8	—	+ 2.7	− 2.1	—	− 2.1	•	•	+ 3.0	+ 0.9
	1930	− 4.0	—	+ 2.0	− 2.0	—	− 2.0	•	•	+ 3.1	+ 1.1
	1931	− 4.3	—	+ 1.9	− 2.4	—	− 2.4	•	•	+ 3.7	+ 1.3
	1932	− 3.6	—	+ 1.7	− 1.9	—	+ 1.9	•	•	+ 3.1	+ 1.2
	1933	− 2.4	− 0.1	+ 0.5	− 2.0	—	− 2.0	+ 1.6	+ 0.4	+ 2.0	—
獨逸(8)	1927	− 688.4	− 82.2	− 242.5	−1,013.1	− 23.6	−1,036.7	+ 423.5	(+ 613.2)	+1,036.7	—
	1928	− 297.8	− 134.1	− 315.1	− 747.0	− 219.6	− 966.6	+ 425.9	(+ 540.7)	+ 966.6	—
	1929	+ 7.4	− 160.6	− 388.3	− 571.5	+ 89.6	− 481.9	+ 157.2	(+ 324.7)	+ 481.9	—
	1930	+ 391.6	− 238.2	− 279.4	− 126.0	− 3.1	− 129.1	+ 266.5	(− 137.4)	+ 129.1	—
	1931	+ 680.8	− 285.9	− 129.3	+ 265.6	+ 274.2	+ 539.8	+ 42.9	(− 582.7)	− 539.8	—
	1932	+ 251.1	− 214.4	+ 23.3	+ 60.0	+ 43.4	+ 103.4	+ 3.3	(− 106.7)	− 103.4	—
	1933	+ 157.4	− 166.7	+ 37.2	+ 27.9	+ 103.1	+ 131.0	− 11.9	(− 119.1)	− 131.0	—
	1934	− 71.0	(− 148.9)	+ 78.4	(− 141.5)	+ 58.8	(− 82.7)	•	•	•	•
	1935	+ 27.2	(− 131.0)	+ 80.0	(− 23.8)	− 25.0	(− 48.8)	•	•	•	•
白耳義「ルクセンブルグ」及「コンゴー」(9)	1929	− 83.9	+ 53.0	+ 134.2	+ 103.3	—	+ 103.3	•	•	•	•
	1935	− 3.9	+ 18.6	+ 44.3	+ 59.0	+ 0.7	+ 59.7	•	•	•	•
	1936	− 5.2	+ 25.0	+ 40.3	+ 60.1	+ 1.4	+ 61.5	•	•	•	•
勃牙利(10)	1927	(+ 6.7)	− 8.2	− 1.9	− 3.4	− 0.2	− 3.6	+ 7.5	− 3.9	+ 3.6	—
	1928	(− 1.7)	− 5.5	+ 0.5	− 6.7	− 0.1	− 6.8	+ 22.3	− 15.5	+ 6.8	—
	1929	(− 12.8)	− 7.8	− 0.5	− 21.1	− 0.2	− 21.3	+ 5.8	+ 15.5	+ 21.3	—
	1930	(+ 8.7)	− 8.2	− 1.3	− 0.8	− 0.2	− 1.0	+ 5.9	− 4.9	+ 1.0	—
	1931	(+ 5.0)	− 8.1	− 1.4	− 4.5	0.1	− 4.6	+ 4.1	+ 0.5	+ 4.6	—
	1932	(+ 3.1)	− 3.7	+ 0.1	− 0.5	—	− 0.5	—	+ 0.5	+ 0.5	—
	1933	(+ 2.2)	− 1.3	− 0.2	+ 0.7	—	+ 0.7	− 0.1	− 0.6	− 0.7	—
	1934	(+ 1.4)	− 1.5	+ 0.1	—	—	—	—	—	—	—
	1935	(+ 5.9)	− 1.8	+ 0.6	+ 4.7	—	+ 4.7	+ 0.7	− 5.4	− 4.7	—
	1936	(+ 7.5)	− 1.5	+ 0.7	+ 6.7	—	+ 6.7	− 2.8	− 3.9	− 6.7	—
丁抹	1927	− 52.2	− 13.2	+ 54.3	− 11.0	+ 7.2	− 3.8	+ 38.3	− 27.5	+ 11.3	+ 7.5
	1928	− 21.2	− 13.4	+ 33.3	− 1.3	+ 2.4	+ 1.1	+ 41.5	− 41.5	—	+ 1.1
	1929	− 22.0	− 16.9	+ 48.0	+ 9.1	−	+ 9.1	− 6.7	− 2.7	− 9.4	− 0.3

國別	年次	貨物、勞務及金勘定 貨物 (1)	利子及配當 (2)	其他の勞務 (3)	貨物及勞務 (4)	金 (5)	合計 (6)	資本勘定 長期 (7)	短期 (8)	合計 (9)	誤算及脫落に依る殘高 (10)
	1930	− 31.3	− 13.7	+ 39.9	− 5.1	—	− 5.1	− 2.7	+ 4.8	+ 2.1	− 3.0
	1931	− 33.8	− 17.5	+ 32.8	− 18.5	+ 7.0	− 11.5	− 6.0	+ 35.1	+ 29.1	+ 17.6
	1932	− 0.9	− 14.0	+ 26.7	+ 11.8	+ 3.8	+ 15.6	− 7.0	− 10.7	− 17.7	− 2.1
	1933	− 7.9	− 10.8	+ 25.9	+ 7.2	—	+ 7.2	− 8.4	− 2.5	− 10.9	− 3.7
	1934	− 16.0	− 12.7	+ 23.6	− 5.1	—	− 5.1	− 4.5	+ 10.3	+ 5.8	+ 0.7
	1935	− 8.1	− 12.3	+ 25.6	+ 5.2	+ 4.0	+ 9.2	− 4.7	+ 4.1	− 0.6	+ 8.6
	1936	− 13.6	− 11.8	+ 26.1	+ 0.7	—	+ 0.7	+ 1.8	− 3.3	− 1.5	− 0.8
西班牙	1931	− 50.1	+ 3.4	+ 27.8	− 18.9	—	− 18.9	− 0.2	+ 19.5	+ 19.3	+ 0.4
	1932	− 51.7	− 4.8	+ 33.5	− 23.0	—	− 23.0	− 1.7	− 14.2	− 15.9	− 38.9
「エストニア」	1927	+ 2.4	− 1.8	+ 1.1	+ 1.7	—	+ 1.7	+ 0.8	•	•	•
	1928	− 1.4	− 2.1	+ 1.6	− 1.9	—	− 1.9	+ 0.7	+ 2.5	+ 3.2	+ 1.3
	1929	− 1.8	− 1.6	+ 1.0	− 2.4	—	− 2.4	− 0.2	+ 1.7	+ 1.5	− 0.9
	1930	− 0.9	− 1.8	+ 1.2	− 1.5	—	− 1.5	+ 1.7	+ 0.5	+ 2.2	+ 0.7
	1931	+ 2.5	− 1.3	+ 1.5	+ 2.7	—	+ 2.7	− 0.2	− 1.3	− 1.5	+ 1.2
	1932	+ 1.4	− 1.4	+ 0.8	+ 0.8	+ 0.1	+ 0.9	− 0.1	+ 0.6	+ 0.5	+ 1.4
	1933	− 1.8	− 1.0	+ 0.6	+ 1.4	—	+ 1.4	− 0.1	− 2.2	− 2.3	− 0.9
	1934	− 2.2	− 0.7	+ 0.4	+ 1.9	—	+ 1.9	− 0.1	− 2.1	− 2.2	− 0.3
	1935	+ 1.7	− 0.7	+ 0.5	+ 1.5	—	+ 1.5	− 0.1	− 0.7	− 0.8	+ 0.7
	1936	− 0.9	− 0.4	+ 1.0	− 0.3	—	− 0.3	− 0.5	+ 0.1	− 0.4	− 0.7
芬蘭	1927	− 1.8	− 8.0	+ 11.7	+ 1.9	—	+ 1.9	•	•	•	•
	1928	− 44.8	− 8.8	+ 13.2	− 0.4	—	− 40.4	•	•	•	•
	1929	− 14.5	− 10.3	+ 12.8	− 12.0	—	− 12.0	•	•	•	•

	1930	+ 4.6	− 10.4	+ 11.1	+ 5.3	− 0.5	+ 4.8	•	•	•	•
	1931	+ 23.4	− 10.4	+ 10.7	+ 23.7	− 0.2	+ 23.5	•	•	•	•
	1932	+ 17.5	− 9.0	+ 9.7	+ 18.2	—	+ 18.2	•	•	•	•
	1933	+ 20.0	− 7.7	+ 7.4	+ 19.7	—	+ 19.7	•	•	•	•
	1934	+ 19.5	− 5.7	+ 7.1	+ 20.9	—	+ 20.9	•	•	•	•
	1935	+ 11.8	− 4.2	+ 6.9	+ 14.5	− 0.1	+ 14.4	•	•	•	•
	1936	+ 13.3	− 3.5	+ 7.3	+ 17.1	− 2.1	+ 15.0	− 13.1	− 2.6	− 15.7	− 0.7
佛蘭西及植民地 (11)	1927	+ 4.2	+ 479.1		+ 483.3	+ 20.6	+ 503.9	•	•	•	•
	1928	− 129.3	+ 619.5		+ 490.2	− 253.7	+ 236.5	•	•	•	•
	1929	− 435.4	+ 752.4		+ 317.0	− 336.7	− 19.7	•	•	•	•
	1930	− 506.2	+ 708.5		+ 202.3	− 459.8	− 257.5	•	•	•	•
	1931	− 519.1	+ 453.3		− 65.8	− 725.0	− 790.8	•	•	•	•
	1932	− 395.3	+ 45.6	+ 156.7	− 193.0	− 724.4	− 917.4	•	•	•	•
	1933	− 352.6	+ 72.5	+ 168.5	− 111.6	+ 81.1	− 30.5	•	•	•	•
	1934	− 264.0	+ 98.0	+ 121.4	− 44.6	− 57.6	− 102.2	•	•	•	•
	1935	− 232.9	+ 141.0	+ 62.7	− 29.2	+ 584.7	+ 555.5	•	•	•	•
	1936	− 325.4	+ 149.8	+ 64.3	− 111.3	+ 808.7	+ 697.4	•	•	•	•
希臘 (12)	1929	− 81.2	(+ 7.4)	+ 29.2	− 44.7	—	− 44.6	•	•	+ 44.7	—
	1930	− 64.0	(+ 0.5)	+ 29.2	− 34.3	—	− 34.3	•	•	+ 34.3	—
	1931	− 59.5	(− 15.7)	+ 38.4	− 35.8	—	− 36.8	•	•	+ 36.8	—
	1932	− 30.3	+ 3.0	+ 15.7	− 11.6	—	− 11.6	•	•	(+ 11.6)	—
	1933	− 17.1	− 4.2	+ 24.3	+ 3.0	—	+ 3.0	•	•	(− 3.0)	—
	1934	− 18.4	− 5.2	+ 17.5	− 6.1	—	− 6.1	•	•	(+ 6.1)	—
	1935	− 9.7	+ 1.9	+ 11.0	− 6.8	—	− 6.2	•	•	+ 6.8	—
	1936	− 24.5	− 1.5	+ 8.8	− 17.2	—	− 17.2	•	•	+ 17.2	—

國別	年次	貨物、勞務及金勘定						資本勘定			誤算及脫落に依る殘高
		貨物 (1)	利子及配當 (2)	其他の勞務 (3)	貨物及勞務 (4)	金 (5)	合計 (6)	長期 (7)	短期 (8)	合計 (9)	(10)
洪牙利 (13)	1927	− 65.9	− 20.5	− 2.2	− 88.6	− 0.3	− 88.9	+ 48.6	+ 35.3	+ 83.9	− 5.0
	1928	− 67.4	− 25.9	+ 2.8	− 90.5	− 0.9	− 91.4	+ 55.2	+ 32.7	+ 87.9	− 3.5
	1929	− 7.7	− 28.4	− 1.0	− 37.1	− 0.8	− 37.9	+ 38.2	− 1.8	+ 36.4	− 1.6
	1930	+ 12.7	− 32.7	− 0.8	− 20.8	− 1.4	− 22.2	− 7.6	+ 44.2	+ 36.6	+ 14.4
	1931	+ 4.7	− 36.3	− 4.6	− 36.2	− 0.9	− 37.1	+ 3.4	+ 46.8	+ 50.2	+ 13.1
	1932	− 0.2	− 3.2	− 1.1	− 1.9	− 0.6	− 2.5	+ 0.2	+ 0.9	+ 1.1	− 1.4
	1935	+ 8.7	− 4.8	+ 1.0	+ 4.9	− 0.1	+ 4.8	+ 0.3	− 8.7	− 8.4	− 3.6
愛蘭	1931	− 64.1	+ 25.9	+ 23.1	− 15.5	+ 0.2	− 14.9	•	•	− 7.0	− 21.9
	1933	− 55.7	+ 19.9	+ 31.5	− 4.3	—	− 4.3	•	•	+ 12.2	+ 7.9
	1934	− 63.7	+ 18.9	+ 25.8	− 19.0	—	− 19.0	•	•	+ 13.0	− 6.0
	1935	− 50.8	+ 16.3	+ 23.8	− 10.7	—	− 10.7	•	•	− 1.7	− 12.4
	1936	− 51.2	+ 17.1	+ 25.3	− 8.8	•	− 8.8	•	•	− 7.7	− 16.5
伊太利 (14)	1928	− 385.1	− 51.3	+ 306.3	− 130.1	− 3.0	− 133.1	•	•	•	•
	1929	− 338.5	− 52.6	+ 306.3	− 84.8	− 12.1	− 96.9	•	•	•	•
	1930	− 275.3	− 51.3	+ 285.2	− 41.4	− 5.1	− 46.5	•	•	•	•
	1931	− 76	− 47	+ 207	+ 84	− 34	+ 50	•	•	•	•
	1932	− 75	− 23	+ 125	+ 27	− 4	+ 23	•	•	•	•
「ラトヴィア」	1927	− 1.0	− 1.2	+ 6.5	+ 4.3	—	+ 4.3	+ 1.3	− 3.2	− 1.9	+ 2.4
	1928	− 2.9	− 0.6	+ 5.0	+ 1.5	− 0.1	+ 1.4	− 0.8	− 5.2	− 6.0	− 4.6
	1929	− 9.7	− 1.1	+ 5.9	− 4.9	—	− 4.9	+ 7.0	− 0.8	+ 6.2	+ 1.3
	1930	− 3.0	− 1.2	+ 5.6	+ 1.4	—	+ 1.4	− 0.5	+ 4.7	+ 4.2	+ 5.6
	1931	− 0.6	− 1.2	+ 3.3	+ 1.5	− 0.1	+ 1.4	− 0.1	+ 2.0	+ 1.9	+ 3.3
	1932	+ 3.2	− 1.0	+ 2.2	+ 4.4	− 0.8	+ 3.6	− 0.4	− 1.5	− 1.9	+ 1.7
	1933	− 0.9	− 0.8	+ 1.8	+ 0.1	− 1.8	− 1.7	− 1.0	+ 2.4	+ 1.4	− 0.3
	1934	− 0.8	− 0.8	+ 1.9	+ 0.3	− 0.3	—	− 0.4	+ 0.3	− 0.1	− 0.1
	1935	+ 0.2	− 0.8	+ 1.5	+ 0.9	—	+ 0.9	− 0.9	+ 0.1	− 0.8	+ 0.1
	1936	+ 2.8	− 0.6	+ 1.1	+ 3.3	—	+ 3.3	•	•	•	•
「リスアニア」	1927	− 2.7	− 0.2	+ 3.9	+ 1.0	− 0.2	+ 0.8	+ 1.2	− 1.9	− 0.7	+ 0.1
	1928	− 4.2	− 0.2	+ 4.1	− 0.3	− 0.2	− 0.5	+ 0.2	+ 1.5	+ 1.7	+ 1.2
	1929	+ 1.3	− 0.5	+ 4.1	+ 4.9	− 0.1	+ 4.8	+ 0.7	− 4.3	− 3.6	+ 1.2
	1930	− 1.1	− 1.0	+ 2.3	+ 0.2	− 0.4	− 0.2	+ 2.0	− 0.1	+ 1.9	+ 1.7
	1931	− 4.8	− 1.0	+ 2.7	− 3.1	− 1.1	− 4.2	+ 2.4	+ 1.1	+ 3.5	− 0.7
	1932	+ 1.1	− 0.8	+ 2.3	+ 2.6	—	+ 2.6	+ 0.7	− 2.9	− 2.2	+ 0.4
	1933	+ 0.9	− 0.4	+ 0.8	+ 1.3	− 0.3	+ 1.0	− 1.2	+ 0.2	− 1.0	—
	1934	− 0.5	− 0.3	+ 1.4	+ 0.6	—	+ 0.6	− 1.2	+ 0.6	− 0.6	—
諾威	1927	− 62.0	− 15.6	+ 61.2	− 16.4	—	− 16.4	+ 36.8	− 14.1	+ 22.7	+ 6.3
	1928	− 74.2	− 18.8	+ 60.8	− 32.2	—	− 2.2	+ 46.1	− 12.6	+ 33.5	+ 1.3
	1929	− 62.2	− 18.5	+ 71.6	− 9.1	—	− 9.1	− 3.8	+ 17.7	+ 13.9	+ 4.8
	1930	− 72.3	− 19.3	+ 63.5	− 28.1	—	− 28.1	− 3.8	+ 41.0	+ 37.2	+ 9.1
	1931	− 73.4	− 17.5	+ 55.3	− 35.6	− 3.5	− 39.1	+ 6.8	+ 27.8	+ 34.6	− 4.5
	1932	− 20.3	− 15.5	+ 43.0	+ 7.2	+ 3.1	+ 10.3	+ 0.7	− 18.2	− 17.5	− 7.2
	1933	− 11.4	− 14.0	+ 38.8	+ 13.4	+ 0.5	+ 13.9	− 7.2	− 7.2	− 14.4	− 0.5
	1934	− 18.7	− 10.7	+ 37.9	+ 8.5	+ 2.2	+ 10.7	+ 3.6	− 15.4	− 11.8	− 1.1
	1935	− 25.9	− 10.2	+ 39.0	+ 2.9	− 7.7	− 4.8	+ 3.2	+ 1.6	+ 4.8	—
	1936	− 26.9	− 10.9	+ 47.3	+ 9.5	− 4.4	+ 5.1	+ 5.6	− 8.6	− 3.0	+ 2.1
波蘭 (15)	1927	− 46.8	− 25.8	+ 22.3	− 50.3	− 31.7	− 82.0	+ 58.2	− 1.5	+ 56.7	− 25.3

國別	年次	貨物、勞務及金勘定						資本勘定			誤算及脱落に依る残高
		貨物 (1)	利子及配當 (2)	其他の勞務 (3)	貨物及勞務 (4)	金 (5)	合計 (6)	長期 (7)	短期 (8)	合計 (9)	(10)
	1928	− 110.8	− 31.9	+ 30.9	− 111.8	− 12.0	− 123.8	+ 24.6	+ 100.0	+ 124.6	+ 0.0
	1929	− 51.9	− 42.6	+ 36.0	− 58.5	− 9.1	− 67.6	+ 4.7	+ 61.9	+ 66.6	− 1.6
	1930	+ 7.6	− 50.6	+ 24.3	− 18.7	+ 15.8	− 2.9	+ 3.5	− 50.2	− 46.7	− 49.9
	1931	+ 28.1	− 46.8	+ 26.8	+ 8.1	− 6.8	+ 1.3	+ 12.8	− 13.2	− 0.4	+ 0.1
	1932	+ 13.9	− 32.0	+ 23.1	+ 5.0	− 1.5	+ 3.5	+ 3.9	− 7.5	− 3.6	− 0.5
	1933	+ 11.1	− 23.9	+ 21.9	+ 9.1	− 5.6	+ 3.5	− 1.0	− 8.0	− 9.0	− 5.5
	1934	+ 19.7	− 18.7	+ 16.3	+ 17.3	+ 0.7	+ 18.0	− 7.4	+ 5.8	− 13.2	+ 4.8
	1935	+ 7.7	− 16.3	+ 15.6	+ 7.0	+ 2.5	+ 9.5	− 3.4	− 8.7	− 12.1	− 2.6
英吉利 (16)	1927	− 1,883.3	+ 1,216.6	+ 1,065.8	+ 399.1	− 14.6	+ 384.5		•	•	•
	1928	− 1,717.9	+ 1,216.6	+ 1,095.0	+ 593.7	− 24.3	+ 569.4		•	•	•
	1929	− 1,854.2	+ 1,216.6	+ 1,138.8	+ 501.2	+ 73.0	+ 574.2		•	•	•
	1930	− 1,878.2	+ 1,070.5	+ 944.1	+ 136.4	− 21.3	+ 112.1		•	•	•
	1931	− 1,850.3	+ 771.0	+ 607.7	− 471.6	+ 158.7	− 312.9		•	•	•
	1932	− 1,006.2	+ 525.9	+ 301.5	− 178.8	(− 52.6)	(− 231.4)		•	•	•
	1933	− 871.5	+ 530.2	+ 341.3	—	(− 649.5)	(− 649.5)		•	•	•
	1934	− 883.7	+ 510.9	+ 351.7	− 21.0	(− 399.8)	(− 420.8)		•	•	•
	1935	− 756.4	+ 523.7	+ 328.7	+ 96.0	(− 203.6)	(− 107.6)		•	•	•
	1936	− 1,020.7	+ 573.6	+ 391.2	− 55.9	(− 670.7)	(− 26.6)		•	•	•
瑞典 (17)	1927	+ 7.7	+ 5.1	+ 52.0	+ 64.8	+ 0.3	+ 726.6	+ 13.7	− 38.1	− 24.4	+ 40.7
	1928	− 36.2	+ 6.7	+ 50.9	+ 21.4	− 2.9	+ 18.5	− 48.0	+ 9.1	− 38.9	− 20.4
	1929	+ 9.9	+ 8.1	+ 56.2	+ 74.2	− 2.9	+ 71.3	− 0.5	− 25.5	− 26.0	+ 45.3
	1930	− 31.1	+ 5.4	+ 52.0	+ 26.3	—	+ 26.3	− 105.1	+ 21.2	− 83.9	− 57.6
	1931	− 76.8	− 1.5	+ 46.2	− 32.1	+ 9.6	− 22.5	− 34.9	+ 48.0	+ 13.1	− 9.4
	1932	− 37.9	+ 23.6	+ 30.7	+ 16.4	+ 1.3	+ 17.7	+ 22.9	− 41.9	− 19.0	− 1.3
	1933	− 2.6	+ 13.5	+ 25.7	+ 36.6	− 7.4	+ 29.2	+ 9.5	− 43.0	− 33.5	− 4.3
	1934	− 0.6	+ 10.4	+ 21.5	+ 31.3	+ 12.1	+ 43.4	− 7.4	− 38.1	− 45.5	− 2.1
	1935	− 27.4	+ 13.0	+ 23.5	+ 9.4	− 9.4	− 0.3	+ 3.3	− 6.7	− 3.4	− 3.7
	1936	− 18.5	+ 12.0	+ 25.6	+ 19.1	− 31.5	− 12.4	+ 3.5	− 9.0	− 5.5	− 17.9
瑞西 (18)	1928	− 92.1	+ 63.7	+ 84.0	+ 55.6	− 14.1	+ 41.5		•	•	•
致須國	1927	+ 64.3	− 20.6	+ 17.5	+ 61.2	− 2.8	+ 58.4	− 61.0	− 7.6	− 68.6	− 10.2
	1928	+ 60.0	− 16.9	+ 18.1	+ 61.2	− 4.7	+ 56.5	− 50.9	− 5.5	− 56.4	+ 0.1
	1929	+ 15.4	− 10.7	+ 21.4	+ 26.1	− 3.7	+ 22.4	− 35.0	+ 10.0	− 25.0	− 2.6
	1930	+ 52.7	− 16.9	+ 15.1	+ 50.9	− 9.0	+ 41.9	+ 7.2	− 16.6	− 9.4	+ 32.5
	1931	+ 40.7	− 10.6	—	+ 30.1	− 3.8	+ 26.3	− 15.7	+ 40.9	+ 25.2	+ 51.5
	1932	− 4.3	− 8.3	+ 4.7	− 7.9	− 1.8	− 9.7	+ 33.1	− 24.4	+ 8.7	− 1.0
	1933	+ 0.6	− 9.8	+ 7.8	− 1.4	+ 0.1	− 1.3	+ 5.9	+ 3.8	+ 9.7	+ 8.4
	1934	+ 22.9	− 8.5	+ 6.9	+ 21.3	− 13.0	+ 8.3	− 4.3	− 0.3	− 4.6	+ 3.7
	1935	+ 16.8	− 11.8	− 0.6	+ 4.4	− 0.2	+ 4.2	− 1.5	− 4.3	− 5.8	− 1.6
	1936	+ 2.3	− 12.9	− 2.7	− 13.3	+ 2.3	− 11.0	− 12.7	+ 4.3	− 8.4	− 19.4
土耳其	1927	− 20.9	− 3.8	+ 2.9	− 21.8	—	− 21.8	+ 2.7	+ 17.9	+ 20.6	− 1.2
	1928	− 13.9	− 3.1	+ 5.6	− 11.4	—	− 11.4	+ 3.4	—	+ 3.4	− 8.0
	1929	− 45.1	− 2.2	− 2.7	− 50.0	—	− 50.0	+ 6.1	+ 4.2	+ 10.3	− 39.7
	1930	+ 6.8	− 2.9	+ 1.7	+ 5.6	—	+ 5.6	+ 1.0	•	+ 1.0	+ 6.6
	1931	+ 1.9	− 0.4	—	+ 1.5	− 4.0	− 2.5	+ 3.2	•	+ 3.2	+ 0.7
	1932	+ 6.0	—	− 1.7	+ 4.3	− 1.0	+ 3.3	—	•	•	+ 3.3
	1933	+ 5.6	− 0.3	+ 6.0	+ 11.3	−	+ 11.3	− 2.2	•	− 2.2	+ 9.1
「ユーゴースラヴィア」	1927	− 31.6	− 20.0	+ 28.5	− 23.1	− 0.1	− 23.2	+ 25.3	− 5.1	+ 20.2	− 3.0

國別	年次	貨物、勞務及金勘定 貨物(1)	利子及配當(2)	其他の勞務(3)	貨物及勞務(4)	金(5)	合計(6)	資本勘定 長期(7)	短期(8)	合計(9)	誤算及脱落に依る殘高(10)
	1928	− 38.3	− 20.5	+ 31.6	− 27.2	—	− 27.2	+ 19.2	+ 7.1	+ 26.3	− 0.9
	1929	− 9.4	− 22.3	+ 44.5	+ 12.8	− 0.1	+ 12.2	+ 14.5	− 22.7	− 8.2	+ 4.5
	1935	+ 4.0	− 13.6	+ 8.7	− 0.9	− 1.3	− 2.2	+ 6.7	− 6.9	− 0.2	− 2.4
濠洲聯邦(b)	1928-9	− 45.3	− 170.6	+ 6.9	− 209.0	+ 12.9	− 196.1	•	•	+ 148.3	− 47.8
	1929-0	− 196.4	− 180.5	+ 13.6	− 363.3	+ 129.3	− 233.9	•	•	+ 193.3	− 40.6
	1930-1	+ 71.5	− 181.6	+ 18.2	− 91.9	+ 57.9	− 34.0	•	•	+ 11.1	− 22.9
	1931-2	+ 121.0	− 116.9	+ 10.2	+ 14.3	+ 34.7	+ 49.0	•	•	− 51.3	− 2.3
	1932-3	+ 71.4	− 101.7	+ 3.8	− 26.5	+ 57.5	+ 31.0	•	•	− 65.2	− 34.2
	1933-4	+ 96.3	− 92.0	− 1.2	+ 3.1	+ 20.9	+ 24.0	•	•	− 67.6	− 43.6
	1934-5	+ 22.5	− 82.6	+ 2.3	− 54.8	+ 18.7	− 36.1	•	•	+ 56.5	+ 20.4
	1935-6	+ 40.3	− 84.4	+ 3.3	− 40.8	+ 25.3	− 15.5	•	•	− 6.6	− 22.1
新西蘭(a)	1928-9	+ 48.3	− 42.3	− 1.9	+ 4.1	+ 5.4	+ 9.5	•	•	+ 31.7	+ 41.2
	1929-0	− 13.6	− 42.7	− 0.8	− 57.1	+ 5.3	− 51.8	− 11.9	+ 30.6	+ 18.7	− 33.1
	1930-1	− 7.0	− 44.4	− 1.5	− 52.9	+ 1.3	− 51.6	+ 39.2	—	+ 39.2	− 12.4
	1931-2	+ 32.3	− 35.5	− 3.7	− 6.9	+ 4.7	− 2.2	+ 20.4	− 13.0	+ 7.4	+ 5.2
	1932-3	+ 31.3	− 26.9	− 2.0	+ 2.4	+ 9.6	+ 12.0	− 4.1	+ 7.4	+ 3.3	+ 15.3
	1933-4	+ 45.4	− 25.4	− 0.6	+ 19.4	+ 3.7	+ 23.1	− 10.4	− 60.1	− 70.5	− 47.4
	1934-5	+ 24.8	− 23.1	− 2.6	+ 0.9	− 9.8	+ 8.9	− 4.3	+ 55.9	+ 51.6	+ 60.5
	1935-6	+ 25.5	− 22.5	− 1.9	+ 1.1	+ 4.3	+ 5.4	− 8.9	+ 2.8	− 6.1	− 0.7

(a)4月1日より3月31日迄　(b)7月1日より6月30日迄

(1) 南阿聯邦の第二及第七欄——外國商社が國内にて收得した利益金の再投資を含まない。
(2) 亞爾然丁(一九三六年は私的調査になるものに依る)——定期的年賦償還金は第七欄に記入する代りに第二欄中に含めた。
(3) 加奈陀の第一及第三欄——輸入貨物運賃に關し自國船に支拂はれた運賃を含まない。
(4) 合衆國の第一及第三欄——一九二七年、二八年及三二年度は自國船に支拂はれた輸入貨物の運賃を含まない。第二、第七、第八欄——一九三一年以降は海外に於て受取りながら未だ本國へ移されてゐない利子及配當金の一部を含まない。
(5) 「ウルグアイ」——公債及擔保附社債の年賦償還金は第二欄に含めた。
(6) 中華民國(一九二九—三〇年は「シー・エフ・レーマー」教授の推算)——年賦償還金支拂は第七欄に合算する代りに第二欄に含めた。一九三三年以降の數字は總て滿洲國及熱河を除く。
(7) 蘭領印度の第二及第七欄——外國商社が國内で得た利益金の再投資額を含まない。
(8) 獨逸——「ドーズ」案に依る支拂は第二及第七欄に合算する代りに第三欄に含められてゐる。資本移動に關する資料は短期及長期資本の區別が明確でない。長期のものであることが分つてゐる資本の移動殘高は第七欄の中に合算した。一九三四及三五年に於ける利子及配當及是等を含む總計には括弧を附した。蓋し右の數字は現實に送金された金額の外に外國債權者に對して假證劵又は整理公債が交附された額を包含してゐるらしいからである。
(9) 白耳義(「エフ・ボーデュアン」教授の推算)——戰債の年賦償還金は第七欄に合算せず第二欄に含めた。
(10) 勃牙利——政府債の年賦償還金は第二欄に合算した。
(11) 佛蘭西(一九二七——三三年は「ピー・メイニアル」氏又一九三四年以後のものは「エル・リスト」及「ピー・シュウオブ」兩氏の推算)——或種の年賦償還金受拂額は第二欄に合算した。
(12) 希臘——金は第九欄に合算し、公債の年賦償還金は第二欄に合算した。
(13) 洪牙利——一九二七—二九年の中期資本取引は第七欄中に又一九三〇及三一年の分は第八欄に合算した。
(14) 伊太利—「デー・ボルガッタ」教授の推定に依る數字。
(15) 波蘭——數字は波蘭のみに關するものである。從つて波蘭及「ダンチッヒ」に關する貿易數字は修正した。
(16) 英吉利——政府の資本取引は第三欄に合算した。短期資本利子は第二欄に合算せしめず第三欄に含めた。
(17) 瑞典——一九三〇年末迄の短期資本勘定は銀行關係のもののみである。在外「イーヤーマーク」金の變動は一九二七——三三年度分は第八欄に、又一九三四年度以降の分は第五欄に合算した。

(18) 瑞西——瑞西商工業組合委員會(「フォルオルト」)の非公式推算。

右表に關する一般的注意

右表の各項目の主要特質は次の通りである。

貨　物（第一欄）

勘定算出の基礎數字は銀地金及金貨以外の鑄造貨を含んでゐる。原資料は輸入貨物はC・I・F價格、又輸出貨物はF・O・B價格を表すやうに修正した。之が爲輸入貨物の運賃、輸出入貨物の過大及過少評價、密貿易及貿易統計中に含まれない多數の貨物を考慮した。

利子及配當（第二欄）

利子及配當の中之を獲得した國で再投資され且つ決して國際支拂に含まれなかつたものは主として本欄中に計上し、資本移動を示す欄から控除した。

其他の勞務（第三欄）

本欄中に含む項目は國際貿易に依つて得た商船運賃（輸入はC・I・F價格、又輸出はF・O・B價格で計算せられてゐるから、右運賃の合計は國際支拂を生じない部分の數字をも包含してゐる）、通過貿易收入、觀光客の出費、外交官及其他政府の出費等である。尙移民の資金及送金等の如く勞務の性質を正確に有しない種類の通貨の移動及現金若は現物による大戰賠償金をも含む。然し現物賠償は貨物の項目の反對側に含まれてゐるから之は結局總勘定尻には影響しない。賠償支拂を第三欄中に包含せしめた理由は一般に之を年賦償還（資本勘定）及利子勘定中に分割することが出來ないからである。他方戰債及其他の各國政府間貸借の支拂は特記（英國及佛蘭西の如く）なき限り利子及年賦償還項目中に分割した（第二及第七欄）。

貨物及勞務總計（第四欄）

本欄は經常取引勘定を最もよく代表してゐる。但し次欄中に示した金取引が全部又は一部貨物の性質を有する場合を除く。

金（第五欄）

貿易統計中に與へられた數字は或る場合には記錄せられなかつた金移動勘定を參酌して之を修正した。或國（例へば米國）の場合には國內に保有してゐる外國勘定又は外國に保有してゐる自國勘定の「イーヤーマーク」金の移動は金貿易中に計上した。

金の銀行操作に依る移動と其他の金の移動との區別は付けなかつた。從つて例へば南阿弗利加の金山よりの金輸出は多分に貨物の性質を有してゐるにも拘らず之を第五欄中に示した。

長期資本項目（第七欄）

本欄は長期資本債務の償還金、證券及不動產の賣買、新規起債引受額及直接の長期投資等の項目に屬するものを示す。

短期資本項目（第八欄）

本欄は貨物「クレディット」及其他の銀行、企業等の流動資產及債務に關するものであるが、一般に完全なものではない。數字は一般に各年の始末に於ける現在高の相違を表し又爲替相場率の變動及償還不能等に依る變化に對する手加減が加へてある。

第四節　債權國及債務國の經常項目に於ける最近の變化

過去數年間に大多數の國に於て生じた一般的景氣改善は、一九二八—二九年の「ブーム」に至るまで債務國と債權國との間に存してゐた關係への復歸を伴はず、債務國に依る大規模の借款は、一九三〇年に於ける短期の活況を除ては再び行はれなかつた。從つて債務國の對外支拂金の如きも以前は借入資金を以て一部分の埋め合せをつける事が出來たのであるが、今度は各自國の資力を以て支拂を行はねばならなかつた。

之は資本の移動が行はれなかつたと云ふ意味ではない。それどころか實際には過去數年間に於ける資本の國際的移動は以前の如何なる時期より大きかつたと云つてよいであらう。然し現在の如き貨幣の混亂時期に行はれる資本移動は主として投機的性質を帶びてゐた。即ち之等の資本移動を行はしめた決定要因は第一に爲替變動から生ずる資本の價値增殖を圖り或は反對に減價を避けやうとする欲求がそれであつて、投資の利廻を目的としたものではなかつた。更に右資本の移動は債權國と債務國との間に行はれたのでなく、債權國の「グループ」內で起つたものであつて、其大部分は經常項目に依つてゞなく金の移動に依つて相殺されてゐる。此の資本取引の詳細に就ては後段に述べる積りであるが、本節に於ける叙述は斯樣な投機的な資本移動と直接に關係のない國際諸勘定に於ける變化に限定する。此の爲には先づ主要債權國たる英、米、佛三國から始めて其の「經常的」諸項目に於ける差引殘高の變化を考察することが便宜であらう。

金を多く產出しない諸國の經常項目勘定に因る受入又は支拂差額の第一の概數としては第六―一八頁に掲げてある要約表の第四欄の貨物及勞務勘定殘高をとることが出來る。然し注意すべきは總ての國が金を工業用其の他類似の目的の爲に吸引して居り而して斯かる金は貨物として原則的には經常項目勘定中の貨物の部類に算入すべきものであることである。然し以下の分析に於ては勘定尻の大さよりも寧ろ其の變化の方が重要であり且つ工業上の金の消費は毎年大した變化のないものであるから金勘定の修正は行はない積りだ。

今一つの困難は銀の取引から生ずる。最近二、三年間に官幣目的の爲に米國へ巨額の銀が流入したが、之は或る點に於て銀行業務上の金の流入に類似してゐる。本書に於て採用した方法に依れば銀は貨物として類別されてゐるから、米國の貨物勘定の修正が必要になる。英國に付ても亦同樣な修正を加へなければならない。蓋し米國の輸入した巨額の銀は倫敦を經由して行はれ、倫敦に於ける銀の「ストック」には年々可成りの變化が起つたからである。

更に本研究の目的上よりして聯合國賠償及賠償金の受取額を經常項目とすることは好ましくないと考へられる。從つて之に相當する受取額又は支拂額は利子又は「其他の勞務」中に含まれて居る限り米國及佛蘭西に付之を差引いて置いた。英國に付ては右の受取額及支拂額は漸減しになるものと假定して――尤も此の假定は大體に於て當てはまるに過ぎないが――此の勘定を變更することは不必要であると考へた。

最後に米國の若干の運賃受取額に關する數字は若干の年度間勘定の兩方の項目から控除されて居るが、考察の對象とした全期間に付比較を行ひ得る樣に之を加へて置いた(註)。

註　要約表中、米國に關する註參照。

以上の如く貨物及勞務の勘定尻を調整した後でも尙其の數字は常時諸國の經常項目勘定の變化を正確に反映するものとは云へないが(註)、然し現在の研究目的にとつては充分正確なものと考へてよいであらう。調整された勘定尻を金弗及英貨磅にて表示すれば次の如くである。

註　即ち米國內に於ける金銀の生產狀況及常時諸國に於ける或種輸入貨物及輸出し得る貨物の國內在庫狀況の變動をも考慮して調整せねばならないであらう。

三主要債權國經常項目勘定尻

▲米國舊金弗(千弗)換算數字

	1927年	1928年	1929年	1930年	1931年	1932年	1933年	1934年	1935年	1936年
米國										
貨物	+ 286	+ 584	+ 362	+ 375	+ 19	+ 101	+ 100	+ 224	+ 81	− 49
利子及配當	+ 519	+ 523	+ 554	+ 605	+ 529	+ 388	+ 305	+ 219	+ 207	+ 195
其他の勞務	− 462	− 549	− 681	− 580	− 493	− 449	− 218	− 169	− 179	− 235
計	+ 343	+ 558	+ 235	+ 400	+ 55	+ 40	+ 187	+ 274	+ 109	− 89
英國										
貨物	− 1,883	− 1,713	− 1,858	− 1,877	− 1,843	− 1,000	− 854	− 855	− 799	− 1,024
利子及配當	+ 1,216	+ 1,217	+ 1,216	+ 1,070	+ 771	+ 526	+ 530	+ 511	+ 524	+ 574
其他の勞務	+ 1,066	+ 1,095	+ 1,139	+ 944	+ 607	+ 301	+ 341	+ 352	+ 329	+ 391
計	+ 399	+ 599	+ 497	+ 137	− 465	− 173	+ 17	+ 8	+ 54	− 59
佛國										
貨物	+ 4	− 129	− 435	− 506	− 519	− 395	− 353	− 264	− 233	− 325
利子及配當	+ 88	+ 127	+ 197	+ 184	− 132	+ 45	+ 72	+ 98	+ 141	+ 150
其他の勞務	+ 286	+ 350	+ 375	+ 355	+ 301	+ 157	+ 169	+ 121	+ 63	+ 64
計	+ 378	+ 348	+ 137	+ 33	− 86	− 193	− 112	− 45	− 29	− 111
三箇國合計										
貨物	− 1,593	− 1,258	− 1,931	− 2,008	− 2,343	− 1,294	− 1,107	− 895	− 951	− 1,398

		1927年	1928年	1929年	1930年	1931年	1932年	1933年	1934年	1935年	1936年
利子及配當		+ 1,823	+ 1,867	+ 1,967	+ 1,859	+ 1,432	+ 959	+ 907	+ 828	+ 872	+ 919
其他の勞務		+ 890	+ 896	+ 333	+ 719	+ 415	+ 9	+ 292	+ 304	+ 213	− 220
計		+ 1,120	+ 1,505	+ 869	+ 570	− 496	− 326	+ 92	+ 237	+ 134	− 259
▲英貨額に換算せる數字											
米國	物	+ 59	+ 120	+ 74	+ 77	+ 4	+ 29	+ 30	+ 74	+ 28	− 16
	利子及配當金	+ 107	+ 108	+ 114	+ 124	+ 117	+ 111	+ 92	+ 73	+ 71	+ 66
	其他の勞務	− 95	− 113	− 140	− 119	− 109	− 128	− 66	− 56	− 62	− 80
	計	+ 71	+ 115	+ 48	+ 82	+ 12	+ 12	+ 56	+ 91	+ 37	− 30
英本國	物	− 387	− 352	− 382	− 386	− 406	− 285	− 258	+ 284	− 274	− 348
	利子及配當金	+ 250	+ 250	+ 250	+ 20	+ 170	+ 150	+ 160	+ 170	+ 180	+ 195
	其他の勞務 (a)	+ 219	+ 225	+ 234	+ 194	+ 134	+ 86	+ 103	+ 117	+ 113	+ 133
	計	+ 82	+ 123	+ 102	+ 28	− 102	− 49	+ 5	+ 3	+ 19	+ 20
佛國西 (b)	物	+ 1	− 26	− 89	− 104	− 114	− 113	− 107	− 88	− 80	− 111
	利子及配當金	+ 18	+ 26	+ 40	+ 38	+ 29	+ 13	+ 22	+ 33	+ 48	+ 51
	其他の勞務 (c)	+ 59	+ 72	+ 77	+ 73	+ 66	+ 45	+ 51	+ 40	+ 22	+ 22
	計	+ 78	+ 72	+ 28	+ 7	− 19	− 55	− 34	− 15	− 10	− 38
三ケ國合計	物	− 327	− 258	− 397	− 413	− 516	− 369	− 335	− 298	− 326	− 475
	利子及配當金	+ 375	+ 384	+ 404	+ 382	+ 316	+ 274	+ 274	+ 276	+ 299	+ 312
	其他の勞務	+ 183	+ 184	+ 171	+ 143	+ 91	+ 3	+ 86	+ 101	+ 73	+ 75
	計	+ 231	+ 310	+ 178	+ 117	− 109	− 92	+ 27	+ 79	+ 46	− 88

(a) 短期資本利子及政府の資本取引額を含む。 (b) 佛國西の海外諸領域を含む。 (c) 若干の年期債還支拂金を含む。

右表は玆に問題とする諸變化をよく明示してゐる。

右三債權國の經常項目に於ける總受入超過額は一九二七及二八年に於ては十億乃至十億五千萬弗に上つてゐるが、對外債務の清算が最も顯著に行はれた一九三一及三二年間には反對に支拂超過に一轉した。爲替管理、據置協定、支拂延期及通商制限の强化擴大等の結果右の債務支拂が阻止されるに至り、債權國の經常項目の勘定尻は再び貸方勘定に轉じた。受入超過は一九三四年に於て絶頂に達し、一九三五年には著しく減少した。一九三六年には勘定尻は再び借方勘定に轉じ一九三四年及一九三六年間に於ける勘定尻の相違は略々五億金弗であつて、其中四分の三は米國關係のものである。米國及英國の勘定尻は一九三六年に借方勘定に轉じ、佛國は一九三一年以來借方勘定である。

英、米、佛三國の經常項目勘定尻合計

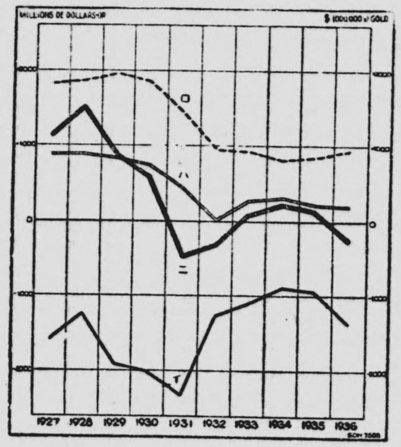

英米佛三國を合算した勘定尻（金弗に換算）に就ては上の圖表を參照して讀まれたい。一九二七年と一九三六年の總勘定殘高の相違は利子及配當金が半分に減少したことゝ狹義の勞務に基く受入超過が四分の三だけ減少したことに基因するものである。貨物貿易の入超程度は一九三六年に於ても一九二七及二八年とほゞ同程度であつた。反對に一九三四年と一九三六年とを比較する時は最近の勘定殘高の變化が總て貨物貿易に基く支拂超過額の增大に基くものであることが判る。此の期間の特徴は景

氣の改善であつたが、同期間中に利子及配當金の純受入額は勿論增加した。然し此の增加は貿易勘定の變化の一小部分に當るに過ぎず、狹義の勞務に因る受入超過額の減少に依つて殆ど相殺された。

第二三頁の表は單に三大主要債權國に關聯したものに過ぎないが、同表に示された變化は總ての債權國の狀態を大體代表してゐるものと看 すことが出來る。從つて同表の最後の行に示されてゐる總計額は總ての債務國の貨物、利子及配當及狹義の勞務に基く勘定尻の總額と殆ど正反對の方向へ動いたものだと云へるであらう（然し貨物竝に所謂「其他の勞務」に基く殘高の絕對額の逆ではない）。然し債務國の生產になる金の賣却額は、たとへ購買國たる債權國にとり金の獲得が非經常項目關係のものであつても、之をも債務國の經常項目に加へねばならないことを考慮に入れて置くべきである。債務國に於ける金生產の增加に依り該國の經常項目勘定尻は債權國に關する數字が示すよりは遙に改善の傾向があつた。次の數字は債務國の金生產額の年々の增加狀態を示すものであるが、之は金生產と云ふ要因が如何に重要であるかを概略指示してゐるものと考へられる。

○金生產の增加狀態（概數）（單位百萬舊金弗）

	一九二九—三四年平均	一九三四—三五年平均	一九三五—三六年平均
總ての債務國（註）	一三	二九	三八
蘇聯邦以外の總ての債務國	七	一三	二三

註　數字は蘇聯邦に對する正確な報告が無い爲不正確である（國際聯盟統計年鑑、一九三六—三七年版、五一頁參照）。

多數の債務國の經常項目に基く勘定尻の概數を示せば次の如くである。數字は貨物及勞務（金產出國の場合には更に產金額を追加して）勘定（註）に基く受拂超過額を表すものである。

若干の債務國の經常項目勘定尻（單位百萬舊金弗）

國別＼年次	1929	1930	1931	1932	1933	1934	1935	1936
亞爾然丁	− 159	− 313	− 77	− 14	− 59	− 5	+ 1	+ 7
濠洲(a)	− 200	− 354	− 82	+ 28	− 11	+ 21	− 38	− 19
加奈陀	− 111	− 135	− 8	+ 29	+ 38	+ 50	+ 108	+ 191
洪牙利	− 37	− 21	− 36	− 2	•	•	+ 5	•
印度(b)	+ 23	− 38	− 88	− 139	− 39	− 71	− 56	+ 20
蘭領印度	− 60	− 59	− 42	− 35	− 28	+ 22	+ 11	+ 50
新西蘭	− 55	− 51	− 5	+ 5	+ 22	+ 2	+ 1	•
諾威	− 9	− 28	− 36	+ 7	+ 13	+ 9	+ 3	+ 10
波蘭	− 59	− 19	+ 8	+ 5	+ 9	+ 17	+ 7	•
南阿聯邦	− 68	− 35	− 13	+ 79	+ 69	+ 17	+ 15	•

(a)　6月30日を年度末とす。
(b)　3月31日を年度末とす。

註　要約表第四欄參照。

上に揭げた國の大多數は不況の初期に於ては著しき支拂超過を示し、國內の金「ストック」の輸出、自國資金（例へば倫敦にある資產）の引上及一部分は特に一九三〇年に於て新規の起債に依つて右支拂超過の埋合せを行つた。流動資產の涸渴と債權國の資本市場の殆ど完全な閉鎖に伴ひ或債務國の勘定殘高は一九三一—三二年に於ては貸方勘定に轉じた。印度は引續き著しき支拂超過であつたが之に對しては退藏金を利用し金を輸出した。一九三六年に此の金の輸出は一九三一年及一九三二年の三分の一に減少し、印度の經常項目に基く勘定尻は貸方勘定になつた。「アルゼンチン」國の勘定尻は一九三五年に、蘭領印度は一九三四年に夫々貸方勘定に轉じた。

一九三七年の上八箇月間に於て國際貿易に關する記錄數字は債權國と債務國との間の貿易尻の變化が繼續してゐる事を示してゐる。即ち同期間の英國の貿易入超額は一九三六年同期間に比し一二九百萬金弗を增加し、米國は一二百萬金弗の、佛蘭西は六九百萬金弗の又比較的小債權國たる白耳義、和蘭、愛蘭自由國、瑞西及瑞典の五箇國は之を合算して五三百萬金弗の夫々入超增加となつてゐる。次頁の表は右の八債權國及其他の諸國（事實上債務國）に於ける記錄上の輸出入價額竝に其差引殘高を表示するものである。尙債務國に

貨物貿易額（米國舊金弗に換算、單位百萬弗）

	1934年 全年	1935年 全年	1936年 全年	1934年 1—8月	1935年 1—8月	1936年 1—8月
八債權國(a)						
輸入額	5,310	5,380	6,036	3,478	3,880	4,840
輸出額	4,211	4,188	4,397	2,652	2,795	3,492
差引入出超	− 1,099	− 1,192	− 1,639	− 826	− 1,085	− 1,348
其他諸國(b)						
輸入額	6,670	6,847	7,049	4,468	4,576	5,821
輸出額	7,092	7,366	8,139	4,661	5,147	6,578
差引入出超	+ 442	+ 519	+ 1,090	+ 193	+ 571	+ 757

(a) 英國、米國、佛蘭西、白耳義、和蘭、瑞典、瑞西及愛蘭自由國。

(b) 若干の金生產國の金輸出を含む。

關する數字は或程度推定に基くものであつて留保を要する。

然し一九三七年一月乃至八月の期間に於ける債權國の輸入超過及債務國の輸出超過の繼續的增加は右二「グループ」間の總ての經常取引に基く勘定尻が一九三五及三六年に於けると同一の線に沿つて動いてゐる證據であると云ふ風に考へてはならない。右の二年間中に於ては、利子、配當及狹義の勞務の變動は大部分相互に相殺されてゐるが、一九三七年に於ては之と事情を異にしてゐた。債務國の主要輸出品たる原始生產品の價格が一九三六年下半期及一九三七年初めの數箇月中著しく騰貴したことをこゝに想起しやう。爾來或る原料品の價格は再び低落したが、高物價は一九三七年に於て債權國が海外諸國より受取る配當金及利潤の著しき上昇を齎したものと考へられる。更に一九三六年の秋頃より一九三七年の秋まで繼續した運賃率の急激な上昇は特に世界商船の比較的大部分（一九三六年には五七%）を所有する債權國の運賃收入の增加を齎した。債權國の支拂超過となつてゐる或「貿易外」項目も亦增加を示してゐることは疑ひがないが、總ての貿易外經常項目に基く受入超過額は一九三七年に於て更に受取勘定を增加し、輸入超過の增大を大部分相殺してゐるものと思はれる。

過去數年間に於て製造品に比し原始生產品の價格が一層上昇したことは債務國及債權國の貿易條件が前者に有利に變化したことを意味する。一九三四年より一九三六年に至る間の是等「グループ」間の貿易尻に於ける變化の約三分の一は價格の變動に基因し、他の三分の二は量的な變動、就中債權國輸入量の比較的著るしい增加に由來するものである。貿易條件の變化は、債權國がより大なる數量の輸入品を吸收する能力と意思とを持つてゐた事實の二次的結果と見做してよいであらう。債權國の需要增加は國際的景氣回復の基礎を創造し、且つ債務國が其對外諸取引に於て過去數年間に亘つて苦んでゐた逼迫を緩和した。

此の回復が不況前に存してゐた均衡狀態への復歸を意味してゐないことは、歐洲及「ラテン」亞米利加諸國の對外債務の大部分が今尙支拂不履行の狀態に在る事實を考へれば明瞭である。加之一九三七年に債權國の海外よりの配當及船舶關係收入が增加し同年の輸入超過增加額の大部分と相殺されたが、之は尙現に存してゐる「トランスファー」の諸困難が債權國の膨脹政策に依つても急速に克服され得ないことを暗示してゐる。一九三七年に於ける債務國の或重要產品相場の再低落は過去二箇年間に行はれて來た國際取引上の諸傾向が少くとも一時的に停止されたことを示すものである。

債務國が諸債務の支拂及遊資獲得の爲に債權國に於ける自國商品の販路擴張を利用し得た程度は勿論主として其等諸國の採用する貨幣及商業政策の如何に依つて決定された。此の問題は「世界貿易概觀」一九三六年版中に研究されてゐるが、之に依ると輸出貨物代金の大部分を自分で隨意に處分する自由を持ち續けて來た數多の原料品生產國（「アルゼンチン」、支那、蘭領印度及英領印度が例示されてゐる）に於ては、金價換算の輸入金額は一九三六年に於て其前年より低下して居り、從つて一九三六年の輸出增加に依り受入超過額は著增した。

他の例へば清算協定又は「バーター」協定に依つて輸入を輸出に「リンク」させてゐる或原料品生產國に於ては、輸出額の增加は輸入額の多少とも同時的增加を生ぜしめ、從つて輸出超過は前の原料品生產國の場合に於けると同率で增加しなかつた。

第五節　資本の移動

資本取引の種々の形態を考察するに先立つて先づ國際投資總額の大きさを考察することが望ましい。本書中の國別の部分の大多數は其の對外貸借に關する多かれ少かれ完全な情報を含んでゐる。之等の數字は其の正確性に相違があり且使用した評價の基礎も總ての國に付て同一でないから、之を纏めて一覽表に示すには不適當と考へられる。然し次に掲げる數字は當該額に付或る觀念を與へるのには充分であらう。此の數字は一般に證券の場合には額面價格を、直接投資の場合には帳簿價額を表示するものと考へてよい。

一九三四年度末に於ける英國の長期對外投資は「サー・ロバート・キンダースレイ」の調査に依れば三七・一億磅に達して居り、其の內譯は公社債約二二・二億磅、株式及直接投資が一四・九億磅である。一九三五年及一九三六年に之等の投資額が少し增加したと假定すれば一九三六年度末に於ける其の金價換算額は一一〇億舊米金弗となるであらう。

米國の長期投資額は一九三六年度末に於て七四億金弗（現在の平價に依れば一二五億弗）に達し、其の內譯は約四六億弗が「直接的」投資、二八億弗が「證券」投資である。佛蘭西の對外投資に關して入手し得た情報は前二箇國よりも明確を缺いてゐるが、本書に收錄した一九三六年度佛蘭西國際貸借の私的推定額中の利息收入が元金の五％に當るものと假定すれば、元金額は三〇億金弗に上るものと思はれる。和蘭、白耳義、瑞西及瑞典の對外投資は合算して五〇乃至七〇億金弗に上るであらう。即ち以上考察した諸債權國は約二八〇億金弗の對外長期投資を行つたことになる。然し情報が完全であることは殆どないから債權國全體の長期投資總額は約三〇〇億金弗と考へてよい。尤も或る債務國には可成りの長期對外投資額を有するものがある。例へば加奈陀は一〇億金弗を超えてゐる。然し一般原則としては債務國の對外投資は大して多くないから、長期國際投資全額は三五〇億には達してゐないであらう。此の總額は負債又は直接投資の額を表す貨幣の爲替相場の變動に基くものを除けば、最近數年間に於て大して變動してはゐない樣である。然し投資の分布狀態には重大な變化が生じた。即ち債務國に於る投資額は買戻及通常の年賦償還に基き低減し、反對に債權國（就中米國）に於ける投資額は增加した。現在までの不完全な資料に依ると一九三六年末に於て債權國に於ける外國の長期投資額は約一〇〇億金弗であり、債務國のそれは約二五〇億金弗に達してゐる樣である。

未償還の對外短期債務の總額は、國際決濟銀行の推定に依れば、一九三〇年末より一九三四年末までに七〇〇億瑞西「フラン」より二九〇億瑞西「フラン」へと低減した。而して二九〇億瑞西「フラン」の中九〇億「フラン」は商業「クレデイツト」を、三五億「フラン」は中央銀行保有額を、一五億「フラン」は債務の利拂の爲債權國內に積立てられた資金を、而して一五〇億「フラン」は倫敦に於ける濠洲及愛蘭の諸銀行預金の如き資金並に戰後異常に增加した短期貸出の未回收金額及其他の不良資金（註）等を含む其他の諸項目を代表してゐる。これ以上に新しい推定額は未だ出來てゐないが、歐洲の債權國から米國へ短期資本が流出する傾向があり又或債務國は絕えず短期債務を辨濟してゐるから、長期投資の場合に生じたのと同樣な變化が短期資本の分布狀態中にも生じたことであらう。

註　「カーネギー」協會及國際商業會議所聯合委員會刊行 The Improvement of Commercial Relations between Nations; The Problem of Monetary Stabilisation 中「ヱフ・ヂー・コノリー」執筆の "Memorandum on International Short-term Indebtedness" 參照。

要約表中の第七欄及第八欄は長期及短期の資本移動の狀況を示すものである。第九欄中に示した全資本勘定殘高數字は理論上は財貨、勞務及金勘定に基く受取乃至支拂差額を表現する第六欄中の數字と一致すべきものである（但し性質上此の兩數字は反對の記號を有する）。實際には可成り喰ひ違ひを生ずるのが普通であるので、第六欄の數字は資本移動の「間接的」評價額を示すものに過ぎないが、資本取引に關する直接的情報は一般に不完全であるから右の間接評價は比較的正確なものであらう。

次の表は長期資本の勘定尻算出の基礎たる對內及對外移動總額を示すものである。

長期資本の流出入狀態（單位百萬舊米金弗）

國別	對內的移動						對外的移動					
	1929年	1932年	1933年	1934年	1935年	1936年	1929年	1932年	1933年	1934年	1935年	1936年
南阿聯邦	4.3	23.1	4.3	63.7	39.1	•	12.9	0.9	11.2	27.3	49.0	•
米國	2,390.0	894.0	1,213.0	693.0	1,176.0	2,052.0	2,480.0	647.0	1,174.0	572.0	904.0	1,696.0
印度(a)	74.5	33.4	61.6	8.3	•	•	25.9	50.4	114.0	27.5	•	•
蘭領印度	23.7	37.4	47.1	60.7	3.2	4.6	48.6	30.6	32.6	24.9	18.1	18.3
「イラク」(a)	2.9	5.3	5.8	2.6	2.2	•	1.5	0.9	0.6	—	0.1	•
日本（含朝鮮、臺灣）	137.4	32.0	52.0	47.3	48.8	•	161.7	79.2	60.2	86.8	126.2	•
獨逸(b)	(516.4)	(71.4)	(47.6)	•	•		(359.2)	(68.1)	(59.5)	•	•	
「ブルガリア」	5.8	—	—	—	1.1	—	—	—	0.1	—	0.4	2.8
丁抹	24.1	10.3	8.3	7.8	6.5	15.1	30.8	17.3	16.7	12.3	11.2	13.3
「エストニア」	—	—	—	—	—	—	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.5
洪牙利	55.7	1.7	•	•	0.3	•	17.5	1.5	•	•	—	•
「ラトヴィア」	7.5	0.1	0.1	0.1	—	•	0.5	0.5	1.1	0.5	0.9	•
「リスアニア」	1.1	1.8	0.5	0.6	•	•	0.4	1.1	1.7	1.8	•	•
諾威	21.4	11.7	10.6	12.5	16.7	50.7	25.2	11.0	17.8	8.9	13.5	45.1
波蘭	31.5	21.4	11.1	16.3	14.2	•	24.9	18.7	12.9	23.7	17.6	•
瑞典	76.4	45.1	32.8	24.7	23.8	41.6	76.9	22.2	23.3	32.1	20.5	38.1
「チェッコ」	63.1	44.5	18.0	10.1	14.8	9.8	98.1	11.4	12.1	14.4	16.3	22.5
土耳古	13.6	2.7	0.7	—	•	•	7.5	2.7	2.9	•	•	•
新西蘭(a)	—	—	—	2.5	0.1	•	11.9	4.1	10.4	6.8	9.0	•

表註　受拂超過殘高は6—18頁の表の第7欄中に表示されてゐる。

(a)　印度、「イラク」及新西蘭は、每年4月1日より初まる經濟年度。

(b)　獨逸—不完全な資料。對外支拂金額は「ドウズ」及「ヤング」債並に土耳義との所謂「マルク」協定の規定の下にある債務の早賦償還金を含まない。

一、新規資本發行額及年賦償還額

長期資本の項目の中で主なものは新規資本發行、未償還證券の國際的移動、年賦償却支拂及直接長期投資である。現存證券の賣買は大部分相互に相殺されるに反し、新規發行の形態に於ける國際的資本取引は殆んど全部が世界の少數資本輸出國に依る貸金を表すのである。此の資本發行に關しては每月及每四半期の機械的統計を入手し得るが、之に依れば、其の他の資本項目に關する明細が不明な場合でも、國際資本市場に於ける若干の變化を跡付けることが可能である。次表は米國、英國、和蘭及瑞西に於ける內國並に外國勘定の資本年別變動を表示したものである（註）。和蘭以外の國の數字は借換發行額を含まない（米舊金弗換算、單位百萬弗）。

註　資料—米國に就ては內債發行高は The Financial and Commercial Chronicle（額面價格、米國大藏省證券發行を含まず）、外債發行額は米國商務省發表（額面價額）のものに依る。英國に付ては The Monthly Reviews of the Midland Bank, Ltd.（發行價格、英國政府發行額を除外す）、和蘭には付ては Mandschrift of the Netherlands Central Bureau of Statistics（發行價格）、瑞西に付ては Bulletins Mensuels of the Banque Nationale Suisse（發行價額）に據る。

	1933年	1934年	1935年	1936年	1月乃至9月 1936年	1月乃至9月 1937年
米國						
國內勘定發行額(a)	570	827	832	1,151	798	1,024
外國勘定發行額	10	—	28	14	6	2

	1933年	1934年	1935年	1936年	1月乃至9月 1936年	1月乃至9月 1937年
外國勘定發行額の總額に對する百分比	1.7	—	3.3	1.2	0.7	0.2
英國						
國內勘定發行額	315	321	471	561	393	302
外國勘定發行額						
（イ）英帝國內諸國	99	122	53	69	45	61
（ロ）諸外國	26	9	8	9	3	7
海外勘定發行額の總額に對する百分比	28.5	28.9	11.4	12.2	10.9	18.3
和蘭						
國內及植民地勘定發行額	105	106	14	59	28	19
外國勘定發行額(b)	—	0.1	—	—	—	4
外國勘定發行額の總額に對する百分比(b)	—	0.1	—	—	—	18.7
瑞西						
國內勘定發行額	53	83	31	75	69	31
外國勘定發行額	—	1	—	—	—	26
外國勘定發行額の總額に對する百分比	—	1.3	—	—	—	45.1

(a) 米國諸領勘定の發行額を含む。　(b) 和蘭海外諸領勘定の發行額を除く。

新規資本發行は最早國際資本移動に於て以前の如き重要な役割を演じてゐない。外國勘定の發行額は一九三一年及一九三二年に急激に減少し、一九三三年、三四年には外債の發行額は借換債を除いては米國、和蘭又は瑞西に於て實際上發行を見なかつた。一九三五年及三六年度に於ては、夫々四七百萬弗及一八百萬弗の新規資本應募を含む若干の加奈陀債の發行並に布哇及「ポルトリコ」の爲の小額債券の發行が續行された。然し一九三七年の一月乃至九月の期間には新規資本の應募を含む外債は實際上記錄されてゐない。英國は縮少された規模で引續き特定諸國に對して貸付を行つた。其の海外勘定發行額中外國（即ち英帝國及英領植民地以外の）勘定部分の占める割合は一九三〇年に於て六九％であつたが最近數年間に於て一〇乃至一五％に減少した。一九三六年度の金額は丁抹に貸付られたものである。

佛蘭西の資本發行額は比較し得べき數字を缺いてゐる爲右表中に含まれてゐない。佛蘭西に於て發行された外債（佛國海外諸領勘定のものを含まず）は、借換發行額を除けば一九三一年の一四六百萬弗から一九三五年には九百萬弗に低落したと言はれてゐる。一九三六年には新規の資本引受を含むやうな發行は佛蘭西では行はれなかつた（註）。

註　一九三六年九月佛蘭西、波蘭間に總額二六億佛「フラン」の融資取極が調印されたが右金額の中二、〇八〇百萬「フラン」は波蘭政府に對する貸付で殘五四〇百萬「フラン」は波蘭政府保證の下に巴里市場に於て佛波鐵道會社債として發行された。政府に對する貸付は八一〇百萬「フラン」が現金で、殘額は食糧「クレディット」の設定であつた。「クレディット」の使用は四箇年間に亘るものである。

外債に對する瑞西資本市場の閉鎖は一九三七年三月に解除されたらしく、其後八月末までに五九百萬瑞西「フラン」の新規引受を含む白、諸、英の社債が瑞西で發行され、又十月には期限二箇年、總額二億瑞西「フラン」に達する佛蘭西大藏債の大部分が同國で發行された。

瑞典では一九三三年以來外國勘定の新規發行が行はれてゐるが、之は主として隣接諸國の爲のものである。即ち一九三六年に丁抹は三五百萬「クローナー」を、諸威は四〇百萬「クローナー」（中二〇百萬「クローナー」は諸威抵當銀行の勘定のものである）、而して白耳義は二二百萬「クローナー」を夫々瑞典に於て起債した。一九三七年上八箇月間に「オスロー」市は瑞典に於て二二百萬「クローナー」を、又「アルゼンチン」會社は略々同額の起債を行つた。

最後に日本に於て起債された資本に依り滿洲國に於て行はれた投資に就て叙述せねばならない。滿洲國發表の統計に據れば、右の如き投資額は一九三二―三五年間に於て一七四百萬金弗に上つてゐる。年々の投資額（日本圓に依る）及主なる借主別による其内譯は次の如くである（單位百萬圓）。

	一九三二年	一九三三年	一九三四年	一九三五年
南滿洲鐵道社債及附屬會社債	六五	九三	一九七	二八三
新設諸會社拂込株式資本額	三	三八	六五	二六
三井及三菱財閥に依る借入金	二〇	—	—	—
地方政府債	—	三〇	一〇	七五
計	九七	一六一	二七三	三六六

國際間の募債が上述の少數例外を除き永い間梗塞狀態に在つたのは、資本が債務國へ輸出されなくなつたことを反映するものである。嘗て物價の國際的變動と資本の國際的移動との間に存在してゐた相關性は今や破壞され終つたかの觀がある。不況期前の十年間に於ては、製造品價格に對する原始生產品價格の上昇――通常全物價の國際水準の上昇と一致する價格關係變化――は、原料品產出國への資本輸入の增加を齎し、以て之等諸國の物資輸入の增加を惹起するのが常態であつた。逆に云へば、右諸國の貿易條件の惡化は大抵資本輸入の減少と財貨購入の減少とに一致してゐた。斯して右諸國の貿易勘定は價格關係の變化のみに依り決定せらるべき方向と正反對の方向へ變化する傾向があつた。然るに最近數年間に於ては此の價格關係の變化は債務國の輸出超過總額を增加せしめる一助となつた。輸出される原始生產品價格の騰貴は原料產出國への資本流入を惹起せず（又其逆でもなかつた）、それとは反對に、既に指摘して置いた通り、債務國は最近其對外債務の一部分を償還した。或る國に於ては、年賦償還又は外國所有内國債の内國人に依る買戻に依り償還された長期對外債務が巨額に達した。外國所有の内國債高及其償還高間の差引勘定に於ける變化に關し典型的な實例を提供してゐるものは加奈陀である。

	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年	一九三五年	一九三六年
外國所有加奈陀證券の年賦償還及整理（對外支拂）	一二五	九六	一七一	八一	九九	一三〇	一九〇	二五五
外國に於ける新規起債額（借換債を含む）（受取）	二六六	一八五	一八六	九五	七五	一〇五	一一七	一一〇
差引受拂超過額	（＋）一六一	（＋）八九	（＋）一五	（＋）五	（－）一四	（－）一五	（－）七三	（－）一四五

英國及米國内で發行された新規外債發行額及年賦償還金受取額の勘定尻を示せば左の通りである。

○資本發行及償還に基く資金の差引流出（－）入（＋）超過額（英國は百萬磅單位、米國は百萬弗單位）

	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年	一九三五年	一九三六年
英國	（－）四七	（－）五九	（－）一四	（＋）二	（－）一六	（－）三	（＋）三〇	（＋）四六
米國	（－）三四	（－）六〇六	（＋）三八	（＋）一四三	（＋）二三	（＋）二四	（＋）一四〇	（＋）一五八

債務國の經濟並に財政狀態の改善にも拘らず債權國が債務國に貸付をしなかつたのは、債權國の主要資本市場に於て多少とも嚴格に外國債の起債禁止が支持されてゐたことに一部分由來し、又一部分は債權國及債務國に於ける資本家達の態度に歸因せしめ得るものである。最近十年間の經驗に依れば、恐慌の時期に於ては債權國も債務國も海外諸國から波及する（又は波及すると思はれる）擾亂に對しては躊躇せず自國の經濟並に財政機構を防衛せんとし、之が爲に通貨上又は通商上の措置を採用するものであるが、是等の諸方策が却つて其國の對外諸取引、就中債務支拂金の送金を妨害する結果となるやうに思はれる。貿易上の所謂相互均衡主義の發達が對外投資を脅威しつゝある特殊な危險に關しては、本調書前年度版に於て叙述して置いた。要するに上述の傾向は債務國をして債權國に對する諸債務支拂の爲に利用してゐた第三國との貿易上の受取超過金を獲得する可能性を減少せしめ、延いて外國資本に依つて其生產を增加することを益々困難ならしめるものである。

斯くて債權國に於て資本家が國内の資金需要者に對して與へる優遇は增加した。近年多數の債務國（例へば濠洲、支那及若干の「ラテン」亞米利加諸國）の資本市場は發達し　比較的低利率で多額の内國諸債を吸收し得る狀態である。之は國内の

消費及投資が急激に縮少された長期間の不況時代をうけて起つた景氣改善の結果としては當然の發展である。斯くて債權、債務兩國間に於ける金利の差異は、近年まで債權國に於て利子低下の傾向が現はれてゐたにも拘らず、一九三五年初期以來全體的に見て縮少した。

勿論最近の價格運動に依つて惠まれてゐる部門への直接投資又は投機の爲債務國へ流入した資本も無い譯ではなかつた。然し現在の情勢の下に於ては、右資本の流入は當該國にとり必ずしも常に利益あるものとは認められてゐない。而して此の點に關し有意義なことは一九三六及三七年に「アルゼンチン」へ外國資本が著しく流入し、之が爲一方に於て將來の外國資金引上に對する準備金の創設を目的とする措置が採用されると共に他方同國外債の急激な買戻增加が行はれた事之である。

他の主要債務國と異り獨逸は一九三五年及一九三六年に價格關係の變化に依つて利益を得なかつた。然し獨逸は貿易條件の惡化にも拘らず輸出超過額を增加し、又若干の流動資產を海外に於て獲得する事が出來た。其間にあつて獨逸は多數の外國人觀光客の訪獨に依る巨額の收入を以て主として延滯債務を辨濟した。然し其對外債務の大部分は未だ償還不能の狀態である。

二、金移動に依り相殺された資本移動

主要な資本の移動中尙研究を要するものに未償還有價證券の取引に基く資本移動及短期資本の移動がある。過去二、三年間に右の二種類の取引間には密接な關係があつた。兩者は上述の年賦償還金支拂と共に同期間に於ける國際信用取引中の惡しらく最も重要な要因即ち英、米兩國への資本の大流入を說明するものである。英、米兩國の貨物及勞務勘定の殘高は比較的小額に減少したので此の資本移動は殆ど大部分佛蘭西から來た金の輸入に依つて相殺された。左に示す數字は前掲要約表から拔出したものであるが、大雜把ながら該金額の大きさを示してゐる（單位百萬米金弗）。

	英國		米國		佛蘭西	
	一九三五年	一九三六年	一九三五年	一九三六年	一九三五年	一九三六年
貨物勞務及金勘定に依る受拂超過額	(−)一〇八	(−)七三七	(−)一、〇三七	(−)八〇三	(+)五六	(+)六四
金の流出(+)入(−)超過額	(−)一〇七	(−)六四〇	(−)一、〇三七	(−)八八	(+)五六	(+)八六

玆に一言すべきは、英本國へ流入した金の一部分は他の諸國の保有してゐた金であることと且、斯る金の英本國への流入は同國側に於ける何等の對外取引の存在を其の基礎としたものではないことと之である。右の數字は英國及米國へ過去二年間に流れ込んだ資本及金の總額中約半分が佛蘭西から流出した資本及金に依つて相殺されてゐることを暗示してゐる。然し佛國資本の一部は和蘭及瑞西へ逃避した。而して是等二國は特に一九三六年秋の舊令「プロック」諸國の平價切下前に於て英國及米國への外國資本流入の運動に力を合せた。平價切下後巨額の資本が和蘭及瑞西へ歸還したが、元來兩國は佛國に淵源する資本の通過國である關係上、尙少くとも米國に對してはやはり資本の流出を示した。資本移動の狀況は、關係各國の中央銀行に於ける金準備の變動狀況中に反映してゐる。但し爲替平衡資金及其他の諸要因の活動の爲右の變動は全移動の全體を明示するものとは云へない。

○各國中央銀行準備の變動狀態（單位百萬米金弗）

國別	一九三四年	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年(九月現在)
英國(a)	九三八	九三五	九四〇	一、〇三九	一、〇九四
米國	四、八六五	四、〇一二	四九〇	八、六四九	七、五二二
佛蘭西(a)	三、三二八	三、〇一五	二、六九八	一、七六九	一、四四五
和蘭	三六八	三六六	二六八	三六四	三六三
瑞西	三六六	三六六	二六八	二六九	二六九
伊太利	三六六	三四三	二五九	二三三	・

a 爲替平衡勘定保有の金を除外す。

米國への資本輸入に就ては最近公表された統計（本書米國の部參照）を利用して分析する事が出來る。次の圖表は一九三五―三六年及一九三七年上半期に於ける米國への資本及金流入の月別移動狀況を示すものである。

米國への資本及金の月別純流入狀況（單位百萬弗）

イ、金の純輸入額（「イーヤマーク」金を含む）。

ロ、資本の純流入額（月別數字の發表されない餘り重要でない若干の項目を省く）。

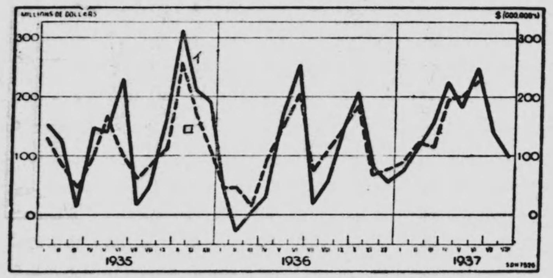

變動の振幅を見ると金の曲線の方が資本曲線の方より幾分大きいが、金移動と資本移動とは殆ど其大部分が相互に相殺されて居り、且取引そのものも同時的である事は上掲圖表に依り明瞭である。

一九三五、三六、三七年の各年六月に於て金輸入曲線は何れも絶頂に達して居り、又資本輸入も一九三五及三六年の五月又は六月に最高を示してゐるのは興味のあることである。本書執筆の時には、資本移動に關する精密な情報は一九三七年六月末までのものしか無かつたが、或る新聞の報導に據れば、資本の流入は七月から九月に掛けてやはり減少してゐるか若は資金の流出超過となつてゐる。同樣に一九三五年並に一九三六年の十月にも金及資本の曲線は頂點に達してゐる。此の一致現象が該取引に及ぼす季節的影響の表徵であるか否かは明瞭でない。夫以前の年度に於ける米國の金輸入額は貨幣情勢の進展によつて相當影響を受けてゐたが、一九三五年以後に觀られる樣な月別變動と同樣な變動を示してゐない。

米國へ流入した資本は之を銀行關係の資金と外國人の有價證券純買入に依るものとに分類することが出來る。次頁の圖表を見れば判る樣に、一九三五年の上半年を除く考察期間に於て右二項目間には明瞭に相反關係が存在してゐた。

米國への資本流入月別純額の變動（單位百萬弗）

イ、銀行關係資金

ロ、外國購入の有價證券純額

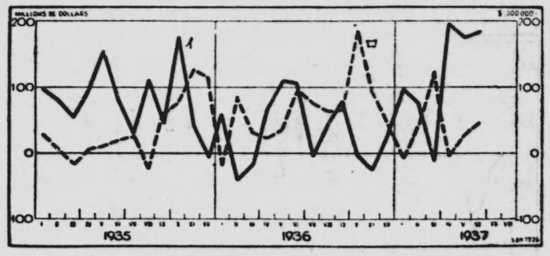

註　「ブローカー」や取引商等に依つて報告された對外貸借勘定に於ける比較的小さな變化は銀行關係資金に關する變化として其中に一括包含せしめた。

此の相反關係は有價證券の賣買が殆ど資本流入全體の變動とは關係なく變化し、從つて外國人の銀行預金が證券の賣却に依つて增加し、購入に依つて減少したことを指示するものである。

有價證券の移動に就き更に深く分析する爲には外國有價證券の取引と米國有價證券のそれとに分けて別々に考察するのが有益であらう。外國有價證券の取引高は、本期間に於ては有價證券取引總額中米國證券の取引高より小額であつた。一九三五年一月一日より一九三七年六月三十日に至る期間に於て外國人が買入れた外國有價證券の純額は三九五百萬弗に達したに過ぎないのに反し、米國證券のそれは一、〇七〇百萬弗に上つたのである。

茲にいふ外國有價證券は主として外國債務者に依つて償却された債券又は債務國の國民に依つて買戻された債券である。此の買戻は對外債務の消滅に相當し、必然的に米國有價證券の買入又は銀行預金よりも恒久的性質を有するものである。外國證券の賣買記錄額の月別殘高は可成り急激な變動を示してゐるが、圖表で示せば次頁上段の通りである。尙米國に於ける外國勘定の資本發行額面額（償却の爲の發行額を含む）をも同時に黑棒で發行月に表示して置いた。

巨額の資本發行が或月に記錄された外國有價證券取引に基く資本の對外流出と一致したことは、右發行の大部分が借換發行であり、然も借換債の發行は米國人に依る外國有價證券の純買入を表明するものではない事を考慮すれば稍々意外である。

即ち一九三六年四月及一九三七年一月の發行は全く舊債整理の爲のものであつた。一九三五年八月及一九三六年一月の夫々五九百萬弗及四六百萬弗に上る外國勘定の發行額の中、四一百萬弗及七百萬弗は新規資本の發行を表すものであつたが、同月中に於ける外國人に依る外國有價證券の賣却純額は夫々六〇及六六百萬弗と云ふ記錄に上つてゐる。

過去二、三年間に外國人に依つて賣買された米國有價證券は主として株券であつた。米國に於る株式相場は殆ど觀察期間の全體に亘つて上昇し、資本增殖の見込は外國投機者を惹きつけたのである。上掲下段の圖表は株式賣買の差引殘高と米國株式相場指數の對前月增減率の變化を示す曲線とを表示したものである。

米國内に於て外國人の賣買したる外國有價證券の月別純額變動（單位百萬弗）

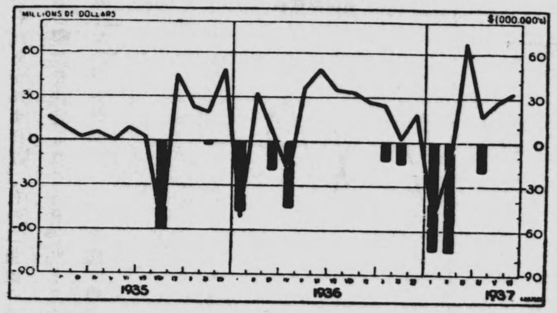

註　「マイナス」の額は賣却超過の狀態に在ることを示す。黑柱は米國内にて行はれた外國勘定の資本發行額（米國諸領勘定の發行額を除外）である（整理のための發行額を含む）。

外國の米國有價證券購入額並に株式相場

イ、外國の米國有價證券購入純額月別

ロ、米國に於る株價指數の對前月比率の變動（「スタンダード」統計會社複合指數）

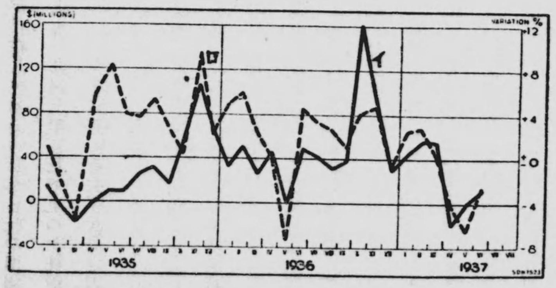

一九三五年第二四半期のそれを除外すれば、右の二曲線の變動の間には著しい相關々係が存在してゐる。しかし此の相關々係は外國人の購入が株價の變動を決定したことを證明してゐるものではない。蓋し少くとも一九三七年三月で止つた株價の上昇期間中に於ては外國資本の證券市場への純流入額は株價の變動に直接比例して變化し、從つて株價こそ主要な決定因子であつたと云つてよいからである。

考察期間中の外國勘定の賣買總額は米國内株式取引所に於ける株式取引總額の約一五％――外國の需要をして相場に著しい影響を及ぼさしめるに足る程の大きな割合である――を占めてゐるものと思はれる。外國の需要が外國投資者特有の考慮に依つて支配された場合には、それは市場の一般的趨勢を事實決定したと云つて差支へなからう。

外國の米國有價證券に對する需要及株價に於る短期の諸變動間の因果關係如何に拘らず、十億弗以上の資金が米國證券市場へ流入したことは、一九三五年三月から一九三七年三月までの株價指數を一〇〇％上昇せしめた原因をなすものと云はざるを得ない。最後に考察すべきは米國へ流入した資本の出所である。左表は右に關聯せる報告を要約したるものである。

米國流入資本の地理的分離狀態（單位百萬弗）

國別	銀行關係資金			有價證券			計		
	1935年	1936年	1937年上半年	1935年	1936年	1937年上半年	1935年	1936年	1937年上半年
1. 英國	337	8	171	218	266	72	555	274	243
2. 佛蘭西	183	37	35	30	53	9	210	90	44
3. 和蘭	57	5	80	58	110	48	115	115	128
4. 瑞西	77	45	211	54	160	72	131	205	283
1――4 計	651	95	497	360	589	201	1,011	684	698

國別	銀行關係資金 1935年	1936年	1937年上半年	有價證券 1935年	1936年	1937年上半年	計 1935年	1936年	1937年上半年
5. 獨逸	29	39	30	8	7	−6	37	46	24
6. 伊太利	21	19	−23	3	3	−1	24	22	−24
7. 其他歐洲諸國	71	31	56	59	67	19	130	98	75
5——7 計	121	89	63	70	77	12	191	166	75
8. 加奈陀	37	79	−28	−37	72	9	—	151	−19
9.「ラテン」米洲	53	115	192	16	15	−13	69	130	179
10. 極東	99	24	−9	29	32	19	128	56	10
11. 其他の地域	9	2	−2	4	7	3	13	9	1
8——11 計	198	220	153	12	126	18	210	346	171
總計	970	404	713	442	792	231	1,412	1,196	944

右表の初めに掲げた四債權國は他の國々に比較すれば銀行資金の場合よりは有價證券の場合に於て大なる金額を占めてゐる。特に一九三六年に英國及和蘭から流出した資本は殆ど總て有價證券市場へ流れ込んだ。一九三七年上半期間に右四債權國から米國へ流入した銀行勘定の純額は一九三六年全年中の數字の五倍の巨額に達してゐるが、一方或る他の國は銀行預金を引出した。

米國へ流入した金の地理的分散狀態と比較對照するとき、佛國の流出資本で直接米國へ向けられたものは比較的には小さな割合を占めてゐるに過ぎなかつた事が暗示されてゐる。玆に考察する二箇年半の間に、佛蘭西は米國の金流入額の四〇%を流出してゐるに反し、資本流入額に付ては全體の僅に一〇%を占めてゐるに過ぎないのである。

○一九三五年、一九三六年及一九三七年上半期間に於ける米國への資本及金流入狀態

	資本流入 金額（百萬弗）	比率（%）	金流入(a) 金額（百萬弗）	比率（%）
佛蘭西	一、〇四三	三〇	一、一九六	三二
和蘭	三四四	一〇	一、三三	四〇
瑞西	三三八	一〇	三〇一	七
上記四債權國計	九二九	二八	六一	二
其他の歐洲諸國	二、九三三	八六	二、〇九二	六〇
其他の諸領域	四三三	一三	五四	一
總計	三、三五三	100	二、八五	100

(a) 現管の輸出入殘高である（從つて「イーヤマーク」取引の如き相對的に重要性なき金額は含まれてゐない）。

歐羅巴以外の國々からの資本流入は夫等の國々からの金輸入と密接に照應してゐるから、佛國資本は「其他の歐洲諸國」を通つて米國へ流れ込んだものと考へていゝであらう。此の三角取引が如何なる程度にまで右移動資金の所有權の變化を齎したかは不明である。

英國は米國への流入資本の約三〇%を占め、他の如何なる國よりも巨額であつた樣である。然し此の英國より米國への資本移動は、米國の巨額の金入超の狀態より判斷すれば、他の國々から英國への資本流入の差引超過額を相殺して餘りある狀態であつた。此の資本流入の超過部分全部を說明することは、現在手許に在る資料だけでは不可能である。「スターリング・ブロック」諸國に依る倫敦に於ける資金の蓄積は、一九三一—三四年間に於ける金融市場の主要特徵の一であつたが、一九三五年には殆ど終止した。一九三六年下半期には又新に上昇運動が初まつたが、一九三七年初の數箇月間に於ける此の資金

の總額は前二箇年間に達した數字を大して超えなかつたやうである（Bank for International Settlements, 7th Annual Re port 六三頁參照）。此の沈滯狀態は、關係諸國の經常取引に基く受取超過額の減少に由るものではなく、共受取超過額を長期債の償還に充當したことに基因するものと思はれる。英國が一九三五及三六年間に新規外債發行額を超過して收得した年賦償還金は七六百萬磅と推定されて居り、同期間に米國に於て購入した有價證券純額の四分の三以上に相當する。從つて米國株式が以前に英國所有外國有價證券の一部を形成してゐた他の諸國の債券の一部分に代つたものと云つてよいであらう。然しながら英國の米國に對する巨額の短期投資は大部分佛國資金に依り融通されたものである。

第六節　金　利

國際間に於ける利率の相違は資本移動を誘致するには引續き比較的無効果であつて、最近行はれた資本移動の大部分は高利率國から低利率國への移動であつた。然し前調書で行つた投資資金の國際的流動に關する分析を補足する爲に或國の國內資本市場に於ける最近の傾向を比較研究することは有益であらう。之等の傾向は長期及短期金利の變化を夫々代表する公社債利廻及九十日期限銀行手形割引率に關する資料に依り簡單に示されるであらう（註）。

註　各國各種の利率の詳細に關しては國際聯盟編「貨幣及銀行」一九三七年度版參照。

一、公社債利廻

左表は若干の國の公社債利廻變化の大體を示すものである（註）。表の第一部は磅建政府公債の利廻を示し、公債價格は主として「ロンドン」市場に於ける相場に依つて定めた。第二部は國內市場の條件に依り相場に變動のある公社債の利廻を示すものである。

註　公社債利廻月別表に關しては、國際聯盟統計年鑑一九三七年度版第二四五乃至二四九頁又は統計月報一九三七年十一月號參照。

公　社　債　利　廻

磅建公債（「ロンドン」相場に依る）

國別	銘柄	1929年12月	1932年12月	1934年12月	1935年12月	1636年12月	1937年9月
亞爾然丁	四分利整理公債	5.35	9.00	4.08	4.00	3.95	•
濠洲	五分利登錄公債	5.60	4.49	3.44	4.00	3.67	3.90
伯剌西爾	1914年五分利整理公債	7.09	7.80	6.10	7.65	6.03	6.63
支那	1913年五分利救國公債	8.34	7.10	5.10	5.60	5.38	7.35
致須國	八分利附公債	•	8.25	7.25	7.75	7.48	7.69
埃及	四分利附整理公債	5.06	4.05	3.73	3.90	3.85	3.79
獨逸	1924年七分利「ドーズ」公債	6.65	8.14	11.10	12.15	12.73	11.50
匈牙利	1924年發行七分半利公債	•	15.80	8.43	8.83	7.88	6.53
印度	三分半利印度政府證券	5.69	3.98	3.52	3.61	3.55	3 80
日本	1924年六分利債	6.23	9.30	6.70	6.30	7.28	9.10
波蘭	七分利安定公債	•	11.30	7.78	7.75	9.03	10.94
南阿聯邦	五分利登錄公債	5.00	4.15	3.23	3.22	3.18	3.34

內國債（國內市場相場に依る）

國別	銘柄	1929年12月	1932年12月	1934年12月	1935年12月	1936年12月	1937年9月
亞爾然丁	五分利附州債	6.34	7.48	5.35	5.26	5.06	4.99
濠洲	四分利附國債	(a) 5.12	3.93	3.20	3.85	4.02	3.81
白耳義	三分利長期公債	4.49	4.53	4.05	3.81	3.55	3.28
加奈陀	「オンタリオ」州債	4.90	4.92	3.65	3.96	3.34	3.44

國別	銘柄	1929年12月	1932年12月	1934年12月	1635年12月	1936年12月	1937年9月
致須國	諸國債（平均）	5.76	6.40	5.54	5.09	4.50	(d) 4.48
芬蘭	諸國債	(a) 7.7	(a) 8.4	5.5	5.3	4.9	4.7
佛蘭西	三分利年金公債	3.58	3.91	3.82	4.18	4.01	4.17
獨逸	諸公債（平均）(b)	8.42	7.42	6.15	4.86	4.74	4.56
伊牙利	1924年五分利强制公債	8.66	24.41	12.29	10.16	7.03	(d) 6.04
伊太利	三分利年金長期公債	5.26	4.56	4.18	5.07	4.64	4.77
日本	諸公債（平均）	5.04	4.92	4.61	4.32	3.91	3.94
和蘭	八種の債券（平均）(c)	4.58	4.23	3.86	4.28	3.80	3.27
波蘭	五分利借換公債	(a) 10.89	(a) 16.99	10.80	11.59	10.35	8.87
羅馬尼	六種の國債（平均）	9.41	18.24	12.10	11.94	11.56	7.75
瑞典	諸國債（平均）	4.46	4.01	3.01	3.32	3.03	3.03
瑞西	三分半利聯邦鐵道債	4.29	3.58	4.18	4.71	3.32	3.27
英國	二分半利附「コンソル」公債	4.75	3.38	2 68	2.89	2.96	3.39
米國	三種の國庫債券の平均	3.46	3.31	2.97	2.73	2.27	2.67

(a) 年平均。

(b) 1935年4月1日以降六分利以上の債券は皆四分半利債に借換られた。

(c) 公共團體債及一流產業社債。

(d) 8月現在の數字。

玆に注意すべきは、「ロンドン」相場に依る利廻變化が單純に各公債の含む推定危險の相違を表すものでなく、況や當該公債發行國の信用の變化を示すものでないことである。蓋し公債條件は各々非常に相違し且つ相場の決定に作用するものであるからである。同樣に各國內市場に於ける公社債利廻り變動の水準は當該國の財政上及經濟上の地位のみならず又公社債發行の條件及其他の事情に依り當然影響されるものである。從つて右表の數字は嚴格に云へば各國間を比較し得ないものであり、元來各國の動向を明示するを目的とするものである。

右表の第一部に含まれてゐる伯剌西爾及獨逸の數字は兩國に於て實施されてゐる外債「モラトリウム」から除外された公債に關するものであり、從つて少しも右兩國の信用を指示してゐない。大體に於て右表第一部に掲げた十二箇國ともに金利は一九三二年以後明白に下降して居り、「ロンドン」市場の融資增加と部分的には疑もなく債務國の地位改善とを反映してゐる。獨逸を除く他の總ての國の公債利廻は一九三七年上九箇月に增加を示し、日本及支那の公債利廻は極東に於ける軍事的紛爭に依り惹起された不安の爲に著增した。其他の國に就ては增加は輕少であり、單に「ロンドン」市場に於ける長期資本利率の一般的上昇を反映してゐるに過ぎないやうである。

右表第二部は長期資本利率の下降が繼續してゐることを示してゐる。然し此の傾向は各國何れも同じではなく「スターリング」地域の或國中央氣恢復の度を更に進めた國に於ては金融梗塞の徵が明瞭になつた。英國自體に於ても既に一九三四年末以降漸騰した公社債利廻りは一九三七年上九箇月に於て更に高度の上昇を示した。北米合衆國に於ては一九三七年春銀行準備高が法定最高額まで引上げられ、之に伴ひ利廻も同じく增加した。

然し大多數の國に於ては內債利廻は一九三七年の最初の三四半期中に減少した。之等の國々は一九三六年秋に平價切下を行つた國々と原料品價格の騰貴の結果貿易條件が引續き改善された國々との二に分けられる。前者の中、和蘭及瑞西は多額の資本逃流に依り一九三六年十月以降利廻は著減した。佛蘭西に於ては平價切下は初め之と同じ効果を生じたが、一九三七年上半期には利廻は再び確實に上昇し、同年七月に至り豫算均衡を完成する措置が執られ且つ令準備の再評價に依り得た利益を以つて公債相場維持基金が形成され、漸く利廻は年初に行はれてゐた水準へ復歸し初めた。

農業債務國の貿易條件の改善及之に伴ふ國際收支の改良は亞爾然丁、濠洲、芬蘭、洪牙利、波蘭及羅馬尼に於ける右表の

一九三七年上九箇月の內國債利廻の下落に反映してゐる。斯る債務國に於ける長期金利の下降は之等諸國向の長期投資を目的とする資本移動が引續き實際上存在しなかつたので一層注目に價する。最近の濠洲公債の利廻低下は一九三七年上半期に於ける羊毛値段の騰貴及濠洲貿易尻の改善を伴つたが、濠洲金利は一九三五年及一九三六年中國內景氣の迅速な恢復と投資に對する活潑な要求との爲に確實に上昇を續けてゐたから、特筆せねばならない。

以上の如く一般的傾向としては諸國間に於ける金利の或均衡化へ向つてゐたやうである。即ち二主要債權國(英・米兩國)に於ては利廻の大下落は逆轉し、他方通貨の調整前に金利が異常に高率であつた他の債權國及外國貿易尻改善の結果を見た多數の債務國に於ては利廻が低下した。

二、借換發行

公債利廻の騰貴が最近起つた諸國に於ては當然のことではあるが、債務國が舊債の利子負擔を輕減し得るやうな借換發行高は減少した。此の傾向は次に示した紐育及倫敦に於ける一九三七年上六箇月の整理及借換公債發行高と前二箇年の同期間の數字との對照表に依り明示されてゐる。之等の數字は新規債の利子が舊債の利子より低いか否かを問はず舊債償還を目的としてなされた一切の募債を含んでゐるが、數字は長期金利の變動に對應する重要な變化を示してゐるから、之に含まれた新規發行の大部分は多分低利借換公債を表してゐるであらう(註)。

註　米國、英國及各國に於ける一九二八年乃至三六年の整理及借換公債年發行高に就ては、國際聯盟統計年鑑一九三七年版第二八六—三〇二頁參照。

○整理及借換公債發行高

	一九三五年上半期	一九三六年上半期	一九三七年上半期
米國(單位百萬弗)	一、〇四三	三、六四〇	一、一五三
內債	五三・〇	二九・五	九・六
外債(a)	四〇・三	五四・〇	四二・八
計	九三・三	八三・五	五二・四
英國(單位百萬弗)	一、〇四三	一、六七〇	一、三三〇
內債	二、七四四	一、三三〇	
外債(a)			
計			

(a)　即ち外國借主(英國の場合には英帝國各領を含む)の發行した募債額。

米國に於ては一九三六年上半期から一九三七年上半期に至る間に於て又英國に於ては一九三五年上半期から一九三七年上半期に至る間に於て整理及借換公債發行總額が顯著な減少をなしたのは當該資本市場の條件に變化の生じたことを明白に反映してゐる。尤も之は(特に英國に於て)長期に亘り低金利時代が續いた爲に問題となる借換發行の數が現在では極く少くなつてゐる事實に因ることも亦疑がない。

右表に依れば外債の借換が內債の借換よりもよく維持されてゐたことが現れてゐる。英國に就て見れば、一九三七年上半期の外債借換發行額は一九三七年六月に發行された一二・四百萬磅の多額に達する同一利率の濠洲整理公債を含むことを考慮に入れても尙右は事實である。米國に於ては外債の借換發行は著しく增加した。之は明かに少くとも一部は生產價格の騰貴に伴ふ農業債務國の信用改善を反映してゐる。

之等債務國の中には國內市場に於て重要な借換發行を行つた國がある。最近の二三の實例を記せば次の通りである。

即ち亞爾然丁政府は一九三六年十二月から一九三七年四月に至る五箇月に數回に亘る借換公債を發行し、國內市場に於て四分乃至四分半利附低利債を募集し、之に依り多くは六分利附の各種の弗公債總額一二一・五百萬弗を紐育に於て償還した。此の借換と買戻に依る利拂節約年額は一三・一百萬弗に達すると推算されてゐる。之は亞爾然丁政府が同期間中に紐育に於て

行つた多數の借換公債の發行額を含んでゐないが、之に依り殘餘弗公債の利率は約六分の一般水準から四分に引下げられた。

芬蘭も亦其遊資を以つて外債の大部分を買戻し、多額の支拂利子節約をなし得た債務國である。一九三四年末から一九三七年六月末までに同國の外債は二、三四二百萬「マルカ」から一、〇一五百萬「マルカ」に減少し、他方內債は一、〇四〇百萬から二、〇三三百萬に增加した。同期間中に償還された外債の多くは米國にあり、六分又は六分以上の利子であつた。之等の外債に借換へられた內債は多くの場合に四分半より少し高い實際利廻で發行された。此の種の內債の最近のものは一九三七年七月に發行され、總額六億「マルカ」、利子四分、發行價格九四「マルカ」半であつた。

加奈陀自治領政府は一九三七年五月に五分半利附「ヴイクトリ」公債一一三・五百萬弗を夫々一分、二分及三分利附の二年、五年及十二年期限の短期債に借換へた。其他の最近の債務國に於ける內債借換は次の通りである。諸威政府は一九三七年五月四分半利公債三七百萬「クローネ」を發行し五分利公債を償還した。葡萄牙政府は一九三七年一月に五種の內債を五分利半附新公債に借換へ、借金總額一五七・三百萬「エスクド」に付一・五百萬の年利拂節約をなした。一九三七年三月「ウルグアイ」で行はれた三二七百萬「ペソ」の五分利附公債の發行は六分及六分半利內債に代るものであつた。

一九三六年秋に平價切下を行つた國々の中、和蘭及瑞西は資本市場の大緩慢化を見た。和蘭に於ては一九三七年上七箇月間に發行された借換公債の額は一、一七七百萬「フローリン」に昇つたが、一九三六年には全年を通じて僅かに八七百萬に過ぎなかつた。新借換債の利子は地方債及一流社債にあつては一般に三分半であつたが政府公債は三分利附で發行され、例へば一九三七年七月に三分乃至五分利附各種鐵道公債は五十年期限の三分利附公債に借換へられた。一九三七年九月に蘭領印度政府は總額九〇〇百萬「フローリン」以上の四分利公債を借換へる爲に期限三十七年の三分利附公債を九六3/4「フローリン」で發行した。此の募債額中の可成りの部分（一億乃至二億「フローリン」と推定されてゐる）は未應募のままであると考へられてゐるが、之が爲に同政府は少しも困らなかつたやうである。それは舊公債は1/16「パーセント」といふ低利の國庫

一九三四年乃至一九三七年の割引率

（一流商業手形最低割引率）(a)

A＝獨逸　D＝和蘭
B＝米銀行引受　E＝英國
C＝佛蘭西　F＝瑞西

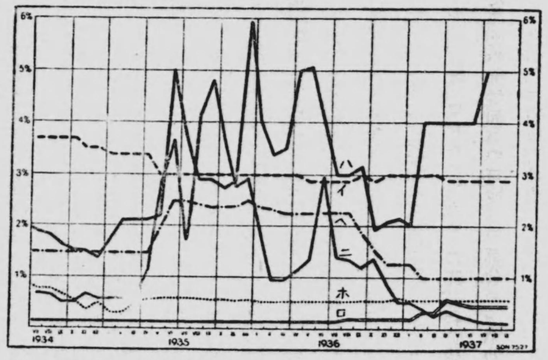

(a) 米國に就ては銀行引受手形割引率を掲げた。之は多少高率の商業手形割引率程には米國市場の特徴を示すものではないが歐州の割引率と一層よく比較し得るからである。

證券を發行して償還され、斯くして資金を短期資本市場から長期市場へ移動せしめ、以て政府をして新公債未應募高を原發行價格で漸次賣却する事を可能ならしめたからである。

瑞西で最近發行された借換公債の中、一九三六年十二月に「チューリツヒ」州が二千萬「フラン」の四分七厘五毛利附公債を償還する爲に發行した四分利附公債、一九三七年一月に「ベルヌ」州が二千五百萬「フラン」の四分半利附一九二三年公債を償還する爲に發行した三分半利附公債を指摘して置かう。聯邦政府は一九三七年六月及七月に一億五千萬「フラン」の三分半利借換公債を發行し一九〇〇年の四分利附鐵道公債及一九二五年の五分利附聯邦政府公債を償還した。此の發行は大成功を收め、五三三百萬「フラン」の現金應募は拒絕された。

佛蘭西に於ては國庫の不均衡及資本の流出の爲公債借換は有利に行ふことが出來ず、整理公債の發行等も比較的不利な條件で行はれた。例へば一九三七年九月政府は一九三四年に發行された二、一八〇百萬弗の四分半利附國庫證券を償還する爲に期限五年乃至十年の五分利附公債を發行した。

三、割引率

主要金融市場に於ける短資金利の最近の動向は前頁の圖表に依つて知ることが出來る。

一九三七年の初めの第三四半期間に各種の曲線は多少異つた傾向を示してゐる。米國に於ては短資金利の曲線は商業銀行の法定準備金引上の結果として明白に上昇した。他方英國に於ては騰貴の傾向は全くなく、景氣は引續き好況に向つてゐたにも拘らず短資金利は異常な低水準を維持し、同時に長期資本の利廻は上昇した爲に兩者の開きは大きくなつた。一九三六年秋の通貨調整及之に伴ふ資本還流の効果は和蘭及瑞西に於ける割引率の著減に反映してゐる。然るに佛蘭西に於ては種々の國内的要因の爲に平價切下は金融市場梗塞の一時的緩和を齎らしたに過ぎなかつたことが分る。

第七節　利子及配當

利子及配當の國際收支全計は大略一九二三年の二、二〇〇百萬弗から一九二九年の三、七〇〇百萬弗に增加したと推定せられてゐる。以上の金額は丁度同年に於ける貨物の國際貿易額の約一一%に相當してゐる。

一九二九年から一九三四年までに金價換算に依る支拂額は年々減少し、此の減少は約三分の二に近いのであるが、勿論此の計算は實際に債權國に移動された金額のみの結果である。然し利子及配當金額の減少は之より少いであらう。蓋し多くの場合資金の移動延期及爲替管理等に依り債權者は整理公債又は假證券（スクリップ）を現金の代りに受取るか若は比較的不利な再投資を債務國に强ひられたからである。

一九三五年及一九三六年には支拂額は再び約一〇%を增加し、從つて一九三六年の金價換算額は一九二九年の數字の四〇%に近い數を表した。尙磅換算に依れば一九二九年に比べて約三分の一減であつた。

次表は最近數年間に於ける利子及配當受拂に關して入手し得た報告を要約したものである。

不況期間中利子及配當受拂額が減少した主要原因は其の重要性に從つて列記すれば左の如くである。

（一）通貨價値の下落、特に英貨及米貨の下落で、償還未濟負債の大部分は同通貨に依つて支拂はるべきものである。

（二）一九三二年までの配當及直接投資利潤率の低下。

（三）支拂不能。

（四）償還未濟長期及短期負債の一部の清算。

（五）金利引下及借換並に債權者との協議に依る借入に對する利率の低下。

右の諸原因中の或るものは一九三五年及一九三六年中も作用してゐた。即ち兩年中引續き負債の清算は行はれ、且つ若干の債務國の財政經濟狀態の著しい改善の爲之等諸國は借換公債を發行して未償還負債の利子を減ずることが出來た。不況中行はれなかつた利拂の再開始に基く國際支拂額の增加は極く少く、特に米國の利子受入額は支拂不能に依り尙非常な惡影響を受けた。未償還弗貨外債總額中（長期に亘り全然未拂の「メキシコ」、「ロシア」、支那の公債を除く）一九三三年末には三二%が、一九三五年末に三六%が不拂であつた。一年後に右の數字は三五%に減少した（内二五%は全部的、一〇%は一部不拂であつた）。不拂弗貨債の市場相場平均は一九三六年末に於て額面額の三一・七%であつた。不拂外債中四八%は「ラテン・アメリカ」、四六・五%は歐羅巴のものであり、「ラテン・アメリカ」債總額の六四%、歐洲債總額の四五%が不拂であつた。

英國の利子受取額に與へた不拂の影響は、同國の主要支拂不能債務國に對する貸金が米國と異つてゐる爲に遙かに少かつた。即ち「ラテン・アメリカ」と歐羅巴とに對する長期投資（株式投資を含む）の割合は夫々纔かに二二%及八%であるが、米國の投資は三七%及二五%に達してゐる。更に「ラテン・アメリカ」に對する英國投資の半分以上は亞爾然丁公債（其の極少部分不拂となつたのみである）に投資されてゐるが、米國の「ラテン・アメリカ」に對する投資中亞爾然丁公債は纔かに一五%に過ぎない。

ここに考察する過去二箇年中の利子及配當金の國際支拂の增加は配當及利潤の支拂增加に依るものである。利子の國際支

拂のみは引續き減少したやうである。尤も一九三五年から一九三六年に至る減少は非常に少額であつたやうである。過去數年間に主要二債權國に生じた受入高の變遷は次の二圖表に明示されてゐる。英國に於ては一九三六年の利子受入高は一九三三年と同一水準にあつたが、配當及利潤受入高は五〇%の增加を示してゐる。米國に於ては利子と配當の差異は更に甚だしく利子受入高は右期間に四分の一を減じ他方配當及利潤受入高は殆ど四倍に增加した。

米國へ外國資本が流入するに伴ひ、同國の對外支拂高が漸次重要となつた。而して米國に短期投資された外資は殆ど利子を生じなかつたが、同國の支拂高は三年間に三倍餘となり、支拂高の構成に關する詳細は一九三五年以後から入手し得るのみであるが、增加は殆ど全部配當及利潤に依るものの如く、全支拂高は一九三五年の一七一百萬弗から一九三六年の二三八百萬弗に增加したが、公社債利子は二二百萬弗で變化しなかつた。

次頁の表の債務國の利子及配當支拂高は過去數年間に幾分增加した。主要債務國中の或國、例へば亞爾然丁、印度及蘭領印度は清算又は一部負債の低利借換に依り一九三六年の支拂高は一九三四年より小額であり、希臘、「ラトヴイア」、「エストニア」、芬蘭及丁抹の如き少債務國中の或國に就ても之は同樣の事實であつた。入手し得た數字は不完全ではあるが、債權國間の支拂增加が債務國より債權國への支拂と同樣に、一九三六年の國際間利子及配當支拂高增加の重要な一要素であつたことを示してゐる。

英國對外私的長期投資收入

イ、利子　ロ、配當及利潤

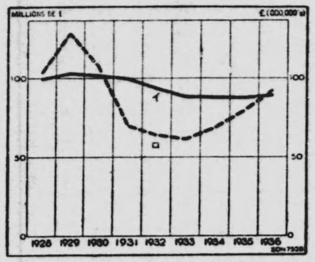

米國對外私的長期投資收入

イ、利子　ロ、配當及利潤（移轉金額）

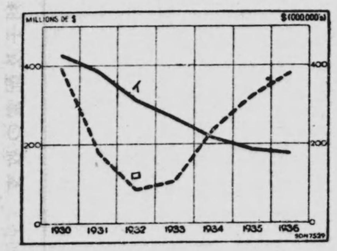

米國蓄金弗換算利子及配當の收支（單位百萬弗）

國別	1929年の純受取（＋）又は純支拂（－）	受 1929年	受 1932年	受 1933年	受 1934年	受 1935年	受 1936年	支拂 1929年	支拂 1932年	支拂 1933年	支拂 1934年	支拂 1935年	支拂 1936年
英國(1)	＋1,216.6	1,216.6	525.9	530.2	510.9	523.7	573.6						
米國	＋699.0	1,118.0	523.0	408.0	295.0	208.0	326.0	419.0	68.0	83.0	75.0	101.0	141.0
佛國及海外領土(2)	＋196.0	247.0	80.9	82.3	115.6	174.3	174.4	51.0	35.3	9.8	17.6	17.7	24.6
和蘭	(3)＋129.0	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
瑞西(4)	＋76.3	91.7	・	・	・	・	・	15.4	・	・	・	・	・
白國、「ルクセンブルグ」及「コンゴー」	＋53.0	100.2	・	・	・	35.0	40.0	47.2	・	・	・	16.4	15.0
愛蘭自由國	＋28.8	57.4	35.4	44.1	42.4	39.9	40.9	28.6	20.1	24.2	23.5	23.6	23.8
瑞典	＋8.1	29.5	31.1	19.9	15.8	18.1	16.8	21.4	7.4	6.4	5.4	5.1	4.8
希臘(5)	＋7.4	32.2	10.9	8.0	6.9	8.8	8.2	24.8	7.9	12.2	12.1	6.9	9.7
西班牙	(6)＋3.4	・	9.9	・	・	・	・	・	14.7	・	・	・	・
「イラク」(7)	－0.3	0.7	0.4	0.4	0.4	0.4	・	1.0	1.7	1.3	1.1	1.2	・
「リスアニア」	－0.5	0.3	0.2	0.2	0.2	・	・	0.8	1.0	0.6	0.5	・	・
「ラトヴイア」	－1.1	1.2	0.4	0.1	0.1	—	—	2.3	1.4	0.9	0.9	0.8	0.6
「エストニア」	－1.6	0.4	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	2.0	1.5	1.1	0.8	0.8	0.5
土耳其	－2.2	0.7	0.4	0.3	・	・	・	2.9	0.4	0.6	・	・	・
「アルガリア」	－7.8	0.7	0.3	0.2	0.1	—	0.1	8.5	4.0	1.5	1.6	1.8	1.6
日本（含朝鮮及滿洲）	－9.1	47.2	25.1	18.6	18.6	21.9	・	56.3	35.6	29.3	23.3	24.3	・
芬蘭	－10.3	1.0	0.5	0.3	0.3	0.2	0.2	11.3	9.5	8.0	6.0	4.4	3.7
敍須國	－10.7	20.7	14.3	10.8	7.6	6.6	4.5	31.4	22.6	20.6	16.0	18.4	17.4
「ウルグアイ」	－15.0	0.3	・	・	・	・	・	15.3	・	・	・	・	・
丁抹	－16.9	11.2	6.0	4.9	2.0	2.0	2.0	28.1	20.0	15.7	14.7	14.3	13.8

國別	1929年の純受取（＋）又は純支拂（－）	受取 1929年	受取 1932年	受取 1933年	受取 1934年	受取 1935年	受取 1936年	支拂 1929年	支拂 1932年	支拂 1933年	支拂 1934年	支拂 1935年	支拂 1936年
諸威	－ 18.5	4.3	2.9	2.5	2.4	2.4	2.7	22.8	18.4	16.5	13.1	12.6	13.6
「ユーゴースラヴィア」	－ 22.3	—	•	•	•	—	—	22.3	•	•	•	13.6	•
洪牙利	－ 28.3	2.8	0.1	•	•	—	—	31.1	3.3	•	•	4.8	•
羅馬尼	－ 34.0	0.8	•	•	•	•	—	34.8	•	•	•	•	•
波蘭	－ 42.6	3.5	1.7	1.5	1.2	0.9	—	46.1	33.7	25.4	19.9	17.2	•
新西蘭(7)	－ 42.7	2.5	0.6	0.5	0.5	0.2	—	45.2	27.5	25.9	23.6	22.7	•
伊太利(8)	－ 52.6					•	—	52.6	23	•	•	•	•
南阿聯邦	－ 76.4	0.9	0.9	0.6	0.8	0.6	—	77.3	62.2	58.1	53.0	52.1	•
印度(7)	－ 115.3	15.7	2.3	1.4	3.5	3.6	1.4	131.0	92.3	83.8	75.7	74.2	73.0
支那（除滿洲）(9)	－ 118.5	0.6	•	1.0	—	—	15.8	119.1	•	23.3	26.9	34.9	34.8
滿洲國(9)				3.6	1.6	1.7	•			13.6	12.9	16.2	•
蘭領印度	－ 127.0	5.2	2.8	2.4	2.8	2.4	3.1	132.2	48.2	44.2	44.2	43.4	47.7
濠洲(10)	－ 180.5	14.5	6.0	5.0	4.3	3.9	•	195.0	107.7	97.0	86.9	88.3	•
獨逸(11)	－ 190.6	95.3	47.6	35.7	•	•	•	285.9	262.0	202.4	107	•	•
亞爾然丁(12)	－ 204.7	—	—	—	—	—	—	204.7	118.0	107.3	96.5	92.8	94.1
加奈陀	－ 217.7	109.9	82.6	64.6	57.2	57.9	47.3	327.6	272.3	204.0	174.7	187.2	195.1

(1) 英國——數字は私的長期投資勘定の利子及配當の純收入である。

總收入額は1933年566百萬金弗、1934年には556乃至562百萬金弗、1935年には573百萬金弗及1936年には612百萬金弗と推算されてゐる。

短資利子及手數料勘定の總收入は1929年に316百萬弗、1932年に88百萬弗、1933年に99百萬弗、1934年に90百萬弗、1935年に87百萬金弗及1936に88百萬金弗と推算されてゐる。

(2) 佛蘭西——或種年賦償還金の收支勘定を含む、1931年迄の支拂勘定は政府債務及利子支拂を除く。

(3) 暫定的推定。

(4) 瑞西——「ジー・バクマン」教授の推定（瑞西國立銀行の理事長）。

(5) 希臘——公債の年賦償金支拂を含む。

(6) 1931年。

(7) 「イラーク」、新西蘭及印度——經濟年度は4月1日を年始とす。

(8) 伊太利——純支拂中に年賦償還金を含む。

(9) 支那——支拂勘定中に對外債務の年賦償還金を含む。

(10) 濠洲聯邦——經濟年度始は7月1日とす。

(11) 獨逸——支拂勘定中には「ドウズ」及「ヤング」貸付利子及對白「イルク」協定に依り規定された債務の利子等を除外す。

1934年の支拂勘定は1—11月累計である。

(12) 亞爾然丁——支拂勘定中に年賦償還金を含む。

第八節　移民の送金

一九二四—二九年間に於る移民の送金（自國以外に雇傭された職工及季節的勞働者を含む）は一年に六〇〇百萬弗の國際間通貨移動を生ぜしめた。右の金額は一九二九年の貨物貿易勘定の二%弱である。爾來一九三四年まで此の金額は著しく減少したが一九三二年迄の貿易額の減少の如く甚しくなかつた。右の金價額は一九三二年は一九二九年の金額の六〇%、一九三三年は四〇%、一九三四年及一九三五年は何れも三〇%に相當してゐる。一九三三年及一九三四年の激減は米國よりの送金減少に基くものであつて、一九三二年同國よりの送金は一三八百萬弗と推定されるが一九三四年には僅に一〇五百萬弗（六三百萬金弗）に低下した。

一九三六年には米國からの送金が二六%の增加をなしたと推定されて居り且つ多數の移入民が生活してゐる他の數國、特

に原始生産品を生産し又輸出する國の經濟狀態が前年より改善されたから、世界送金高は一九三五年に比し著しく增加したやうである。

國際收支勘定中に推定されてゐる移民及外國勞働者に依る或國よりの對外送金額は次に之を總括して表して置いた。米國及「ウルグアイ」の金額は歸國する移民の持出金をも含んでゐる。佛蘭西及獨逸の金額は外國人所得のみを表してゐる。

諸國在住移民の送金額（單位、百萬舊金弗）

	1928年	1929年	1930年	1931年	1932年	1933年	1934年	1935年	1936年
合衆國	250.9	240.0	199.0	173.0	138.0	88.6	62.7	54.3	67.9
佛蘭西	86.0	98.0	98.0	70.6	47.0	31.3	39.2	29.4	26.2
亞爾然丁(a)	52.0	53.8	39.7	10.1	21.9	17.4	15.0	16.9	•
滿洲國	•	•	•	•	•	•	7.8	7.4	•
加奈陀	23.2	23.2	19.9	12.6	6.3	4.1	3.9	4.0	5.3
獨逸	11.9	11.9	5.7	1.9	—	—	—	—	—
蘭領印度	6.0	6.0	4.8	4.0	3.2	2.8	2.4	2.4	2.3
濠洲聯邦(b)	3.9	4.1	3.4	1.3	1.0	1.0	0.8	0.9	•
「ウルグアイ」	•	3.5	4.6	2.0	•	•	•	•	•
土耳其	2.4	1.9	2.1	0.9	1.7	•	•	•	•

(a) 亞爾然丁の數字は「個人送金」を表し、從つて移民の送金以外の項目を含んでゐるやうである。私的推定に依れば移民送金は1927—28年度に32.9百萬金弗、1928—29年度に31.5百萬、1929—30年度に26.2百萬、1930—31年度に14.6百萬である（9月30日に終る經濟年度）。

(b) 6月1日に初まる經濟年度。

右表の數字中には對外送金額としては見積り過少のものも若干ある。即ち「ジー・エフ・レーマー」教授（國際收支一九三一年及三二年版の三七頁參照）の調査に依れば一九三〇年の蘭領印度より支那への送金額は約一〇・五百萬弗即ち右表に示した蘭領印度よりの總送金額の二倍以上に當つて居る。

多數の移民を在住せしめて居ることで有名な若干の國々よりの送金總額に關する資料は入手不可能である。一九三〇年に於る海峽植民地に在住支那人の送金額は一五百萬弗、暹羅よりは七百萬弗又比律賓よりは四・五百萬弗と推算せられて居る。

次表は一九二九年—三六年間に於ける各國の送金受取額の推算を示したものである。同表末欄に示したのは一九二九年及一九三二—三六年間に亘る米國よりの移民の母國向送金額（母國歸還移民の所持金を含む）に關する米國政府發表の推定數字である。米國からの移民持歸金と移民の母國への送金純額とを完全に區別することは不可能である。然し少くとも不況前には持歸金は全體の一小部分を占めるに過ぎなかつた（一九二七年の送金額は二二一百萬弗又歸國移民持歸金は二〇百萬弗と推定せられてゐる）。

移民送金受入額及米國よりの送金額（單位百萬舊金弗）

國別	移民送金受入								米國よりの送金（移民の持歸金を含む）					
	1929年	1930年	1931年	1932年	1933年	1934年	1935年	1936年	1927年	1932年	1933年	1934年	1935年	1936年
「アルバニア」	1.9	1.4	1.4	1.2	0.8	•	•	•	—	—	—	—	—	—
濠洲聯邦(1)	2.8	2.5	1.6	1.2	1.1	1.1	1.1	•	•	•	•	•	•	•
白耳義	30.6	•	•	•	•	•	6.6	7.0	0.2	0.1	—	—	0.04	0.1
勃牙利(2)	1.1	0.9	0.6	0.7	0.5	0.5	0.6	0.6	0.8	•	•	0.1	0.2	0.2
加奈陀	27.5	26.9	11.4	6.9	4.4	4.0	4.3	5.1	13.0	2.0	1.6	0.9	0.9	•
支那(3)	119.9	96.8	•	•	41.2	50.8	55.9	56.3	22.5	15.0	•	•	•	•

國別	移民送金受入								米國よりの送金（移民の持歸金を含む）					
	1929年	1930年	1931年	1932年	1933年	1934年	1935年	1936年	1929年	1932年	1933年	1934年	1935年	1936年
墨須國	17.9	15.7	11.5	7.9	5.2	3.4	2.7	3 3	10 5	6 0	2.8	2.4	1.9	2.9
丁抹	2.7	4.0	2.5	1.9	1.5	1.3	1.3	1.3	1.0	0.3	•	•	•	0.3
芬蘭	4.8	4.0	2.9	3.4	2.2	1.3	1.3	1.3	1.5	2.3	1.5	0.9	1.0	0.9
獨逸(4)	14.3	•	•	•	•	•	•	•	10 0	7.0	5.2	3.9	4.1	•
希臘	38.0	40.7	34 5	14.0	15.0	8.8	6.2	10.7	25.3	11.0	13.7	7.2	4.7	8.0
洪牙利(5)	7.2	5.7	3.4	1.2	•	•	0 6	•	6.6	1.1	0.8	0.9	1.2	1.0
愛蘭(6)	12.0	11.0	20.4	14.2	11 6	8.4	8 4	9.1	11.7	13.3	9.5	6.3	6.5	•
伊太利(7)	122.3	120.0	90.8	55.0	•	•	•	•	46.2	26.3	16.1	9.9	6.5	4.9
日本(2)	28.1	24.2	20.9	27.7	22.2	20.7	20 8	•	6.9	11.0	12.1	2.1	1.7	1.7
「ラトヴイア」	1.5	1.2	0.9	0 4	0.4	0 3	0.3	0.3	1.5	0.1	0.1	0.1	—	—
「リスアニア」	4.6	3 7	3.2	3.0	1.7	1.6	•	•	1.0	1.8	1.0	•	0.9	0.9
和蘭	•	4.0	3.2	2.4	2 0	1.6	1.6	1.5	0.3	—	—	—	—	—
諾威(8)	4.8	3.5	3.3	2.5	1.2	0.8	0 7	0.9	4.6	•	•	1.3	1.1	1.2
波蘭(2)	31.2	32.7	30.8	23.2	17.0	17.0	18.9	•	18.1	10.1	6.8	4.8	8.7	4.6
羅馬尼	4 8	4.2	•	•	•	•	•	•	4.5	2.0	1.2	0.7	0.1	0.1
西班牙	•	•	30.9	38.1	•	•	•	•	5.0	2.0	6.7	4.0	4.0	•
瑞典(5)	9 4	8 0	6.6	6 5	3.5	1.9	1.8	2.1	9.4	7.1	4.2	3.1	3.3	3.5
土耳其	1 0	0.5	0.4	0.4	0 9	•	•	•	1.0	0.4	—	0.1	0.1	0.1
蘇聯邦(9)	15.5	15.5	•	•	•	•	•	•	10.0	•	•	•	•	•
「ユーゴースラヴイア」	15.6	13.0	10.1	3.4	1.6	1.6	2.6	•	4.5	3.4	1.3	0.9	1.2	1.4
其の他	•	•	•	•	•	•	•	•	30.8	•	•	•	•	•
1929—32年掲載國計	334.4	319.6	257.2	173.9	•	•	•	•	163.6	•	•	•	•	•
1929—35年掲載國計	197.4	188.3	158.0	113.1	87.4	71.1	71.0	•	108.8	•	•	•	•	•
米國よりの總送金									246.9	138	89	63	54	68

(1) 7月1日を年始とする經濟年度に對する金額。

(2) 勃牙利、日本及波蘭の移民送金總額は歸國移民の持歸金を含む。

(3) 支那の1933年總受取金は滿洲國及熱河を除く。

(4) 移民送金總額は獨逸內在留の外國人學生に對する送金をも含む。

(5) 洪牙利及瑞典の移民送金總額數字は合衆國よりの送金のみである。

(6) 1931年以前の愛蘭の總受入額數字は過少である。1932及33年兩年の合衆國よりの送金は「競馬賭金」を含む。

(7) 總受取數字は「ギノ・ボルガタ」教授の推定である。右は歸國移民の持歸金をも含む。

(8) 總額中には船員の送金をも含む（1926年は1百萬弗と推定せられる）。

(9) 總受取額は蘇聯邦財政委員會の推定として「バーミンガム」の「ロシヤ」經濟情勢調査局の「蘇聯邦の國際收支及對外債務」中に引用してゐる。以上の金額は9月30日を年末とする經濟年度に依る。

自耳義の數字は同國人の在外（主として佛蘭西）勞働者及雇傭人の收入であつて同國で費消された額の推定である。米國の推算に依る同國の加奈陀向送金額は米國に於ける加奈陀人勞働者の所得を示すものであると云はれてゐる。伊太利及波蘭の受取金額の大部分は佛蘭西及其他歐洲諸國に於ける伊國人及波蘭人勞働者の所得に進ひない。

上掲諸國中の或國、特に希臘及「チエツコスロヴアキア」向の米國からの送金は一九三六年に著增したが、反對に波蘭及伊太利の如き國々への送金は減少を示してゐる。波蘭への送金は同國が採用した爲替管理の影響を受け、又伊太利への送金は別の諸要因、就中通貨不安の爲に減少した。一九三六年に於ける米國よりの伊太利向送金は一九二九年の數字の約十分の

一强(金價値で　に當つてゐる。

最近數年間に於ける米國よりの支那向送金額は一五乃至二〇百萬弗(新平價弗)の間を往來し、蘇聯邦向送金額も亦大巾の變動をしてゐるが、或る推算に依れば年送金額は一五百萬弗を超えてゐる。右二國の一九二九年及一九三二年以後の送金數字は右表に記載されてゐない。

米國より「其の他諸國」への送金情況は左表の如き割合となつてゐる(單位、百萬餘金弗)。

米國よりの送金	1929年	1931年	1932年	1933年	1934年	1935年	1936年
海地	2.2	0.9	0.9	0.4	0.3	0.3	0.4
英領及「ニヌトーア」	0.1	0.1	(a)	(a)	(a)	.	.
佛蘭西	1.2	0.1	.	.	0.04	0.05	0.05
蘭領西印度「バレスタイン」	1.0	0.5	0.3	.	.	.	.
希臘	8.7	4.0	3.5	2.0	1.5	1.2	.
瑞西	2.0	1.5	.	.	.	.	.
英吉利	4.0	2.5	2.0	1.6	.	2.7	2.7
獨逸	1.2	1.0	1.0	0.8	0.6	.	.
其の他	7.8	6.5	(b)	(b)	(b)	.	.
	0.3	0.2	.	.	.	.	.
	2.4	1.0	.	.	.	.	.

(a) 毎年100千弗以下の少額である。

(b) 最近年の送金額は3乃至6百萬弗(新平價)と推定せられてゐる。

勿論送金額は其全部が移民の家族生活費に充てられるものとは限らない。特に支那、日本、伊太利及希臘への送金の大部分は不動産投資若は銀行預金として現はれてゐる。元來資本項目たるべき斯る送金は一般に短期資本移動の場合と同じ考慮(特に貨幣上の)に依つて影響されるものである。

第九節　觀光客出費

報告に記載されてゐる海外觀光客の出費に關する數字は一般に自國の外國航路船舶に支拂つた船賃を含み、外國來訪客からの受入額は彼等が自國の外國航路船舶に支拂つた運賃を除外してゐる。此の「觀光客」なる語は旅商、留學生をも含めたものである。

觀光客の携行に係る無記錄輸出入貨物は國際收支の貨物貿易勘定項目中には含まれてゐないが、然し觀光客出費勘定中に含まれてゐる。

收支勘定及純受拂殘高の數字は左表に示した。米國人觀光客の各國への推定出費額は同表の末欄に示して置いたが、最近年に關する右金額は米國商務省が在外官憲と協力して調査した數字で、米國人觀光客が各地に於て費消した金額に關するものである。其の內には米國又は他國の船舶に支拂つた船賃は含まれてゐない。以上の米國人觀光客の出費總額は一九二九年に六五一百萬弗、一九三一年には五二九百萬弗に上つたと推定せられてゐる。

觀光客出費の全世界總支拂額は一九二九年には一、七〇〇百萬弗以上に上るものと推測せられてゐるが、其の金額は同年の全貨物貿易額の約五%に當る。一九二九年乃至三二年の間に於ける世界各國の觀光客出費總額は貨物貿易額の六〇%の減少に比して約五〇%の減少があつたものと推定せられてゐる。米國人觀光客出費の激減は同國弗貨の平價切下に依るものであつて金價値に換算した同國の出費は一九三三及三四年の兩年には一九二九年の三分の一に減少してゐるが、之は丁度同國の貨物貿易額の減少割合と同樣である。一九三四—三六年間に米國人海外觀光客の出費は約五〇%の增加を示したが、世界總計の增加は之よりも少く恐らく三五—四〇%であつた。然し尙貨物貿易に對する觀光客出費の割合は上昇した。

最近の觀光客吸集情勢は大變化を示してゐる。例へば勿論概算ではあるが佛蘭西の來訪觀光客よりの純收入は一九二九年乃至一九三六年間に十分の九以上の減少である。一九三四—三五年間のみでも外國人觀光客の佛蘭西來訪者數は四〇%の減少である。一九三四年迄の收入減は主として米國人觀光客の減少に基いてゐる。伊太利の外國人觀光客勘定受入高も亦急激に低下し、一九三五年中の同國に於ける米國人觀光客出費は纔かに一九二九年の九%に過ぎなかつたと推算されてゐる。一九三六年に就ては全く數字を入手し得なかつた。

外國人觀光客を誘致する一國の力は宿泊料、旅費等に依存する所が非常に多いのは謂ふまでもない。入手し得た一九三七年初期に於ける觀光客運送に關する僅少な報告は特に伊太利及瑞西の平價切下が同國の外國人觀光客收入の著增を齎したことを示してゐる。

獨逸に於ける外國人觀光客の出費は一九三三年と一九三五年との間に始ど倍加し、一九三五年に於ては(七六百萬金弗)一九二九年(四三百萬金弗)より遙かに多額であつた。然し一九三五年の數字は「ライヒス・マルク」で費消された金額が公定爲替相場で換算されてゐるが實際上右金額の大部分は低率で凍結勘定から賣却された獨逸通貨を表すものであるから、多きに過ぎると認められる。從つて此の數字は獨逸に於ける凍結資產を解除することに依り外國債權者が損失を受けた莫大な額を包含してゐる。外國人觀光客が實際に費消した額は一九二九年に比して餘り多くはないらしい。然し一九三六年に於ける訪獨外國人數及其平均滯在日數に關して利用し得る報告は同年に於ける出費が更に增加したことを暗示してゐる。

(c)其の他海外諸國	82.0	31.0	25.8	25.6	21.8	2.4	7.1
玖馬(12)	28.4	9.8	6.4	3.5	4.4	•	•
英領西印度	•	•	•	•	•	1.2	1.2
愛蘭	•	•	•	3 0	•	•	•
「パレスタイン」	•	•	•	5.1	5.6	0.7	1.0
諾威	7.2	5.4	5.0	•	•	0.3	0.3
葡萄牙	•	•	•	•	•	•	•
印度	•	•	•	•	•	•	•
「パナマ」	•	•	•	•	•	•	•
佛領印度支那	•	•	•	•	•	•	•

(1) 受拂殘高欄參照。
(2) 觀光局推定に依る總收支金額。
(3) 1929年の收支は瑞西國立銀行理事長「パウタマン」教授の
(4) 1933年の數字は滿洲國及熱河を含まない。兩地域の受拂
21.8百萬金弗、支拂高は4.1百萬金弗及4.5百萬金弗と推れてゐる)。
(5) 英國人觀光客出費中には車船賃を含まない。
(6) 經濟年度始は4月1日。

各國觀光客出費勘定及米國人觀光客出費額

（單位、百萬米蒼金弗）　（國別の配列は1929年に於ける受取國より支拂國への順序に依る）

國別	外國旅行者よりの受取						自國旅行者の對外支拂						受取（+）支拂（−）殘高						米國旅行者出費			
	1929年	1932年	1933年	1934年	1935年	1936年	1929年	1932年	1933年	1934年	1935年	1936年	1929年	1932年	1933年	1934年	1935年	1936年	1929年	1934年	1935年	1936年
佛蘭西	392.0	117.5	117.5	(1)	(1)	(1)	58.7	(19.6)	•	(1)	(1)	(1)	+333.3	+ 98.0	•	+ 98.0	+ 29.4	+ 33.1	137.1	29.8	23.6	25.3
加奈陀	307.1	187.1	85.7	78.3	119.5	147.8	120.8	50.6	37.2	36.7	46.9	50.3	+186.3	+136.5	+ 48.5	+ 41.6	+ 72.6	+ 97.5	289.0	71.6	113.4	134.7
伊太利(2)	137.4	59.2	68.6	•	•	•	16.7	8.9	•	•	•	•	+110.7	+ 50.3	•	•	•	•	30.4	5.1	2.7	•
瑞西(3)	(1)	•	•	•	•	•	(1)	•	•	•	•	•	+ 54.0	•	•	•	•	•	10.4	2.3	1.8	•
白耳義	34.8	•	•	•	26.2	20.0	5.6	•	•	•	2.7	3.0	+ 29.2	•	•	•	+ 23.5	+ 17.0	1.7	—	0.1	0.3
墺地利	36.6	•	•	•	•	•	9.2	•	•	•	•	•	+ 27.4	•	•	•	•	•	2.9	1.0	1.0	1.1
支那(4)	12.8	•	2.1	•	•	•	2.6	•	1.0	•	•	•	+ 10.2	•	+ 1.1	•	•	•	3.3	•	•	•
蘇聯邦	•	•	•	•	(1)	(1)	•	•	•	•	(1)	(1)	•	•	•	•	+ 3.4	+ 4.1	1.7	•	•	•
羅馬尼	3.0	•	•	•	•	•	2.1	•	•	•	•	•	+ 3.1	•	•	•	•	•	0.9	0.2	0.1	—
致須國	24.0	12.4	8.5	12.1	11.1	10.9	21.0	12.4	4.9	5.7	10.1	14.2	+ 3.0	+- 0	+ 3.6	+ 6.4	+ 1.0	− 3.3	1.3	0.4	0.5	0.7
埃及	•	•	•	(13)3.0	•	•	•	•	•	(13)0.9	•	•	•	•	•	+ 2.1	•	•	4.3	•	•	•
希臘	6.8	4.1	10.0	5.8	3.9	4.0	4.7	1.5	1.1	1.3	2.0	1.6	+ 2.1	+ 2.6	+ 8.9	+ 4.5	+ 1.9	+ 2.4	1.6	0.5	0.5	0.5
「ユーゴースラヴィア」	7.2	•	3.7	4.2	4.2	•	6.0	•	•	•	2.1	•	+ 1.2	•	•	•	+ 2.1	•	0.4	0.1	0.1	0.1
日本	20.6	11.7	10.2	12.4	13.2	19.7	19.4	8.3	11.5	9.7	9.4	9.7	+ 1.2	+ 0.2	− 1.3	+ 2.7	+ 3.8	+ 10.0	8.4	3.9	3.9	3.6
波蘭	18.7	5.2	3.5	3.7	3.8	•	18.5	10.0	7.8	4.7	5.5	•	+ 0.2	− 4.8	− 4.3	− 1.0	− 1.7	•	1.3	•	0.2	0.3

伊太利(2)	137.4	59.2	68.6	•	•	•	16.7	8.9	•	•	•	•	+110.7	+30.5	•	•	•	•	10.4	2.3	1.8	•
瑞西(3)	(1)	•	•	•	•	•	(1)	•	•	•	•	•	+ 54.0	•	•	•	•	•				
白耳義	34.8	•	•	•	26.2	20.0	5.6	•	•	•	2.7	3.0	+ 29.2	•	•	•	+ 23.5	+ 17.0	1.7	—	0.1	0.3
墺地利	36.6	•	•	•	•	•	9.2	•	•	•	•	•	+ 27.4	•	•	•	•	•	2.9	1.0	1.0	1.1
支那(4)	12.8	•	2.1	•	•	•	2.6	•	1.0	•	•	•	+ 10.2	•	+ 1.1	•	•	•	3.3	•	•	•
蘇聯邦	•	•	•	•	(1)	(1)	•	•	•	•	(1)	(1)	•	•	•	•	+ 3.4	+ 4.1	1.7	•	•	•
羅馬尼	3.0	•	•	•	•	•	2.1	•	•	•	•	•	+ 3.1	•	•	•	•	•	0.9	0.2	0.1	—
致須國	24.0	12.4	8.5	12.1	11.1	10.9	21.0	12.4	4.9	5.7	10.1	14.2	+ 3.0	+- 0	+ 3.6	+ 6.4	+ 1.0	− 3.3	1.3	0.4	0.5	0.7
埃及	•	•	•	(13)3.0	•	•	•	•	•	(13)0.9	•	•	•	•	•	+ 2.1	•	•	4.3	•	•	•
希臘	6.8	4.1	10.0	5.8	3.9	4.0	4.7	1.5	1.1	1.3	2.0	1.6	+ 2.1	+ 2.6	+ 8.9	+ 4.5	+ 1.9	+ 2.4	1.6	0.5	0.5	0.5
「ユーゴースラヴィア」	7.2	•	3.7	4.2	4.2	•	6.0	•	•	•	2.1	•	+ 1.2	•	•	•	+ 2.1	•	0.4	0.1	0.1	0.1
日本	20.6	11.7	10.2	12.4	13.2	19.7	19.4	8.3	11.5	9.7	9.4	9.7	+ 1.2	+ 0.2	− 1.3	+ 2.7	+ 3.8	+ 10.0	8.4	3.9	3.9	3.6
波蘭	18.7	5.2	3.5	3.7	3.8	•	18.5	10.0	7.8	4.7	5.5	•	+ 0.2	− 4.8	− 4.3	− 1.0	− 1.7	•	1.3	•	0.2	0.3
「エストニア」	1.0	0.7	0.6	0.5	0.5	0.6	0.9	0.8	0.6	0.5	0.5	0.5	+ 0.1	− 0.1	+− 0	+− 0	+− 0	+ 0.1	0.3	0.1	0.1	0.1
英吉利(5)	•	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	•	(1)	(1)	(1	(1)	(1)	•	+ 7.0	− 9.9	− 3.0	− 7.3	− 8.8	40.6	10.3	7.1	8.8
(a)歐洲諸國	•	20.5	18.9	20.7	20.7	24.4	•	69.4	77.5	64.0	70.3	79.1	•	− 48.9	− 58.6	− 43.3	− 49.6	− 54.7				
(b)其の他	•	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	•	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	•	+ 55.9	+ 48.7	+ 40.3	+ 42.3	+ 45.9				
「リスアニア」	1.4	1.1	0.8	0.9	•	•	1.5	1.5	1.1	0.6	•	•	− 0.1	− 0.4	− 0.3	+ 0.3	•	•	0.3	•	0.1	0.1
土耳其	2.2	1.4	2.5	•	•	•	2.3	3.2	•	•	•	•	− 0.1	− 1.8	•	•	•	•	1.0	0.1	0.1	0.1
「ラトヴイア」	4.3	1.6	1.3	1.2	1.3	1.2	4.6	1.2	1.1	1.0	0.9	0.9	− 0.3	+ 0.4	+ 0.2	+ 0.2	+ 0.4	+ 0.3	0.3	—	•	•
「ヴェネズエラ」	•	•	•	•	0.1	•	•	•	•	0.9	0.7	•	•	•	•	•	− 0.6	•	•	•	•	•
芬蘭	4.8	2.9	2.5	2.8	3.2	2.7	5.5	2.2	2.3	2.5	3.1	3.5	− 0.7	+ 0.7	+ 0.2	+ 0.3	+ 0.1	− 0.8	0.4	0.2	0.2	0.2
「イラーク」(6)	0.9	1.0	1.0	1.0	1.1	•	1.7	0.9	0.9	0.8	0.9	•	− 0.8	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.2	+ 0.2	•	•	•	•	•
「ウルグアイ」	4.0	•	•	•	•	•	4.9	•	•	•	•	•	− 0.9	•	•	•	•	•	•	•	•	•
「ブルガリア」	0.4	0.3	0.3	0.4	0.5	0.5	1.8	1.1	1.0	0.8	0.8	1.0	− 1.4	− 0.8	− 0.7	− 0.4	− 0.3	− 0.5	0.2	—	—	—
西班牙	•	12.9	•	•	•	•	•	10.2	•	•	•	•	•	+ 2.7	•	•	•	•	1.6	0.8	0.8	•
丁抹(7)	4.0	1.9	2.2	2.7	3.2	3.9	6.7	3.8	3.7	3.4	3.9	5.9	− 2.7	− 1.9	− 1.5	− 0.7	− 0.7	− 2.0	1.1	0.2	0.3	0.2
洪牙利	4.0	3.8	•	•	3.4	•	9.9	5.7	•	•	4.4	•	− 5.9	-- 1.9	•	•	− 1.0	•	1.1	0.2	0.9	0.2
瑞典	(1)	6.5	6.6	5.9	8.1	9.6	(1)	7.0	6.9	7.3	7.7	8.9	− 8.0	− 0.5	− 0.3	− 1.4	+ 0.4	+ 0.7	5.7	1.2	1.5	2.4
新西蘭(6)	5.5	1.9	1.8	2.0	2.3	•	13.8	5.0	4.6	5.7	6.0	•	− 8.3	− 3.1	− 2.8	− 3.7	− 3.7	•	•	•	•	•
伯剌西爾	•	0.5	•	•	•	•	•	9.6	•	•	•	•	•	− 9.1	•	•	•	•	•	•	•	•
和蘭	•	2.8	2.0	1.6	1.2	1.5	•	12.1	12.1	13.7	14.1	14.5	•	− 9.3	− 10.1	− 12.1	− 12.9	− 13.0	0.9	0.1	0.2	0.2
滿洲聯邦(8)	6.3	2.5	2.4	3.1	3.1	•	19.3	8.1	9.1	9.2	9.6	•	− 13.0	− 5.6	− 6.7	− 5.9	− 6.5	•	•	•	•	•
南阿聯邦	5.5	3.6	3.1	3.5	3.9	•	21.7	17.7	13.8	15.1	15.8	•	− 16.2	− 14.1	− 10.7	− 11.6	− 11.9	•	•	•	•	•
亞爾然丁(9)	11.4	•	•	•	•	3.9	28.6	13.2	•	•	•	•	− 17.2	•	•	•	•	•	•	•	•	•
獨逸(10)	42.9	19.1	39.3	78.1	76.2	•	71.5	30.3	26.9	28.6	29.8	•	− 28.6	− 11.2	− 12.4	+ 49.5	+ 46.4	•	15.0	2.5	2.5	5.3
蘭領印度	2.4	1.2	1.2	1.2	0.8	0.8	34.6	13.3	10.5	10.5	11.3	9.9	− 32.2	− 12.1	− 9.3	− 9.3	− 10.5	− 9.1	•	•	•	•
合衆國	183.0	71.0	57.2	51.3	69.1	73.8	868.0	(11)445.0	(11)235.3	(11)197.5	(11)241.6	(11)293.5	−685.0	−375.0	−178.1	−1 6.2	−172.5	−219.7				
(a加奈陀	94.0	35.0	28.2	23.3	44.3	47.8	296.0	183.0	81.4	71.6	113.4	134.7	−202.0	−148.0	− 53.2	− 48.3	− 69.1	− 86.9				
(b)墨西哥	7.0	5.0	3.2	2.4	3.0	3.0	38.0	36.0	22.6	26.8	20.1	23.6	− 31.0	− 31.0	− 19.4	− 24.4	− 17.1	− 20.6				
(c)其の他海外諸國	82.0	31.0	25.8	25.6	21.8	23.0	534.0	227.0	131.3	99.1	108.1	135.2	−452.0	−196.0	−105.5	− 73.5	− 86.3	−112.2				
玖馬(12)	28.4	9.8	6.4	3.5	4.4	7.7	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	21.0	2.1	2.4	7.1
英領西印度	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	10.1	7.8	•	•
愛蘭	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4.3	1.2	1.2	1.2
「パレスタイン」	•	•	•	3.0	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2.1	•	•	•
諾威	7.2	5.4	5.0	5.1	5.6	7.1	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1.5	0.8	0.7	1.0
葡萄牙	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1.1	0.1	0.3	0.3
印度	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1.0	•	•	•
「パナマ」	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	0.6	•	•	•
佛領印度支那	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1.6	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•

(1) 受拂殘高欄參照。

(2) 觀光局推定に依る總收支金額。

(3) 1929年の收支は瑞西國立銀行理事長「パウタマン」教授の推算に依る。

(4) 1933年の數字は滿洲國及熱河を含まない。兩地域の受入高は1934年及1935年に夫々18.1百萬金弗及21.8百萬金弗、支拂高は4.1百萬金弗及4.5百萬金弗と推算されてゐる。

(5) 英國人觀光客出費中には車船賃を含まない。

(6) 經濟年度始は4月1日。

(7) 丁抹觀光客出費中には外國船に支拂つた船賃を含まない。

(8) 經濟年度始は7月1日。

(9) 經濟年度末は9月30日。

(10) 總受取額中には在獨外國人學生の出費を含まない。

(11) 自國船に支拂つた船賃を含まない（1930年に於ける右の船賃は49百萬弗と推定せられてゐる）。

(12) 總受取額は1937年2月發行の Revista de Comercio より採錄した。

(13) L'Egypte Contemporaine 1935年5月號所載「ジー・ブランシャール」教授の推算。

一九二九年以後に於ける國際觀光客出入に關する最も重要な變化は米國人觀光客出費が歐洲に於て減少し加奈陀に於て增加したことである。米國人觀光客は一九二九年に海外諸國（主に歐羅巴）に於て加奈陀より八〇％も多く費消したが、其の一九三六年に於ける出費は大體兩地域共に同じであつた。

○米國人觀光客出費　（單位百萬弗）

	一九二九年	一九三二年	一九三五年	一九三六年
（一）加奈陀	二六六	一六三	一九二	二六八
（二）メキシコ	三八	三六	二四	二四
（三）海外	五二四	二七四	一六三	二三九

此の轉換は部分的には不況期間中の大部分を通じて主要歐洲觀光國の物價が比較的高かつたことに基因するものであるが他面米國人觀光客の平均出費及滯在日數が不況中に減少したこと及船賃が多數觀光客にとり高くなり過ぎたことに因るものである。一九三四年には訪歐米國人數は一九三〇年の數字の半分にも達しなかつた。然し一九三四年以來之等觀光客は急激に增加し（西及北歐羅巴觀光客は一九三四年の一〇六千人に對し一四八千人であつた）、一九三五年及一九三六年の報告に依れば平均滯在日數は增加した。

○歐洲諸國に於ける米國人觀光客の平均滯在日數

	一九二六年	一九三五年
墺地利	二二・〇	一〇・六
白耳義	六・三	四・八
須國	三三・四	二六・五
義國	六・二	七・〇
佛蘭西	一四・七	二一・九
丁抹	一四・七	一四・七
獨逸	一四・八	一四・七
洪牙利	一三・九	一三・二
伊太利	二六・九	二四・八
愛蘭	二〇・四	二〇・四
和蘭	一〇・〇	一〇・一
葡萄牙	一四・三	一四・一
瑞西	一四・一	一四・一

最近各國の國際收支

瑞典	三・〇	一九・五
英國		
「イングランド」	一九・二	三六・〇
「スコットランド」	一四・二	一八・五

獨逸に於ける米國人觀光客の平均滯在日數が著增したのは一九三六年伯林に開催された「オリンピックゲーム」に因るのである。

第三章　標準國際收支表

國際聯盟事務局が作成し、聯盟國へ送附された回章に添付された特定國際收支表の各項目の全文並に本書次章に於て紙面を節約し諸表の研究を容易にする爲に使用された簡約表を次に掲げた。然し實際に於ては標準表に基いて作成された報告は其殆ど全部が集算の方法又は取引の性質に因り標準表と多少相違してゐることを注意せねばならない。標準表に於て提議された方法と違つた方法で處理された推算、例へば米國、希臘及支那の記述の如き場合には標準表に基き之を再整備した。

斯る場合には大なる項目の「グループ」(貨物、勞務、金及資本項目)及同項目の細分項目に關して多數の報告書相互間に出來る限り比較性を保たしめるやうに注意した。從つて勘定尻は時としては原報告書に現れたものと相違してゐることがある。又或場合には標準表に調和させる爲に再編成をすることが不可能であり、報告書を原形式の儘掲載したものもある。例へば英國及「ヴエネズエラ」はさうである。

聯盟國へ配布された標準表には集計に當つて用ひらるべき一般原則に關する說明書並に各項目に付き考慮すべき取引に關する細目が添付されてゐるが、之等は本調書の前版に掲載されてゐる。玆に注意すべきは記述が實際行はれた支拂勘定よりも寧ろ帳簿上の國際貨幣取引勘定を表してゐることである。然し斯る取引勘定を示す一般に認められた用語がないので「國際收支」の語を用ひた。

一、勘定項目一覽表

簡約項目 (貸方及借方)	上欄簡約項目の全文 貸方	借方
一、貨物、勞務及金		
貨物		

(1)貨　物　　輸出貨物　銀塊及金貨以外の鑄貨の輸出を含む（貿易收支に依る）

(2)評價誤算の修正　　(1)の輸出貨物のf・o・b價格に從つた評價修正

(3)密輸出入　　密輸出

二、利子及配當

(4)政府間貸借の利子　　別揭なき政府間債權（戰債等）の利子收入

(5)其他の公債の利子　　其他の外國政府及都市債務の利子收入

(6)其他の長期資本の收益　　其他の長期對外投資の利廻

(a)利　子　　(a)利　子

(b)配當及利潤等　　(b)配當及利潤等

(7)短期資本の利子　　短期海外投資の利子收入

三、其他の勞務(一)

(8)船　舶　　海外就航本國船舶の收入(二)

(a)普通運賃　　(a)普通運賃

(b)傭船料　　(b)傭船料

(c)旅客運賃　　(c)旅客運賃

(9)港灣使用料　　外國船舶の國內港灣使用料

(10)其他の交通料金　　外國貨物の積替又は通過に對する徵收料金

(11)手數料、保險料及仲立手數料　　(1)に含まれざる場合）手數料、保險料、仲立手數料及別揭なき其他の收入

輸入貨物　銀塊及金貨以外の貨幣の輸入を含む（貿易收支に依る）

(1)の輸入貨物のc・i・f價格に從つた評價修正

密輸入

別揭なき政府間債務（戰債等）に對する利子支拂

其他の外國政府及都市外債の利子支拂

國內に於ける其他の長期外資の利廻

(a)利　子

(b)配當及利潤

國內に投下された短期外資利子支拂

外國船舶の國內沿岸航運に對する支拂

(a)普通運賃

(b)傭船料

(c)旅客運賃

本國船舶の外國港灣使用料

外國運送人に支拂ひたる別揭なき交通料金

手數料、保險料、仲立手數料及別揭なき其他の支拂

(12)郵便、電報及電話料

(13)移出入民資金

(14)移出入民の送金

(15)觀光客出費

(16)其他の人的雜費

(17)外交使節費及類似の經費

(18)其他の政府收支

(19)其他の項目

四、金

(20)金貨及金地金輸出入額

(21)評價誤差の修正

(22)「イーヤマーク」金の變動

資　本

一、長期資本

(1)債　還

(a)政府間貸借

(b)其他の公債

(c)其他の債務

第三章　標準國際收支表

別揭なき郵便、電報及電話料受取

移入民及歸國せる移出民の持參金

移出民の送金及別揭なき海外よりの寄附金

外國人觀光客よりの收入

別揭なき外國居住の個人に對し國內に於て爲された勞務の所得

國內の外國外交官、領事官及び其他類似の經費

別揭なき政府海外收入

其他の項目

金地金及金貨輸出(貿易收支に依る)

(20)項のf・o・b價格に依る修正

自國勘定の在外「イーヤマーク」金の減少若は外國勘定の國內「イーヤマーク」金の增加

別揭なき政府間債務償還金收入（聯合國政府間債務）

其他の外國政府及都市債の償還金收入

其他の債務償還金收入

別揭なき郵便、電報及電話料支拂

移出民及歸國せる移入民の特出金

移入民の送金及別揭なき海外への寄附金

本國人海外旅行者の支拂

別揭なき國內居住の個人に對し海外にて爲された勞務の支拂

在外外交官、領事官及其の他類似の經費

別揭なき政府海外支拂

其の他の項目

金地金及金貨輸入(貿易收支に依る)

(20)項のc・i・f價格に依る修正

自國勘定の在外「イーヤマーク」金の增加若は外國勘定の國內「イーヤマーク」金の減少

別揭なき政府間債務償還金支拂（聯合國政府間債務）

其他の政府及都市債の償還金支拂

其他の外債償還金支拂

(2)賣　買

(a)在外不動產
(b)國內不動產
(c)內國證券
(d)外國證券

(3)新規資本發行

(a)政府及都市
(b)其　他

(4)新規資本發行への參加

(5)其他の長期投資

二、短期資本

(6)短期債務の變動

(7)短期資產の變動

(a)外國人に賣却せる在外不動產
(b)同國內不動產
現存國內證券の對外賣却
外國證券の賣戻
在外新規募債に基く新規內國證券の賣却

(a)政府及都市
(b)其　他

內債發行に對する外國參加に基く新規內國證券の賣却
其他の長期外資の國內投資
信用設定及償還に依る外國短期債務の純增加
短期信用許與及償還に依る在外浮動資產の純減少

(a)在外外國人より買入の在外不動產
(b)同國內不動產
在外內國證券の買戻
外國に於て發行された外國證券の買入
新規外債の國內引受

(a)外國政府及都市
(b)其　他

外國募債に對する國內資本の參加
其他の長期內國資本の對外投資
信用設定及償還に依る外國短期債務の純減少
短期信用許與及償還に依る在外浮動資產の純增加

註　(一)狹義の勞務の外に本項目は移民の持參金及送金等を含む。

(二)本項目の海外船舶運送とは內國沿岸運送以外の總てのものを含む。輸入の第一類に含まれる輸入貨物に對する海洋運賃は當該年度に於ては約……となり、此の運賃中約……は自國船の收入であつて第(8)項目の貸方に含まれてゐる。

二、國際貸借に關する數字

各國の國際收支に關する報告書の最後に當該國の對外負債及資產に關する數字が附記されてあるが、之に關して前記の各國宛に送付した質問狀は貸借の分類に付ては左表の如き形式を示唆した。

債　務

別揭なき政府間債務勘定に於ける負債(戰債等)

左記在外內國債

(a)其他の政府及都市債
(b)長期私的貸付

外國人所有の國內不動產
其他の長期債務(國內企業に對する外國參加及其他の外國直接投資)

左記浮動外債

(a)政府及地方公債
(b)銀　行

外國「コルレス」先の當座勘定預金
外國爲替手形に關する債務
其他の債務

(c)其他の企業及個人勘定((b)の外國爲替手形を除く)

諸國の未償還公社債額面高及無價値となつた金額を控除した直接對外投資の記帳高等に關する數字を公表してゐる國もある。勿論斯る資料に基く推算は特に長期の投資に於ては誤を生じ易い。故に或國の如きは自國の未償還債權債務の市場價格の定期的調査を實行してゐる。斯の如き調査に基く數字の一定期間中の變化は同期間中に行はれた金融工作及證券値段の變動に基因するものである。一定期間中の長期資本活動の殘高と長期投資に基く國際的貸借の變動とは證券値段の變動の爲甚しく相異するものである。

短期資本移動額が浮動勘定殘高の變動により算出された場合は債務者の支拂不能若は右殘高の表示せる貨幣の價値變動に依り生じた變化が見込まれてゐる事は慥である。

資　產

別揭なき政府間債務勘定の對外債權(戰債等)

左記國內所有外債

(a)其他の外國政府及都市債
(b)長期外國私的貸付

內國人所有の外國不動產
其他の長期資產(外國企業に對する參加及其他の對外投資)

左記在外浮動資產

(a)政府及地方公債
(b)銀　行

外國「コルレス」先に對する當座勘定預金
外國爲替手形に關する債權
其他の資產

(c)其他の企業及個人勘定

第四章　各國別國際收支

第一節　亞爾然丁

一、一九二六—三五年の公式數字

一九三四年及一九三五年に於ける亞爾然丁の國際收支に關する推算は同國政府により提供せられ、更に一九二六—三五年全期間に對する數字が亞爾然丁共和國中央銀行により發表されてゐる（"Economic Review" 一九三七年第一號參照）。此の數字は多少修正して次に掲載した。詳細な報告を缺くために規則的な年賦償還支拂額は資本勘定に包含せしめることが出來ず利子支拂と一括計上せねばならなかつた。

總括表の最後の欄に示した貸方及借方間の喰違ひは「在外商業債務及外國爲替資金の變動竝に特記せざる少額の勘定尻」に歸因するものである。

貨物輸出數字（項目(2)貸方參照）の調査點は次の如くである。即ち(イ)F・O・B價額を得る爲に船積費用として數字は一・三%だけ增額し、(ロ)一九三四及一九三五年に於ては「數字は輸入額と其他の國際收支項目との比較を可能ならしめる爲公定實相場を以て換算され」てゐるので增額されてゐる。更に一九三五年の輸出數字は、「一九三六年一月十三日附統計局の報告書に依るもの、即ち生肉輸出の修正を含まざる數字」であることが指摘されてゐる。原報告書に示されてゐる一九二六年及一九二七年の貨物輸入額は限定された少數物品に關する指數に依り算出せられた「實質價格」數字よりも右年度に對し更に確實であると思はれた「課稅價格」數字を用ひてゐる。左表に於ては各年に付「實質價格」（項目(1.借方)が示してあるが之等價格と一九二六年及一九二七年に於ける「課稅價格」との間の相違は一箇の修正項目（項目(2.借方)として記入されてゐる。

貨物、勞務及金 （年賦償還金支拂額を含む） （單位百萬紙幣「ペソ」）

項目＼年次	受取又は貸方（輸出） 1926年	1927年	1928年	1929年	1930年	1931年	1932年	1933年	1334年	1935年	支拂又は借方（輸入） 1926年	1927年	1928年	1929年	1930年	1931年	1932年	1933年	1934年	1935年
Ⅰ 貨物																				
(1) 貨物（記錄額）	1,800	2,294	2,397	2,168	1,396	1,456	1,283	1,121	1,438	1,570	1,869	1,947	1,902	1,959	1,680	1,174	836	897	1,110	1,175
(2) 項目(1)の修正	24	30	31	28	18	19	17	20	180	156	− 300	− 279	—	—	—	—	—	—	—	—
Ⅱ 利子及配當(1)																				
(3) 公債利子	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	110	122	132	135	158	203	189	176	212	194
(4) 個人債務の利子	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	306	317	336	354	310	280	270	250	270	285
Ⅲ 其他の勞務																				
(5) 個人の送金(2)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	102	116	122	128	103	95	85	69	75	87
(6) 官廳等の海外拂	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23	70	69	24	31	21	16	16	21	26
(7) 諸種の項目に基く純收入(3)	18	20	21	25	17	38	34	34	43	48	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
Ⅳ 金																				
(8) 金貨及地金（記錄上のもの）	—	—	28	396	57	390	11	23	9	8	5	197	225	—	—	—	—	—	—	1
(9) 項目(8)の修正	—	1	1	7	14	172	7	21 (4)−44	16 (4 44)	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	1,842	2,34 5	2,478	2,624	1,502	2,075	1,357	1,175	1,722	1,787	2,115	2,490	2,787	2,600	2,282	1,773	1,396	1,408	1,688	1,768
受(+)拂(−)超過																				
(a) 貨物及勞務	− 268	+ 51	− 112	− 379	− 851	− 260	− 57	− 233	− 27	+ 7										
(b) 金	− 5	− 195	− 197	+ 403	+ 71	+ 562	+ 18	+ − 0	+ 61	+ 12										
(c) 貨物、勞務及金	− 273	− 145	− 309	+ 24	− 780	+ 302	− 39	− 233	+ 34	+ 19										

(1) 規則的な年賦償還支拂金を含む。

(2) 例へば移入民の送金。

(3) 灣港使用料、輸出業者の利得、活動寫眞「フイルム」上映料、新聞特派員電報料等々。

(4) 44百萬「ペソ」は1933年末の政府の金輸出額を表すものであるが、それは1934年に於て行はれた公債借換と關聯せるもので、通常の國際收支とは關係がないから、1934年へ繰越して置いた。

資本項目 （年賦償還支拂額を除く） （單位百萬紙幣「ペソ」）

項目＼年次	受取又は貸方 1926年	1927年	1928年	1929年	1930年	1931年	1932年	1933年	1934年	1935年	支拂又は借方 1926年	1927年	1928年	1929年	1930年	1931年	1932年	1933年	1934年	1935年
(1) 公債の拂戻	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	156	—	—	72	—
(2) 海外にて起債せる新規公債	165	234	59	—	238	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(3) 海外にて起債せる新規民間債務	87	51	185	80	245	68	15	15	150	150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(4) 封鎖解除債	—	—	—	—	—	—	—	298	62	7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(5) 延滯商業債務の辨濟	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	145	40	28	54	52
(6)「資本の引上及流出」	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	45	91	35	—	—	—
(7) 短期債務貸與及拂戻	—	—	—	—	80	—	—	—	—	—	—	—	—	80	—	—	—	—	—	—
(8) 海外銀行預金の變動	19	—	15	—	117	22	—	—	2	—	—	115	—	16	—	—	20	49	—	50
計	271	285	259	80	680	90	15	313	214	157	—	115	—	96	45	392	95	77	126	102
差引受(+)拂(−)超過	+ 271	+ 170	+ 259	− 16	+ 635	− 302	+ 80	+ 236	+ 88	+ 55										

總括表（單位百萬紙幣「ペソ」）

年次		貨物、勞務及金					資本項目(1)	總計(2)
		貨物	利子及配當(1)	其他の勞務	金	小計		
1926年	貸方	1,824	—	18	—	1,842	271	2,113
	借方	1,569	416	125	5	2,115	—	2,115
	殘高	+ 255	− 416	− 107	− 5	− 273	+ 271	− 2
1927年	貸方	2,324	—	20	1	2,345	285	2,630
	借方	1,668	439	186	197	2,490	115	2,605
	殘高	+ 656	− 439	− 166	− 196	− 145	+ 170	+ 25
1928年	貸方	2,428		21	29	2,478	259	2,737
	借方	1,902	468	191	226	2,787	—	2,787
	殘高	+ 526	− 468	− 170	− 197	− 309	+ 259	− 50
1929年	貸方	2,196	—	25	403	2,624	80	2,704
	借方	1,959	489	152	—	2,600	96	2,696
	殘高	+ 237	− 489	− 127	+ 403	+ 24	− 16	+ 8
1930年	貸方	1,414	—	17	71	1,502	680	2,182
	借方	1,680	468	134	—	2,282	45	2,327
	殘高	− 266	− 468	− 117	+ 71	− 780	+ 635	− 145
1931年	貸方	1,475	—	38	562	2,075	90	2,165
	借方	1,174	483	116	—	1,773	392	2,165
	殘高	+ 301	− 483	− 78	+ 562	+ 302	− 302	—
1932年	貸方	1,305	—	34	18	1,357	15	1,372
	借方	836	459	101	—	1,396	95	1,491
	殘高	+ 469	− 459	− 67	+ 18	− 39	− 80	− 119
1933年	貸方	1,141	—	34	—	1,175	313	1,488
	借方	897	426	85	—	1,408	77	1,485
	殘高	+ 244	− 426	− 51	—	− 233	+ 236	+ 3
1934年	貸方	1,618	—	43	61	1,722	214	1,936
	借方	1,110	482	96	—	1,688	126	1,814
	殘高	+ 508	− 482	− 53	+ 61	+ 34	+ 88	+ 122
1935年	貸方	1,726	—	43	13	1,787	157	1,944
	借方	1,175	479	113	1	1,768	102	1,870
	殘高	+ 551	− 479	− 65	+ 12	+ 19	+ 55	+ 74

(1) 年賦償還支拂額は利子及配當の項目に入れた。　(2) 本欄の殘高は誤算及脫落に基くものである。

II. 一九三六年の私的數字

「シー・エー・トルンキスト」の作成に係り、Rivista de l'Economia Argentina, The Review of the River Plate 及 Business Conditions in Argentina に關する定期報告（「ベンスアイレス・エルネスト・トルンキスト」會社發行）に發表された一九二〇—二一乃至一九三〇—三一經濟年度の亞爾然丁の國際收支に關する推定は本調書以前の諸年度版（其中で最近のものは一九三〇年度版）に再錄してある。經濟年度一九三六年の同樣の數字は最近「亞爾然丁經濟報告」（一九三七年四月、第二四號報告）

總括表（單位百萬紙幣「ペソ」）

年次		貨物、勞務及金					資本項目(1)	總計(2)
		貨物	利子及配當(1)	其他の勞務	金	小計		
1926年	貸方	1,824	—	18	—	1,842	271	2,113
	借方	1,569	416	125	5	2,115	—	2,115
	殘高	+ 255	− 416	− 107	− 5	− 273	+ 271	− 2
1927年	貸方	2,324	—	20	1	2,345	285	2,630
	借方	1,668	439	186	197	2,490	115	2,605
	殘高	+ 656	− 439	− 166	− 196	− 145	+ 170	+ 25
1928年	貸方	2,428		21	29	2,478	259	2,737
	借方	1,902	468	191	226	2,787	—	2,787
	殘高	+ 526	− 468	− 170	− 197	− 309	+ 259	− 50
1929年	貸方	2,196	—	25	403	2,624	80	2,704
	借方	1,959	489	152	—	2,600	96	2,696
	殘高	+ 237	− 489	− 127	+ 403	+ 24	− 16	+ 8
1930年	貸方	1,414	—	17	71	1,502	680	2,182
	借方	1,680	468	134	—	2,282	45	2,327
	殘高	− 266	− 468	− 117	+ 71	− 780	+ 635	− 145
1931年	貸方	1,475	—	38	562	2,075	90	2,165
	借方	1,174	483	116	—	1,773	392	2,165
	殘高	+ 301	− 483	− 78	+ 562	+ 302	− 302	—
1932年	貸方	1,305	—	34	18	1,357	15	1,372
	借方	836	459	101	—	1,396	95	1,491
	殘高	+ 469	− 459	− 67	+ 18	− 39	− 80	− 119
1933年	貸方	1,141	—	34	—	1,175	313	1,488
	借方	897	426	85	—	1,408	77	1,485
	殘高	+ 244	− 426	− 51	—	− 233	+ 236	+ 3
1934年	貸方	1,618	—	43	61	1,722	214	1,936
	借方	1,110	482	96	—	1,688	126	1,814
	殘高	+ 508	− 482	− 53	+ 61	+ 34	+ 88	+ 122
1935年	貸方	1,726	—	48	13	1,787	157	1,944
	借方	1,175	479	113	1	1,768	102	1,870
	殘高	+ 551	− 479	− 65	+ 12	+ 19	+ 55	+ 74

(1) 年賦償還支拂額は利子及配當の項目に入れた。　(2) 本欄の殘高は誤算及脱落に基くものである。

二、一九三六年の私的數字

「シー・エー・トルンキスト」の作成に係り、Rivista de l'Economia Argentina, The Review of the River Plate 及 Business Conditions in Argentina に關する定期報告（「ベノスアイレス・エルネスト・トルンキスト」會社發行）に發表された一九二〇―二一乃至一九三〇―三一經濟年度の亞爾然丁の國際收支に關する推定は本調書以前の諸年度版（其中で最近のものは一九三〇年度版）に再錄してある。曆年度一九三六年の同樣の數字は最近「亞爾然丁經濟狀態」（一九三七年四月、第二二四號報告）中に公表せられたが、之を幾分修正の上次頁に表示する。公式の情報のない項目も若干あるから、次の數字は概算に過ぎないことを注意すべきである。

貨物、勞務及金（註）	貸方	借方
	（百萬紙幣「ペソ」）	
一、貨物		
1、貨物	一、六五六	一、一一七
2、爲替賣却益金	九八	—
3、政府の自由市場に於ける爲替賣却益收入	二〇	—
二、利子及配當（註）		
4、公債利拂	—	一八〇
5、「公益諸會社の利拂」	—	三〇〇
三、其他の勞務		
6、移出民の送金	二〇	
7、觀光客出費		二〇〇
8、港灣使用料、在外公館經費其他	四二	
四、金		
9、金貨及金地金（記錄上の）	三	二
10、項目(9)の修正	五	三
計	一、八四四	一、八〇二
貨物、勞務及金に基く受取超過	+四二	
貨物、勞務及金項目の受(+)拂(−)超過		
資本項目（註）		
1、諸債務の拂戻	—	一二七
2、「新規資本發行」（概略）	一五〇	—
計	一五〇	一二七
資本受取超過	+二三	
上記總ての項目に基く殘高（誤算及省略に由るもの）	+六五	

註　年賦償還支拂額は利子及配當の項目に含まれてゐる。

貨物、勞務及金勘定が受取超過であるにも拘らず資本項目が資本の純流入を示してゐることが注目される。若も利用された報告が完全であつたならば此の二つの勘定尻は勿論相互に相殺されるものである。

原報告書の數字は本書の他の箇所に掲載した標準表に從つて合算されたものではなく、又各種項目の右表各項目への算入に就ても不適當と思はれ又は疑はしいと思はれる場合がある。例へば年賦償還支拂額が利子支拂額に包括されてゐるので之を資本勘定に入れることが出來なかつた。貨物、勞務及金勘定の項目(2)及(3)に入れられた爲替上の利益は主として貨物取引から生ずるとの假定に基き貨物項目の(1)に包含されるものと看做した。

原報告書に於ては「無許可輸入に關する補足額」として四五百萬「ペソ」の金額が右表の貨物輸入數字に附加されてゐたが此の附加は「無許可輸入より生ずる爲替差額（借方勘定の塡補として）」項目として四五百萬「ペソ」を貸方に記入して相殺されてゐる。前頁の表に於ては此の二箇の相殺額は削除されてゐる。

第二節　濠　洲

一九三四—三五年度及一九三五—三六年度に於ける濠洲の國際收支に關する詳細な報告書は同政府に依り提供せられ、又本調書の前年度版に掲載された前六箇年間の數字は訂正せられた。利用し得る八箇年全期間に關する資料は以下の諸頁に示した。更に今後調査が行はれるまで本報告書は「充分正確と云ひ得る最後的結果と云はんよりは寧ろ最初の概算と看做すべきもの」であることが注意されてゐる。此の報告書は六月三十日に終る財政年度に基くもので英貨磅（濠洲磅ではない）に依つて作成されてゐる。

總括表は比較の爲に公式報告書に基き一九二八—二九年度乃至一九三五—三六年度の八箇年間に於ける主要項目の殘高を示す他に、更に「ローランド・ウイルソン」博士の私的計算（註）に從ひ一九二〇—二一年度以降十箇年間に於ける貨物、勞務及金勘定の殘高を示したものである。

註　Roland Wilson; Capital Imports and Terms of Trade, examined in the Light of Sixty Years of Australian Borrowing (Melbourn, 1931) 參照。尙「ウイルソン」氏は濠洲政府の供給した報告書の計算者である。

此の總括表を見ると公式報告に示された八箇年の中七箇年の項目總計は借方殘高を表してゐる。此の計算に當つて濠洲に對し非公式に投下された外國資本の增加の一部分を「オミツト」したことが最も重大であると言はれてゐる。尙短期資本の流入は左表に示された數字よりも多額であつたらしい。「之等事實より考察すれば殘高は不合理に大なるものと思はれない」。

一九二八—二九年度に於ける非常な喰違ひの或部分は「一九二七—二八年度に於ける各州及聯邦全體の海外借入金五四、

二五四、六二七磅中の一九二八—二九年度に於ける實際受取額」に依るものであることが指摘されてゐる。一九三三—三四年度に於ける借方殘高の大半は記錄されなかつた個人資本の輸入に依るものと想像される。「同年濠洲の新、舊鑛山に大量の外國資本が投下せられ、或金融機關は海外にある多額の證券を賣拂ひ、又或種の投資が製肉工場等の如き諸種の企業に對して行はれた。諸種の情報は尙正確を缺き、今直ちに數字を公表することは不可能であるが、計算上の誤差の範圍が心配されるよりも寧ろ少いといふ意見を或程度認定してゐるやうである」。一九三四—三五年度及一九三五—三六年度の重要な殘高は殆ど相互に相殺された。

數字作成に關する詳細に付ては本調書一九三一—三二年版を參照すべきである。以下最近數年に於ける或種項目の數字に關する補足的說明をなさう。

一、貨物、勞務及金

貨物　項目(2)の(a)に計上せられて居る數字計算の基礎となつた運賃の比率は一九三二—三三年度には輸入貨物F・O・B價額の一四・二%、一九三三—三四度年には一三・八%、一九三四—三五年度には同じく一三・六%、一九三五—三六年度には一三・七%に定められた。記錄された價額に包含されてゐない保險及雜費に就ては一・二五%の修正が加へられた。斯して計算した總費用の中旣に貿易統計に於て加算されてゐる一〇%を超過する額が必要な最終的修正額となつてゐる。「包裝費」は一九二九—三〇年度後半期以後は之を分離して別に記錄してゐるが、以前は之は課稅商品の記錄價格の殆んど全部及無稅商品の記錄價格の一部分から除外されてゐた樣である。一九三〇—三一年度に於ては包裝費は他の貨物輸入價額の約三%であつた。從つて課稅品輸入價額の三%の修正が適當の期間に付て行はれ項目(2)の(c)に計上された。一九二三年以降關稅法は課稅目的の輸入價額が實際支拂額又は該商品に付支拂はるべき價額即ち「當時の國內價格」の中何れか高きに基き決定せらるることを規定した。「課稅價格」は亦統計の基礎となる價格となるものであるから此の規定は總輸入額を過大に示す傾向

貨物、勞務及金 (單位千英貨磅)

項目＼年次	受取又は貸方(輸出) 1928—29年	1929—30年	1930—31年	1931—32年	1932—33年	1933—34年	1934—35年	1935—36年	支拂又は借方(輸入) 1928—29年	1929—30年	1930—31年	1931—32年	1932—33年	1933—34年	1934—35年	1935—36年
I 貨物																
(1) 貨物(記錄上)	138,645	98,255	77,050	75,813	78.548	90,713	82,132	98,655	143,300	130,788	60 536	44,059	56,872	59,502	72,440	83,617
(2) 以下事由修正																
(a)運賃、保險其他に由る輸入額過少評價	—	—	—	—	—	—	—	—	2,827	5,434	3,006	2,837	2,838	2,737	3,184	3,752
(b)「フイルム」輸入額過少評價	—	—	—	—	—	—	—	—	423	715	314	− 66	− 55	146	324	445
(c)輸入品包裝費	—	—	—	—	—	—	—	—	2,690	1,315	—	—	—	—	—	—
(d)船舶需品輸出額	2,316	2,047	1,401	1,225	1,295	1,294	1,367	1,444	—	—	—	—	—	—	—	—
(e羊毛輸出額過大評價	− 1,718	− 1,195	− 613	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(f)家事用品等	− 111	− 102	− 92	− 75	− 62	− 61	− 67	− 59	− 202	− 181	− 120	− 111	− 141	− 140	− 152	− 163
(g)當時の國內價格と「インヴオイス」價格との相違	—	—	—	—	—	—	—	—	− 1,617	− 1,450	− 657	− 474	− 630	− 675	− 836	− 1,007
(h)爲替相場の變動	− 1,025	− 2,781	− 48	147	—	—	—	—	—	—	− 116	− 137	− 86	− 238	− 257	− 308
II 利子及配當金																
(3)政府海外債務及投資の利子																
(a)聯邦政府																
長期債									7,952	8,776	8,669	4,858	4,993	4,684	4,285	3,869
短期債	90	181	161	174	161	143	145	84	—	44	134	493	256	210	210	209
銀行勘定	25	—	—	—	2	4	14	7	—	171	204	5	—	—	—	—
(b)各州政府																
長期債	—	—	—	—	—	—	—	—	18,891	18,555	19,674	18,932	18,386	18,034	16,799	16,642
短期債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	197	906	1,121	721	570	542	543
銀行勘定	—	—	—	16	2	8	20	27	174	409	320	—	—	—	—	—
(4) 在外減債基金投資の利子	52	45	53	58	66	36	26	63	—	—	—	—	—	—	—	—
(5) 地方團體の海外債務利子	—	—	—	—	—	—	—	—	1,026	1,198	1,551	1,625	1,645	(1)1,487	(1)1,483	(1)1,487

(g)當時の國內價格と「インヴオイス」價格との相違	—	—	—	—	—	—	—	—	− 1,617	− 1,450	− 657	− 474	− 630	− 675	− 836	− 1,007
(h)爲替相場の變動	− 1,025	− 2,781	− 48	147	—	—	—	—	—	—	− 116	− 137	− 86	− 238	− 257	− 308
Ⅱ 利子及配當金																
(3)政府海外債務及投資の利子																
(a)聯邦政府																
長期債	90	181	161	174	161	143	145	84	7,952	8,776	8,669	4,858	4,993	4,684	4,285	3,869
短期債									—	44	134	493	256	210	210	209
銀行勘定	25	—	—	—	2	4	14	7	—	171	204	5	—	—	—	—
(b)各州政府																
長期債	—	—	—	—	—	—	—	—	18,891	18,555	19,674	18,932	18,386	18,034	16,799	16,642
短期債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	197	906	1,121	721	570	542	543
銀行勘定	—	—	—	16	2	8	20	27	174	409	320	—	—	—	—	—
(4) 在外減債基金投資の利子	52	45	53	58	66	36	26	63	—	—	—	—	—	—	—	—
(5) 地方團體の海外債務利子	—	—	—	—	—	—	—	—	1,026	1,198	1,551	1,625	1,645	(1)1,487	(1)1,483	(1)1,487
(6) 濠洲內に在る債務の利子																
(a)新西蘭政府	267	284	278	186	127	124	121	77	—	—	—	—	—	—	—	—
(b)新西蘭地方團體	385	424	387	307	245	182	107	93	—	—	—	—	—	—	—	—
(7) 濠洲の若干の在外資產の利子	295	490	610	1,280	935	767	796	765	—	—	—	—	—	—	—	—
(8) 濠洲に於ける長期私的投資の利子及配當金	—	—	—	—	—	—	—	—	10,071	10,308	7,295	5,488	5,194	5,440	6,100	7,100
(9) 移民公債利子中英本國補給分差除	—	—	—	—	—	—	—	—	− 109	− 126	− 131	− 112	− 110	− 106	− 90	− 88
(10)銀行預金利子																
(a)倫敦に於ける濠洲諸銀行の資產利子	2,254	1,554	599	1,085	225	316	239	196	—	—	—	—	—	—	—	—
(b)濠洲に於ける外國銀行資產の利子	—	—	—	—	—	—	—	—	421	527	445	305	285	249	226	198
(11)一時濠洲內に保持されてゐる外國勘定貿易資金の利子	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	332	337	285	259	169	85
Ⅲ 其他の勞務																
(12)船舶運賃收入	637	657	532	508	509	619	732	753	—	—	—	—	—	—	—	—
(13)港灣諸出費	6,201	6,420	4,463	3,796	3,974	3,712	4,448	4,685	—	—	—	—	—	—	—	—
(14)濠洲領海內にて消費されたる船舶需品の賦課金	83	78	58	48	41	39	39	42	—	—	—	—	—	—	—	—
(15)保險關係收支																
(a)生命保險	•	•	•	•	•	•	•	•	− 2	21	24	16	24	55	85	105
(b)火災、海上及一般	− 6	6	21	− 15	13	24	25	7	975	944	459	805	1,043	1,123	1,095	724
(16)公債發行及管理費並移轉印紙稅	—	—	—	—	—	—	—	—	417	83	42	33	529	1,078	503	506
(17)移民の資金	1,072	705	360	208	238	239	336	257	1,268	1,608	1,514	896	689	663	656	633
(18)移民の送金	560	578	518	408	363	358	366	366	801	847	696	327	303	311	290	297
(19)觀光客出費	1,409	1,297	853	735	739	776	1,057	1,062	4,306	3,958	1,853	1,419	2,381	2,896	3,150	3,268
(20)外國滯在者に對する其他の支拂	—	—	—	—	—	—	—	—	400	263	223	163	170	216	227	244
(21)在外公館經費	120	120	110	100	100	100	110	120	227	221	170	119	125	133	160	198
(22)戰爭年金	381	451	446	436	297	333	303	306	342	367	374	325	264	253	255	261
(23)軍墓地維持費	—	—	—	—	—	—	—	—	95	95	95	—	—	—	2	—
(24)賠償現金受取	876	878	1,265	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(25)海外郵便船補助	—	—	—	—	—	—	—	—	130	130	130	110	110	110	110	110
(26)外國人納入地租及所得稅	589	660	948	770	641	462	485	533	—	—	—	—	—	—	—	—
(27)被救濟者旅費に對する聯邦補助	—	—	—	—	—	—	—	—	133	58	10	—	—	—	—	—
(28)國防省海外出費	—	—	—	—	—	—	—	—	1,285	357	137	81	53	80	455	596
(29)別揭なき政府受拂	37	33	25	28	18	23	28	18	152	140	135	117	130	137	177	189
Ⅳ 金																
(30)金貨及金地金(記錄上の)																
(a)輸入	—	—	—	—	—	—	—	—	348	294	374	654	1,141	1,211	1,680	1,635
(b)輸出	1,872	1,874	2,157	3,609	4,606	5,671	5,891	7,338	—	—	—	—	—	—	—	—
國內生產額以上の輸出	1,115	24,998	10,119	5,927	13,443	2,189	2,202	2,914	—	—	—	—	—	—	—	—
計	156,421	137,957	101,661	96,774	106,526	108,071	100,922	119,856	196,724	186,021	108,648	84,325	97,415	100,425	113,272	125,147
受(＋) 拂(−) 超過額																
(a)貨物及勞務	− 42,942	− 74,642	− 18,889	＋ 3,667	− 7,797	＋ 997	− 18,763	− 13,908								
(b)金	＋ 2,639	＋ 26,578	＋ 2,902	＋ 8,882	＋ 16,908	＋ 6,649	＋ 6,413	＋ 8,617								
(c)貨物、勞務及金	− 40,303	− 48,064	− 6,987	＋ 12,549	＋ 9,111	＋ 7,646	− 12,350	− 5,291								

資　　本　（單位千英貨磅）

項目＼年次	受入又は貸方 1928—29年	1929—30年	1930—31年	1931—32年	1932—33年	1933—34年	1934—35年	1935—36年	支拂又は借方 1928—29年	1929—30年	1930—31年	1931—32年	1932—33年	1933—34年	1934—35年	1935—36年
(1) 在外政府公債變動																
(a)聯邦政府																
長期債	6,279	7,941	—	—	—	—	—	—	—	—	1,952	103	360	1,288	484	1,124
短期債	—	1,575	8,645	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
銀行勘定	—	9,218	—	—	8	—	323	—	1,665	—	7,817	1,190	—	610	—	2,079
(b)州政府																
長期債	—	—	—	—	—	—	—	—	4,164	11,631	610	1,674	779	2,209	767	528
短期債	—	8,425	19,430	—	—	—	—	—	—	—	—	751	3,199	500	—	250
銀行勘定	9,580	8,845	—	5	—	43	—	15	—	—	14,698	—	512	—	239	—
借換に對する割引及現金「プレミアム」	—	—	—	—	—	—	—	—	672	113	—	—	309	1,407	259	975
(2) 在外地方當局債の變動	3,279	6,224	—	—	—	73	175	—	—	—	334	415	79	—	—	73
(3) 其他の公債在外高	—	—	—	—	800	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(4) 濠洲投下私的資本	2,282	2,614	768	71	103	1,598	4,288	2,503	—	—	—	—	—	—	—	—
(5)聯邦政府海外投資高の變動	86	172	155	29	699	—	—	119	—	—	—	—	—	28	46	—
(6)在外減債基金投資額の變動	7,768	33	—	84	—	2,213	—	1,083	—	—	247	—	2,028	—	1,022	—
(7) 濠洲保有下記債券の變動																
(a)新西蘭政府	1	—	86	204	•	•	578	150	—	106	—	—	•	•	—	—
(b)新西蘭地方團體	—	—	—	1,015	•	•	•	•	314	791	318	—	•	•	•	•
(8) 下記銀行勘定の變動																
(a)濠洲銀行の倫敦にて有する	5,115	18,114	3,138	—	4,258	—	17,597	—	—	—	—	7,369	—	21,145	—	2,157
(b)外國銀行の濠洲にて有する	1,772	1,704	—	—	349	—	—	—	—	—	1,538	112	—	531	639	735
(9) 濠洲に一時保有せられた外國勘定の貿易決濟資金	—	3,916	6,390	558	—	349	—	—	—	—	—	—	1,673	—	3,247	2,545
(10)一時保有借換資金	2,393	—	—	—	—	686	—	1,896	—	2,393	—	—	—	—	382	—
(11)其他の在外濠洲資產	—	—	—	—	—	1,250	3,449	2,465	1,260	14,065	8,820	3,483	16,461	—	—	—
合計	38,555	69,781	38,612	1,966	6,217	6,212	26,410	8,231	8,075	29,069	36,334	15,097	25,400	27,718	7,085	10,466
資本純受入(＋)又は支拂(－)	＋30,480	＋89,712	＋2,278	－13,131	－19,183	－21,506	－19,325	－2,235								

がある。此の過高評價部分は特別の調査に基き推算され、項目(2)の(g)に於て減額された。

爲替變動の爲の修正は項目(2)の(h)に示されてゐる。輸出數字は「輸出價格を一樣に電信爲替の賣買相場に依る英貨磅に換算することを目的としてゐる」。輸入は通常貿易統計に於て英國通貨を以て記錄されてゐる。然し價格を磅、志、片の如き英貨を以て記錄した課稅及統計上の目的に依るもので、濠洲領土、新西蘭及南阿聯邦よりの輸入の場合には爲替差額を訂正する爲に修正が行はれた。

利子及配當 濠洲に於ける長期私的投資(項目(8))に關聯する支拂に關する一九三三—三四年度の數字は「非常に推測的ではあるが前報告に比し比較的確實な基礎を有する」。詳細な計算は聯邦關稅委員の年次報告中の資料及「ヂョブソン」の「インベストメント・ダイジェスト」の會社利潤指數に基いて得たものである。

倫敦に於ける銀行預金(項目(10)の(a))に基く利子の計算に付ては三箇月期限銀行引受手形の平均率を各年度初め及年末平均銀行預金額に適用した。支拂(項目(10)の(b))に付ては四%の率が適用された。

其他の勞務 濠洲に於ける外國船舶の出費(項目13)は外國船舶收得總運賃の二二・五%として計算した。本項目は濠洲諸港に於ける各種の出費(糧食、燃料及諸稅以外の)及船員の濠洲に於ける出費を含む。

二、資本項目

項目(4)は倫敦に於て發行された濠洲公債の英貨磅換算價額(若干の私的投資を含む)を示すものである。濠洲に於ける他の長期私的投資に關する報告は入手し得られない。

項目(8)に掲上した數字は本調書に於ては銀行の海外資產の記錄額を其儘用ひた。

項目(10)(新)は借換公債に對する應募に基き收得した金額にして未だ滿期公債所有者に償還されない所の聯邦政府が倫敦

に於て有する銀行資産である。

總　括　表（單位千英貨磅）

年度	貨物、勞務及金					資本項目	總項目計(2)
	貨物	利子及配當	其他の勞務	金	合計		
「ローランド・ウイルソン」博士の私的計算（1）							
1920—21年	− 22,657	− 23,930	+ 4,644	+ 5,297	− 36,649		
1921—22年	+ 30,375	− 26,143	+ 3,476	+ 3,475	+ 11,183		
1922—23年	− 7,460	− 25,819	+ 4,695	+ 2,222	− 26,362		
1923—24年	− 15,670	− 28,378	+ 4,169	+ 2,792	− 37,087		
1924—25年	+ 19,384	− 28,593	+ 4,133	− 9,564	− 14,640		
1925—26年	− 7,816	− 31,266	+ 4,174	+ 3,993	− 30,915		
1926—27年	− 31,732	− 32,756	+ 5,766	+ 10,803	− 47,919		
1927—28年	− 8,831	− 35,752	+ 4,156	+ 10,836	− 38,591		
1928—29年	− 5,430	− 35,807	+ 3,171	+ 2,637	− 35,429		
1929—30年	− 34,788	− 35,490	+ 2,858	+ 27,394	− 40,026		
公式數字							
1928—29年 貸方	138,107	3,368	11,959	2,987	156,421	38,555	194,976
借方	147,421	38,426	10,529	348	196,724	8,075	204,799
殘高	− 9,314	− 35,058	+ 1,430	+ 2,639	− 40,303	+ 30,480	− 9,823
1929—30年 貸方	96,224	2,978	11,883	26,872	137,957	68,781	206,738
借方	136,576	40,059	9,092	294	186,021	29,069	215,090
殘高	− 40,352	− 37,081	+ 2,791	+ 26,578	− 48,064	+ 39,712	− 8,352
1930—31年 貸方	77,698	2,088	9,599	12,276	101,661	38,612	140,273
借方	63,013	39,399	5,862	374	108,648	36,334	144,982
殘高	+ 14,685	− 37,311	+ 3,737	+ 11,902	− 6,987	+ 2,278	− 4,709
1931—32年 貸方	77,110	3,106	7,022	9,536	96,774	1,966	98,740
借方	46,108	33,052	4,411	654	84,225	15,097	99,322
殘高	+ 31,002	− 29,946	+ 2,611	+ 8,882	+ 12,549	− 13,131	− 582
1932—33年 貸方	79,781	1,763	6,933	18,049	106,526	6,217	112,743
借方	58,798	31,655	5,821	1,141	97,415	25,400	122,815
殘高	+ 20,983	− 29,892	+ 1,112	16,908	+ 9,111	− 19,183	− 10,072
1933—34年 貸方	91,946	1,580	6,685	7,860	108,071	6,212	114,283
借方	61,332	30,827	7,055	1,211	100,425	27,718	128,143
殘高	+ 30,614	− 29,247	− 370	+ 6,649	+ 7,646	− 21,506	− 13,860
1934—35年 貸方	83,432	1,468	7,929	8,093	100,922	26,410	127,332
借方	74,703	29,724	7,165	1,680	113,272	7,085	120,357
殘高	+ 8,729	− 28,256	+ 764	+ 6,413	− 12,350	+ 19,325	+ 6,975
1935—36年 貸方	100,043	1,312	8,249	10,252	119,856	8,231	128,087
借方	86,336	30,045	7,131	1,635	125,147	10,466	135,613
殘高	+ 13,707	− 28,733	+ 1,118	+ 8,617	− 5,291	− 2,235	− 7,526

（1）數字は濠洲磅を示すものである。　（2）此欄の勘定は誤差及脱落に基くものである。

三、國際貸借

濠洲國際貸借の推算は次の如くである。弗を以て表示された金額は一磅＝四・八六六弗の割合を以て磅に換算した。此の報告は完全なものではない。例へば濠洲政府公債の海外よりの買戻（項目(1)に挿入せる額を一部分相殺してゐる）又は其他の濠洲資本の海外投資は貸方に全然算入されてゐない。

濠洲に於ける私的長期投資を表す一七五百萬磅の數字（項目(6)）は「確實な根據を有しない」三の推定額を研究した上採用された」。

各年六月三十日現在の濠洲國際貸借（單位千磅）

項目	通貨	1928年	1929年	1930年	1931年	1932年	1933年	1934年	1935年	1936年
負債										
(1) 在外政府債務										
(a)聯邦政府										
長期債	4.866 弗	17,291	17,156	17,156	17,156	17,116	16,890	16,711	16,527	16,351
長期債	英貨磅	136,216	142,630	150,571	148,619	148,556	148,422	147,313	147,013	146,065
短期債	英貨磅	—	—	1,575	10,220	10,220	10,220	10,220	10,220	10,220
銀行勘定	同	150	(1)－1,515	7,703	(1)－ 114	(1)－1,304	(1)－1,296	(1)－1,906	(1)－1,583	(1)－3,662
(b)州政府										
長期債	4.866 弗	30,990	30,779	30,687	30,436	29,964	29,581	29,237	29,038	28,909
長期債	英貨磅	385,671	381,718	370,209	369,850	368,648	368,252	366,387	365,819	365,420
短期債	英貨磅	—	—	8,425	27,855	27,104	23,905	23,405	23,405	23,155
銀行勘定	同	(1)－3,957	5,623	14,468	(1)－ 230	(1)－ 225	(1)－ 737	(1)－ 694	(1)－ 933	(1)－ 918
(2) 一時保有借換勘定	同	—	2,393	—	—	—	—	686	304	2,200
(3) 在外地方團體債	4.866 弗	3,051	3,040	7,616	7,558	7,457	7,372	7,291	7,207	7,121
(3) 在外地方團體債	英貨磅	16,095	19,385	21,214	20,878	20,451	20,437	20,610	20,913	20,907
(4)「其他の在外公債」	濠貨磅	—	—	—	—	—	965	965	965	965
(5) 在濠洲外國銀行純資產	同	6,135	7,907	9,661	7,846	7,703	8,140	7,475	6,675	5,755
(6) 濠洲投資長期私的資本										
(a) 1928年6月30日に於ける概算	同	175,000	175,000	175,000	175,000	175,000	175,000	175,000	175,000	175,000
(b) 1928年6月30日以降社債公募額及利潤再投資	同	—	4,226	8,906	10,790	10,705	11,079	13,853	20,513	25,204
(7) 濠洲投資短期私的資本	同	—	—	4,031	11,571	12,281	10,186	10,624	6,557	3,370
計	英貨磅	766,642	788,342	574,165	577,078	573,450	569,203	565,021	565,158	563,387
計	濠貨磅	—	—	197,598	205,207	205,689	205,370	207,917	209,710	210,294
計	4.866 弗	—	—	55,459	55,150	54,537	53,843	53,239	52,772	52,381
資產										
(8) 聯邦政府海外投資	英貨磅	3,320	3,234	3,062	2,907	2,878	2,179	2,207	2,253	2,134
(9) 在外公債又は銀行勘定への減債基金投資	同	8,899	1,131	1,098	1,345	1,261	3,289	1,076	2,098	1,015
(10) 紙幣發行局所有在外純資產	同	5,721	6,981	21,046	29,866	33,349	49,810	48,560	45,111	42,646
(11) 倫敦に於る短期投資	同	50,728	45,613	27,499	24,361	31,730	27,472	48,617	31,020	33,177
(12) 在濠洲新西蘭政府債	濠貨磅	4,169	4,168	4,277	4,175	3,915	2,869	2,908	2,184	1,593
(13 在濠洲新西蘭地方團體債	同	7,072	7,386	8,200	8,575	7,282	5,730	4,198	2,565	2,200
計	英貨磅	79,909	68,513	52,705	58,479	69,218	82,750	100,460	80,482	78,972
計	濠貨磅	—	—	12,477	12,750	11,197	8,599	7,106	4,749	3,793

(1) 純資產

第三節　白耳義

本調査一九二九年度及一九三三年度版は「エフ・ポーデーアン」教授の編纂に係る一九二九年に於ける白耳義、「ルクセンブルグ」及白耳義領「コンゴー」の國際收支の私的推定を記載した。一九三三年度版は更に一九二九—三三年に於ける白耳義及「ルクセンブルグ」の國際收支に於る若干の項目に關する公式報告をも併せ掲載してゐる。同樣の極く最近の報告を左に再錄する。

一、白耳義「ルクセンブルグ」國際收支の大要（一九三四—三六年）（公式數字）

白耳義、「ルクセンブルグ」國際收支中の若干の項目に關する次の數字は白耳義政府に依つて發表せられたものである。

（單位百萬「フラン」）

項目	受取又は貸方			支拂又は借方		
	1934年	1935年	1936年	1934年	1935年	1936年
貨物（貿易統計に依る）	13,623	16,040	19,836	13,715	17,115	21,100
政府の對外長期債の利子	—	—	—	546	536	430
對外政府流動債務の利子	—	—	—	—	64	62
金（貿易統計に依る）	172	86	109	307	331	406
中央銀行金準備の變動	1,138	—	—	—	3,059	1,398
政府對外長期債（貸付契約額に依る）年賦償還	—	—	—	291	250	214
其他の對外債務の拂戻	—	—	—	—	—	1,447
新規外債起債額 (a) 政府外債	—	1,110	1,435	—	—	—
(b) 民間外債	12	—	—	—	—	—
在外白耳義國會社の本國にて發行したる資本額	—	—	—	—	371	16

二、政府の諸取引（一九三六年）（公式數字）

一九三六年に於ける政府の對外取引を表はし、前表に含まれる資料と直接に比較することの出來ない他の資料を左に再錄する（單位百萬「フラン」）。

	貸方	借方
政府間貸借の利子	—	六・八
其他の政府長期外債の利子	—	四六・五
政府短期債務の利子	—	二六・三
其他の政府雜受拂	四・〇	三五・八
政府間貸借の年賦償還額	—	四五・九
其他の政府對外長期債務の年賦償還額	—	二〇〇二・三
政府の新規外債起債額	一、三二・七	—
政府短期外債の減少	—	四九・六

一九三四—三六年間に於ける在外公館費及類似の出費は合計一八五百萬法に達する。

三、政府の對外債務（公式數字）

政府の對外債務に關する左の報告は一九三四年に付ては一九二六年に採用せられた爲替平價を以て換算し、一九三五年及一九三六年に付ては各年十二月三十一日の市場爲替相場で換算した各目負債額に依據したものである。但し一、三〇七、〇八〇、〇〇〇法（左記項目（二）に含む）の項目は一九三六年十月の平價切下前の佛國法の平價を以て換算した（單位百萬「フラン」）。

	一九三四年末	一九三五年末	一九三六年末
政府債務內譯			
（一）政府間債務	二六、二二・二	二五五	一九六年末
（二）其他の長期債務	一〇、八七・三	一、三三〇	一、三二六・四
（三）流動債務	九六・三	一、一〇九・三	七、〇九九・四
			七四四・九

右諸項目中の第一（政府間債務）は三箇年共に九百萬磅及四億六十八萬弗を含み、一九三四年に於て二二、三〇一百萬「フローリン」、一九三五年に八・四〇二百萬「フローリン」、一九三六年に四・三〇五百萬「フローリン」を夫々之に加へたものである。

第二項目（其他の長期債務）の內譯は左の通りである。

佛國「フラン」	一、六四二、六〇〇、000	一、〇八四、四五〇、000	一、七九二、三六〇、000
磅	一〇、六二七、六三〇	九、八六六、六00	一〇、四二一、四六0
弗	一四五、八六八、八00	四六、一六三、九00	三一、七五八、八00
瑞西「フラン」	二九、三五一、000	二八、八〇八、000	—
瑞典「クローナ」	八、二六六、000	八、二三三、000	二〇、000、000
「フローリン」	四五、000、000	四五、000、000	四七、九八八、000
白耳義「フラン」	四九五、000、000	四九五、000、000	四九五、000、000

尙最後の項目（浮動債務）は一九三四年には六七百萬「フローリン」、一九三五年には六〇百萬「フローリン」及一九三六年には二六・二七〇百萬弗である。

四、白耳義、「ルクセンブルグ」及「コンゴー」の國際收支（一九三五及一九三六年）（私的推算）

一九三五及一九三六年に於ける白耳義、「ルクセンブルグ」及白耳義領「コンゴー」全體の國際收支に關する報告書は「ニフ・ポーデニフン」教授に依り作成せられ白耳義國立銀行の Bulletin d'information et de Documentation に發表せられた。同資料中の若干の項目は、本調書の一九二九年度及一九三三年度版に再錄した同教授の一九二九年に於ける國際收支の推定中の項目とは著しく違つてゐるから、一九二九年の數字を一九三五年及一九三六年の數字と對照して詳細に掲載することは不可能であつた。然し總括表に於ては右三箇年間の數字を記載して置いた。

貨物、勞務及金（單位百萬「フラン」）

項目	受取又は貸方 1935年	受取又は貸方 1936年	支拂又は借方 1935年	支拂又は借方 1936年
Ⅰ 貨物				
(1) 白耳義及「ルクセンブルグ」の貨物貿易額	16,039	19,832	17,114	21,100
(2) 白領「コンゴー」の貨物貿易記錄額	927	1,125	525	725
(3) 項目 (2) の修正	497	610	—	—
Ⅱ 利子及配當				
(4) 利子及配當金	1,600	2,000	750	750
Ⅲ 其他の勞務				
(5) 船舶運賃差引純收入	200	260	—	—
(6) 通過貨物收入	500	600	—	—
(7) 季節的及其他の勞働者の收入	300	350	—	—
(8) 觀光客出費	1,200	1,000	125	150
(9) 其他の雜項目に依る收支	50	50	100	100
Ⅳ 金 (1)				
(10) 白耳義の記錄上の金貿易	87	112	332	406
(11) 白領「コンゴー」の記錄上の金貿易	276	365	—	—
計	21,676	26,304	18,946	23,231
受 (+) 拂 (−) 超過額				
(a) 貨物及勞務	+ 2,699	+ 3,002		
(b) 金	+ 31	+ 71		
(c) 貨物、勞務及金	+ 2,730	+ 3,073		

總括表（單位百萬フラン）

		貨物	利子及配當	其他の勞務	僧（1）	合計
1929年	貸方	32,216	3,600	5,200	7	41,023
	借方	35,233	1,696	375	6	37,310
	殘高	− 3,017	+ 1,904	+ 4,825	+ 1	+ 3,713
1930年	貸方	17,463	1,600	2,250	363	21,676
	借方	17,639	750	225	332	18,945
	殘高	− 176	+ 850	+ 2,025	+ 31	+ 2,730
1936年	貸方	21,567	2,000	2,260	477	26,304
	借方	21,825	750	250	406	23,231
	殘高	− 258	+ 1,250	+ 2,010	+ 71	+ 3,072

(1) 數字は貿易統計に記錄された金取引の一部を表すのみである。

貿易統計中に記錄されなかつた資本及金移動に關する統計表の形式に依る報告は入手し得られないが、「ポーデュアン」氏は右表に掲記した項目に付示された殘餘額（一九三五年及一九三六年の二箇年に五、八〇三百萬法）に關聯して本取引に說き次の如く論じてゐる。

（一）法切下後の三箇年間に於ける金の輸入は、單に以前輸出された資本の本國還流を示すに過ぎないといふ假定の下に「ポーデュアン」は一九三五年七月初旬以降の國立銀行に於ける金準備の變動を考察してゐる。一九三六年末までに此の準備は五億法を增加した。然し國庫に引渡された約十億法に達する切下に依る利得を參酌すれば實際に於て金準備は約五億法減少した事になる。更に國立銀行は國內退藏金から約十五億法に價する金を吸收したから、對外取引に因る金の總喪失額は大體二十億法に上る。

（二）母國及植民地の公債償還額は二箇年間に三十四億法に達し、新規起債は十四億法であつたから公債の純減少（二十億法）は金の喪失を相殺してゐる。

（三）白耳義にある外國資金は普通五億乃至十億法の間であると評價されてゐる。法切下の直前には、之等の資金は減少したが、一九三五年の中頃には四十億法に上り、其中三十億法は逃避資本であつた。一九三六年末――即ち和蘭、瑞西及佛蘭西の通貨切下後――に於ては外國資金は約二十五億法に減少したと推定されてゐるが、此の資金の引上は新くて經常項目勘定の受入超過の約十五億法を吸收したことになる。

（四）更に一九三五年の中頃に佛蘭西に於て所有されてゐた白耳義通貨五億法は一九三六年末までに本國に引上げられたものと信ぜられる。

（五）一九三五年の中頃から多額の外國證券が白耳義人によつて獲得せられ又外國所有の白國證券が本國に歸還したものの樣である。法の切下後弗貨借換の爲に「プレミアム」附で發行された內債募集に依り外國に於て白耳義弗貨債の買却が起り、其の額は五億法に達すると推定される。

（六）白耳義商社の外貨（特に英貨磅）準備は增加し、白耳義銀行は其の資產の一部を外國に預金し、特に佛蘭西鐵道會社證券に投資した。

右表に示した諸項目に關し次に詳說して見やう。

貨物　「ポーデュアン」教授は一九二九年の報告に於て考察地域の貿易計算に當り白耳義、「ルクセンブルグ」と「コンゴー」を除く諸國との貿易額に「コンゴー」と白耳義「ルクセンブルグ」を除く諸國との貿易額を加へた。之に反し新報告に於ては此の二統計地域の貿易總額は合計してある。「コンゴー」の輸出は獨斷的課稅價格を以て記錄されてゐるから、白耳義に於ける市場價格と一致させる爲に五%減の修正が加へられた（項目（3））。之等の貨物が白耳義に於て賣拂はれる限り、輸出價格を、

「コンゴー」からの白耳義の輸入價格に依つて相殺する爲には「コンゴー」から白耳義までの運賃を此の價格に包含させねばならない。尙五%減額したのは他の「コンゴー」輸出が「コンゴー」國境に於ける價格で統計に含まれねばならないからである(註)。

註　原統計に於ては貨物と金とは合算されてゐる。「コンゴー」總輸出額に關する修正は、右表貨物の項目に付て行はれ、金(項目(1))は貿易統計の數字である。

利子及配當　稅官の知り得た海外からの收入は一九三五年には一、一五〇百萬法、一九三六年には一、三〇〇百萬法に上つた。項目(4)に記入された數字は稅務監督を免れた額を含ませる爲に夫々一、六〇〇百萬法及二、〇〇〇百萬法に增加され、外に支拂はれた利子及配當は每年七五〇百萬法と推定されてゐる。政府外債利子は一九三五年には五四〇百萬、一九三六年には四四〇百萬に達したが、實際の對外支拂は——通貨切下、借換及以前海外に於て保有されてゐた公債の白耳義人に依る買入の結果——其半分位であらう。「アントワープ」市及白耳義會社の外債は數年前には六十億法に達してゐたが、此の額は磅及弗の切下、償還及本國買戻の爲に減少したから、本項目に基く利子支拂は每年僅か一五〇百萬法と推算された。此の項目の下に含まれる殘高は主に支拂稅額を差引いた外國所有の白耳義及「コンゴー」株式の配當を示すものである。

其他の勞務　貨物運賃から生ずる差引純收入(項目(5))は、英國の收入との對比が、白耳義商船の噸數と英國商船の噸數との割合と同一の比率を表すものとして計算されてゐる。英國船舶が外國より得る收入は國內沿岸運輸に從事する船舶の割合が大きく又外國港に於ける英國船舶の出費が多い爲に比較的に少いが、之は國際收支の貸方項目として包含せしめ得ない「コンゴー」との運輸に於ける白耳義船舶の收入に依り相殺される爲である。

項目(6)は白耳義を通過する貨物輸送費、「アントワープ」港に於ける積換及通過貨物の手數料を含んでゐる。當該貨物の重量は每年約千五百萬噸で其の所得は一九三五年には一噸當り三十五法、一九三六年には四十法として計算されてゐる。

白耳義に居住し國外、主に佛蘭西に於て働く勞働者數は三萬人であつた(其中約二萬七千人は白耳義人、三千人は佛蘭西人であつた)。之等勞働者が白耳義へ持込む平均額は一箇年約一萬白耳義法と計算されてゐる。又若干の金額が佛蘭西の農業及煉火工場に雇傭せられた白耳義の季節的勞働者に依つて持込まれた。白耳義に持込まれた勞働者の收入合計は一九三五年に三億法、一九三六年に三億五千萬法と推定された(項目(7))。

六月一日から十月三十日までの間に外國觀光客の白耳義に於ける宿泊日數は一九三四年に九十八萬九千日、一九三五年に百四十八萬日、一九三六年には百八十七萬四千日に達した。白耳義「ルクセンブルグ」觀光局の發表に依れば、右の數は記錄不完全の爲に四分の一を增加すべきであり、一日平均百七十五法の出費割合を基礎とし、同局は一九三六年に於ける觀光季節中の外國觀光客の出費總額を四億法と計算してゐる。「ボーデュアン」氏は觀光季節以外の訪問客及白耳義に於て宿泊せざる者(倫敦から中歐に行く爲に通過するに過ぎない者の旅費を含む)及海岸の別莊賃借者の出費を考慮して海外訪問客の總出費を一九三五年に十二億法、一九三六年に十億法と推定してゐる(項目(8)貸方)。同一項目の借方に入れた白耳義の海外旅行客出費の推定は全く推測である。

特許權使用料及類似所得の大體の推定及保險取引、活動「フイルム」使用料及各種手數料の對外支拂推定額は項目(7)の下に一括してある。

第四節「ブルガリア」

「ブルガリア」國立銀行の「チヤカロフ」博士に依つて作成せられた一九三六年に於ける「ブルガリア」の國際收支に關する報告は本調書前年版に掲載した一九三三—三五年の數字と共に次に表示する。

貨物、勞務及金　（單位百萬「レヴア」）

項目	受取又は貸方（輸出）				支拂又は借方（輸入）			
	1933年	1934年	1935年	1936年	1933年	1934年	1935年	1936年
I 貨物								
(1) 貨物	2,846	2,535	3,253	3,910	2,202	2,247	3,009	3,181
(2) 輸入品鐵道運賃	—	—	—	—	106	75	80	80
(3) 評價誤差修正	− 521	− 95	354	166	− 306	− 80	− 312	− 239
II 利子及配當(1)								
(4) 政府收入及政府債務による支出(1)	12	13	3	13	191	215	207	194
(5) 利子受拂								
(a)國立銀行		—	1	—		2	3	3
(b)私營銀行	12	1	—	—	26	10	5	1
(c)保險會社		—	—	1		1	1	—
(9) 其他利子、配當及報酬		—	1	—		5	40	30
III 其他の勞務								
(7) 船舶運賃	60	35	40	50	—	—	—	—
(8) 港灣使用料		22	25	30	30	32	35	35
(9) 鐵道運賃	26	12	15	9	—	—	—	—
(10) 諸手數料	150	35	45	60	—	—	—	—
(11) 保險關係收支		2	2	2	140	12	10	1
(12) 郵便電信電話料	(2)	4	16	10	(3)	20	20	20
(13) 移民及勞働者賃金及送金	75	70	80	82	20	15	15	15
(14) 觀光客出費	45	60	75	75	68	45	70	90
(15) 海外留學生消費	—	—	—	—	70	65	40	45
(16) 活動寫眞「フイルム」上映料	—	—	—	—	25	25	30	35
(17) 別揭なき政府收入及支出								
(a)在外公館其他經費	76	75	75	85	90	60	68	73
(b)平和條約實行費	—	(4)	(4)	(4)	21	14	(4)	(4)
(c)其他	—		—	14	—	25	2	—
V 金								
(18) 金貨及金地金	—	—	-	—	—	—	—	—
計	2,781	2,769	3,985	4,507	2,683	2,774	3,324	3,564
差引受(＋)拂(－)超過								
(a) 貨物及勞務	＋ 98	− 5	＋ 662	＋ 943				
(b) 金	-	—	—	—				
(c) 貨物、勞務及金	＋ 98	− 5	＋ 662	＋ 943				

(1) 政府債年賦償還額を含む。
(2) 項目(9)中に包括。
(3) 項目(2)中に包括。
(4) 項目(4)中に包括。

資本項目 (1)（單位百萬「レヴア」）

項目	支拂若は借方資本				受取若は貸方資本			
	1933年	1934年	1935年	1936年	1933年	1934年	1935年	1936年
I 長期投資								
(1) 長期債務	—	4	150	—	18	5	50	30
(2) 種々の長期投資	—	-	—	—	—	—	—	(2) 189

項目	支拂若は借方資本 1933年	1934年	1935年	1936年	受取若は貸方資本 1933年	1634年	1935年	1936年
Ⅱ短期投資								
(3) 國立銀行保有外國資産	—	20	—	—	18	—	326	275
(4) 帳簿價格の變化に基く項目(2)の修正	64	49	44	68	—	—	37	62
(5) 短期債務	28	8	158	20	154	71	601	295
計	92	81	352	88	190	76	1,014	1,031
差引純流出 (−)入(+)資本額	− 98	+ 5	− 662	− 943				

(1) 政府債年賦償還額を含まず。

(2)「ブルガリア」民營銀行に投資された外國資本の「ブルガリア」農業及協同組合銀行に依る買戻し額。

左の總括表に於ては完全な均衡がとれてゐるが、此の事實から統計數字が嚴密に正確な證據であると考へてはならない。蓋し輸出貨物の修正として記入せられた額（項目(3)貸方）は何等直接的資料に基くものではなく勘定を均衡せしめる爲に挿入されたものであり、從つて其他の諸項目中に於ける脱落及誤差に對する手加減を包含してゐるからである。

勘定項目の數字算定に關する詳細に就ては本調書の一九三一—三二年度版參照。

總括表

（單位百萬「レヴァ」）

年次	貨物、勞務及金 貨物	利子及配當(1)	其他勞務	金	計	資本項目(1) 長期	短期	計	總項目計
1924年 殘高	+ 386	− 451	− 167	− 8	− 240	+ 140	+ 100	+ 240	—
1925年 殘高	− 160	− 559	− 216	− 8	− 943	+ 59	+ 884	+ 943	—
1926年 〃	− 193	− 478	− 260	− 22	− 953	+ 172	+ 781	+ 953	—
1927年 〃	+ 937	− 1,144	− 266	− 30	− 503	+ 1,049	− 546	+ 503	—
1928年 〃	− 236	− 767	+ 66	− 15	− 952	+ 3,107	− 2,155	+ 952	—
1929年 〃	− 1,774	− 1,089	− 70	− 22	− 2,955	+ 808	+ 2,147	+ 2,955	—
1930年 〃	+ 1,208	− 1,141	− 186	− 22	− 141	+ 826	− 685	+ 141	—
1931年 〃	+ 698	− 1,121	− 196	− 19	− 633	+ 565	+ 73	+ 638	—
1932年 〃	+ 426	− 509	− 19	—	− 64	—	+ 64	+ 64	—
1933年 〃	+ 323	− 193	− 32	—	+ 98	− 18	− 80	− 98	—
1934年 貸方	2,440	14	315	—	2,769	4	77	81	2,850
借方	2,242	233	299	—	2,774	5	71	76	2,850
殘高	+ 198	− 219	+ 16	—	− 5	− 1	+ 6	+ 5	—
1935年 貸方	3,607	5	373	—	3,985	150	202	352	4,337
借方	2,777	256	290	—	3,323	50	964	1,014	4,337
殘高	+ 830	− 251	+ 82	—	+ 662	+ 100	− 762	− 662	—
1936年 貸方	4,076	14	417	—	4,507	—	88	88	4,595
借方	3,022	228	314	—	3,564	399	632	1,031	4,595
殘高	+ 1,054	− 214	+ 103	—	+ 943	− 399	− 544	− 943	—

(1) 政府債務の年賦償還額は「利子及配當」の中に含まれてゐる。

次の數字は一九三三—三六年に於ける對外受拂總額（總括表未欄）が如何に通貨別に分布されてゐるかを示すものである。

（單位百萬「レヴァ」）

受取金額	一九三三年	一九三四年	一九三五年	一九三六年
爲替清算取引に基き受取りたる通貨	一、四三六	一、五三三	二、四三六	二、三三〇

	一九三三年	一九三四年	一九三五年	一九三六年
國內支拂用としての「ブロック」通貨	二五〇	二五七	一五四	一六四
輸出及其他の理由に基き「ブルガリア」國立銀行の受取りたる「自由」通貨	八六八	四八七	五三四	一、三一
私的求償取引及私營企業に附與したる信用に基く其他の「自由」通貨受取額	三六	九七	四八〇	九四〇
私的求償取引に基く清算通貨		四九六	七四七	
計	二、八五三	二、八六〇	四、三三七	四、五九五
支拂金額				
清算勘定に於ける支拂	一、三〇一	一、三三一	(a) 二、〇四七	二、二九五
國內支拂用としての「ブロック」通貨	一八九	三三	二九	一九
「ブルガリア」國立銀行の自由通貨消費高	一、〇二八	六八四	五三五	九六六
其他私的求償及其他諸取引に基く「自由」通貨による支拂	三四五	四五五	七三七	
私的求償に於て支拂はれたる清算通貨		九七	四八三	一、二二五
「ブルガリア」國立銀行所有高よりの清算通貨支拂		二	三六	
計	二、八五三	二、八六〇	四、三三七	四、五九五

(a) 「ブルガリア」國立銀行一九三六年度決算報告に於ては本金額は二、〇三七百萬「レヴァ」となつてゐる。

國際貸借

一九三三—三五年末に於ける「ブルガリア」の國際貸借に關する一般的報告は本調書一九三五年度版に掲載した通である。同數字は「ブルガリア」株式會社に於ける外國參加に關する左記資料に依り補足されるであらう。外國資本拂込額及當該會社の總拂込資本金に對する右資本の割合は左の如くであつた。

年度	百萬「レヴァ」	%	年度	百萬「レヴァ」	%
一九三二年	二、三八三	四八・四	一九三三年	二、四三	四六・九
一九三四年	二、三七〇	四五・四	一九三五年	二、一九	四二・六
一九三五年	二、一六〇	四二・八	一九三六年	二、一七	四二・六

一九三四年の數字は暫定數であるが、外國資本が總資本の八〇%を超過する會社は、完全な外國會社、「ブルガリア」資本が八〇%を超過する會社は完全な「ブルガリア」會社と看做されてゐる。

一九三六年に於ける外國資本額の中二七・五%は白耳義、二三・三%は瑞西、一一・四%は佛蘭西、一〇・九%は米國、九・九%は伊太利、五・五%は「チエツコスロヴアキア」、五・二%は獨逸、二・七%は墺地利、一・四%は英國、一%は洪牙利、〇・九%は和蘭、〇・三%は羅馬尼の資本であつた。

第五節　加奈陀

加奈陀政府に依つて提供された一九三六年に於ける國際收支の報告書(註)は本調書前年度版に掲載されてゐる一九三三—三五年の國際收支と共に次に比較表示した。尤も原報告書の各項目の分類法は本調書に掲載した大多數の資料に付て用ひた方法と一致させる爲に之を幾分變更した。然し貨物(項目(1)—(6))の借方は輸入商品の完全なC・I・F價額を表して居らず、自國船舶に支拂はれた運賃を含まないことを注意しておかねばならない。此の運賃(但し之は對外取引を示すものではない)は項目(8)の貸方に示されてゐる運賃收入からも除外されてゐる。從つて全項目の勘定尻には影響を及ぼしてゐない。一九三四—三六各年の數字は暫定的のものである。

註　Estimated Balance of International Payments for Canada, Preliminary Statement for 1936 (聯邦統計局)。一九三五年の數字を附加した類似の資料が加奈陀年鑑一九三七年度版に公表された。

貨物、勞務及金（單位百萬加奈陀弗）

項目	受取又は貸方 1933年	1934年	1935年	1936年	支拂又は借方 1933年	1934年	1935年	1936年
Ⅰ 貨物								
(1) 貨物貿易（記錄されたる分）(1)	538.1	661.0	743.3	957.4	401.2	513.5	550.3	636.1
(2) 爲替低落に基く輸入額過高評價部分修正	—	—	—	—	− 7.0	− 1.5	—	—
(3) 外國運送業者に對し支拂ひたる輸入貨物運賃	—	—	—	—	62.5	74.9	84.0	68.0
(4) 輸出貨物運賃（輸出品を加奈陀諸港又は國境まで運送せる爲收得せるもの）	21.4	24.2	(2) 25.9	(2) 23.5	—	—	—	—
(5) 記錄されざる船舶輸入	—	—	—	—	0.3	0.3		
(6) 移植民の携行品及其他の項目に基く控除	− 3.5	− 3.7	− 3.3	− 3.5	− 9.7	− 8.3	− 8.3	− 9.1
Ⅱ 利子及配當								
(7) 利子及配當受拂	88.3	95.0	98.0	80.0	278.8	290.0	317.0	330.0
Ⅲ 其他の勞務								
(8) 加陀陀品の海路輸出に基く船舶收入及其他の運賃收入	22.3	27.2	(2) 29.1	(2) 26.5	—	—	—	—
(9) 保險關係收支（差引純收支）	—	—	—	-	22.1	15.0	8.0	16.0
(10) 移民賚金	2.6	1.9	1.8	1.9	3.4	3.3	3.0	3.5
(11) 北米合衆國にて雇傭された加奈陀人の純收入	0.7	0.7	1.2	1.6	—	—	—	—
(12) 移民の送金	5.3	6.0	6.0	7.0	5.6	6.5	6.7	9.0
(13) 慈善及傳道の目的の爲の寄附	1.7	1.8	2.6	1.0	1.6	1.6	1.5	1.5
(14) 觀光客出費	117.1	130.0	202.3	250.0	50.8	60.9	79.4	85.0
(15) 政府收支	6.0	5.8	5.9	6.5	10.0	10.1	10.0	12.0
(16) 廣告宣傳費	1.8	2.0	2.0	2.3	1.2	1.5	1.5	1.8
(17) 活動寫眞「フイルム」上映料	—	—	—	—	3.0	2.5	2.8	3.0
(18) 其他雜支拂	—	—	—	—	•	•	•	5.0
(19) 利子及償還金收支に關する爲替差額に對する引當	3.0	—	—	—	12.0	—	—	—
Ⅳ 金								
(20) 金貨及金地金（記錄されたる分）	61.9	91.1	105.6	76.2	0.8	0.8	1.2	0.8
(21) 記錄されざりし金貿易 (3)	1.4	14.0	6.8	50.6	—	4.0	0.5	0.2
(22) 爲替差額に對する修正	24.0	—	—	—	0.4	—	—	—
計	892.1	1,057.0	1,227.2	1,481.0	837.0	975.1	1,057.6	1,162.8
差引受取（＋）支拂（−）超過額								
(a) 貨物及勞務	− 31.0	− 18.4	＋ 58.9	＋ 192.4				
(b) 金	＋ 86.1	＋ 100.3	＋ 110.7	＋ 125.8				
(c) 貨物、勞務及金	＋ 55.1	＋ 81.9	＋ 169.6	＋ 318.2				

(1) 輸出價額は原產地點に於ける價額、輸入價額は原發送地點に於ける價額を表す。

(2) 1935年及1936年の原報告書は總運賃收入（夫々55及50百萬弗）を掲げてゐるが、上表では右總收入を1934年に於ける各收入の比率に基き項目(4)及(8)へ振分けた。

(3) 「イーヤマーク」金の變動を含む。

資本項目（分明せるもののみ）（單位百萬加奈陀弗）

項目	受取又は貸方 1933年	1934年	1935年	1936年	支拂又は借方 1933年	1934年	1935年	1936年
(1) 「リタイアメント」（年賦償還及整理）	—	—	—	—	98.9	129.5	190.0	255.0
(2) 新規資本發行額（整理のための發行額を含む）	74.6	104.7	116.5	110.0	—	—	—	—
(3) 有價證券賣買	288.7	321.2	301.8	410.5	237.7	312.2	250.7	408.0

(4) 支店出張所等に對する外國直接投資額	3.0	5.5	6.0	•	—	—	—	(1) 85.0
(5) 其他の長短期資本の移動	1.3	•	•	•	10.0	•	•	
計	367.6	431.4	424.3	520.5	346.6	441.7	440.7	748.0
差引流出(−)入(+)超過資本額	+ 21.0	− 10.3	− 16.4	− 227.5				

(1) 暫定數にして加奈陀内に在る英國其他の國の支店及在外加奈陀商社支店の活動に基く資金の移動純額を示すもので、信託會社の取引額及特記なき資金の短期移動にして判明せるものを含む。本數字中には若干の經常取引額を含む。1935年に對する資料は遂に入手し得なかつたが、そこには著しき差引借方殘高となる如き項目があつた樣に信ぜられる。

總括表（單位百萬加奈陀弗）

年次	貨物、勞務及金					資本項目（分明せる分）	各項目總計 (1)
	貨物	利子及配當	其他の勞務	金	計		
1920年 殘高	− 161.9	− 207.3	+ 73.6	+ 27.7	− 267.9	(2) •	
1921年 同	− 83.1	− 211.8	+ 122.2	+ 35.6	− 137.1	(2) •	
1922年 同	+ 55.7	− 206.8	+ 131.8	− 48.7	− 68.0	(2) •	
1923年 同	+ 16.3	− 214.9	+ 176.2	+ 67.4	+ 45.0	•	
1924年 同	+ 175.8	− 213.9	+ 165.4	− 20.4	+ 107.9	•	
1925年 同	+ 299.5	− 207.8	+ 195.8	− 10.3	+ 277.2	− 176.7	+ 100.5
1926年 同	+ 232.4	− 181.2	+ 141.0	+ 31.3	+ 223.5	+ 16.8	+ 240.3
1927年 同	+ 107.5	− 185.8	+ 176.4	+ 30.6	+ 128.7	+ 35.8	+ 164.3
1928年 同	+ 78.6	− 187.9	+ 231.2	+ 65.3	+ 187.2	− 45.3	+ 141.9
1929年 同	− 179.4	− 219.4	+ 246.9	+ 44.5	− 107.6	+ 80.0	− 27.6
1930年 同	− 159.9	− 243.4	+ 224.3	− 16.2	− 195.2	+ 241.5	+ 46.3
1931年 同	− 41.2	− 235.0	+ 210.2	+ 68.1	+ 2.1	+ 13.1	+ 15.2
1932年 同	+ 35.9	− 215.3	+ 140.5	+ 66.5	+ 27.6	+ 15.2	+ 42.8
1933年 殘高	+ 108.7	− 190.5	+ 50.8	+ 86.1	+ 55.1	+ 21.0	+ 76.1
1934年 貸方	681.0	95.0	175.4	105.1	1,057.0	431.4	1,488.4
借方	578.9	290.0	101.4	4.8	975.1	441.7	1,416.8
殘高	+ 102.1	− 195.0	+ 74.0	+ 100.3	+ 81.4	+ 10.3	+ 71.6
1935年 貸方	765.9	98.0	250.9	112.4	1,227.2	424.3	1,651.5
借方	626.0	317.0	112.9	1.7	1,057.6	440.7	1,498.3
殘高	+ 139.9	− 219.0	+ 138.0	+ 110.7	+ 169.6	− 16.4	+ 153.2
1936年 貸方	977.4	80.0	296.8	126.8	1,481.0	520.5	2,001.5
借方	695.0	330.0	136.8	1.0	1,162.8	748.0	1,910.0
殘高	+ 282.4	− 250.0	+ 160.0	+ 125.8	+ 318.2	− 227.5	+ 90.7

(1) 本欄の殘高は誤算及脱落に基因するものである。

(2) 1920, 21 及 22 年の各年末に於て、英本國が戰債として加奈陀に拂込した金額は夫々104百萬弗，128百萬弗及84百萬弗であつた。

貨物、勞務及金勘定に於て生じた殘高は、勿論誤算及脱落等の影響をうけてゐるが、大體に於て總括表中に示す期間中の資本移動の動向に表れた諸變化を正確に反映してゐると信じられてゐる。最後の欄に計上した誤算及脱落に基く著しい殘額は主として資本移動に關する資料が不完全である事實に基くものと思はれる。之は特に一九二六年、一九二七年及び一九二八年に就て當嵌ることと思はれる。

此の資料を編纂する爲に用ひられた諸方法に關する情報は本調書前年度版に於て與へられてゐる。觀光客出費及旅客移動に關する附加的情報は次の如くである。

觀光客出費（項目(14)） 計算方法に關する詳說は本調書一九三四年度版に記載した。最近四箇年間に於ける此の出費額の

内譯は左の如くである（註）。

註　加奈陀年鑑に依る一九三四―三六年度の總額は收支勘定尻として計上した金額とは幾分相異してゐる。觀光客數及計算上使用した平均額の詳細に付ては毎年加奈陀統計局より刊行されてゐる Canada Tourist Trade と云ふ「パンフレット」に記載されてゐる。

（單位百萬加奈陀弗）

	加奈陀來訪の外國人觀光者				外國往訪の加奈陀人觀光客			
	1933年	1934年	1935年	1936年	1933年	1934年	1935年	1936年
海外觀光客の來往	7.8	9.5	10.1	10.5	14.0	14.3	16.5	18.3
合衆國來往の觀光客								
自動車によるもの	77.2	86.3	132.2	159.5	24.6	25.4	40.2	43.8
鐵道又は汽船によるもの	32.1	34.3	53.5	64.8	12.3	14.0	22.9	23.7
其他の方法によるもの	•	16.0	19.0	21.0	•	10.0	12.0	14.0
計	117.1	146.0	214.8	255.8	50.9	63.7	91.6	99.8

證券移動　證券移動に關する報告（資本項目(3)參照）は加奈陀統計局に依つて定期的に發表せられてゐる（註）。右の數字は投資業、銀行、株式取引所及其他からの報告に基くものである。一九三三年乃至一九三六年及一九三六、三七年上半期の總額を左に再錄した。一九三六年の數字は國際收支に於けるものとは幾分相違してゐる（單位百萬加奈陀弗）。

註　Sales and Purchases of Securities between Canada and other Countries.

期間	北米合衆國		英本國		其他諸國		計	
	へ賣却	より買入	へ賣却	より買入	へ賣却	より買入	賣却	買入
1933年	205.7	202.9	80.8	27.6	2.2	7.2	288.7	237.7
1934年	216.0	284.2	102.1	23.8	3.1	4.3	321.2	312.3
1935年	268.2	200.7	31.0	44.1	2.6	6.0	301.8	250.8
1936年	338.1	346.6	71.8	59.7	12.6	8.4	422.5	414.7
1936年1――5月	152.2	127.2	30.8	22.7	2.8	3.5	185.8	153.4
1937年1――5月	218.3	250.1	67.6	48.9	15.2	7.5	301.1	306.5

國際貸借

加奈陀への外國投資及加奈陀の對外投資に關する次の公式推算は加奈陀統計局の編纂に係るものである（單位百萬加奈陀弗）。

	1930年末	1931年末	1932年末	1933年末	1934年末
加奈陀に對する外國投資					
英本國	2,783	2,717	2,678	2,734	2,802
北米合衆國	4,125	4,081	4,065	3,983	3,991
其他諸國	103	97	96	96	95
計	7,009	6,895	3,839	6,813	6,888
加奈陀の對外投資					
英本國	121	110	109	110	112
北米合衆國	1,259	1,288	1,305	1,254	1,311
其他諸國	677	688	667	665	660
計	2,057	2,086	2,081	2,029	2,083

商社への外國投資額は各年の產業調査及卸、小賣店調査に於て事業「活動資本」として示された數字が用ひられたが、此の數字は右資本の記帳價格、即ち借務及優先株の資本價格を含む會社資本に可成り接近してゐると云はれてゐる。從つて右金額は社債價額に優先株及普通株所有者に屬する資本分を加算したものから成るものである。

最近の產業調査に現はれた數字は不況期に生ずる資產の過少評價の影響を受けてゐる。從つて資本の引上を原因とし得ない投資切下が出現してゐると云はれてゐる。

一九三四年末に於ける主要部門間投資の分布を左に示さう（單位百萬加奈陀弗）。

	英本國	北米合衆國	其他諸國	計
加奈陀に對する外國投資				
政府證券	606	1,088	3	1,697
公共事業				
鐵道	1,176	723	21	1,920
其他事業（運輸、光、瓦斯、動力電話事業其他）	184	575	8	767
諸產業				
木材業及木製品製造業	92	360	1	453
鑛業	152	224	4	380
金屬工業	76	334	4	414
其他諸產業	195	273	8	476
商業	73	145	4	222
保險業	82	115	2	199
金融業	156	94	35	285
其他（農場、「サンライハウス」、諸事業）	10	60	5	75
計	2,802	3,991	95	6,888
加奈陀の對外投資				
加奈陀政府信用貸付	—	—	30	30
加奈陀諸銀行の在外資產純額（含外國證券）	20	63	27	110
保險會社在外投資額	70	377	91	538
加奈陀內の保險會社保有外國證券	3	119	20	142
產業への直接投資	9	262	172	443
其の他	10	490	320	820
計	112	1,311	660	2,083

第六節　支那

一九三六年度に於ける支那の國際收支に關しては中國銀行の作成に係る報告書が同國政府より發表されてゐるが、之を本調査前年度版に掲載した前三箇年の數字と比較對照して再錄すれば左の如くである。

報告書は滿洲及熱河を除いた支那に關するものである。

貨物、勞務及金（年賦償還金を含む）（單位百萬元）(1)

項目	受取又は貸方（輸出）				支拂又は借方（輸入）			
	1933年	1934年	1935年	1936年	1933年	1934年	1935年	1936年
I 貨物								
(1) 貿易統計に據る貨物貿易								
(a) 貨物のみ	611.8	535.2	575.8	705.8	1,345.6	1,029.7	919.2	941.5

項目	受取又は貸方（輸出）				支拂又は借方（輸入）			
	1933年	1934年	1935年	1936年	1933年	1934年	1935年	1936年
b) 銀	94.3	267.6	70.4	254.3	80.4	10.8	11.0	4.7
(2) 貨物輸出額過少評價に對する修正（1933年10%、1934、1935及1936年15%）	61.2	80.3	86.4	105.9	—	—	—	—
(3) 密輸出入								
(a) 貨物のみ	—	—	—	—	134.6	154.5	210.0	200.0
(b) 銀	—	20.0	230.0	40.0	—	—	—	—
II 利子及配當（年賦償還金を含む）								
(4) 政府外債に對する利拂								
(a) 關稅	—	—	—	—	75.6	75.4	66.4	76.7
(b) 鹽專賣益	—	—	—	—	11.4	7.1	12.7	14.3
(c) 鐵道收入	—	—	—	—	6.0	18.5	11.7	30.4
(d) 米國小麥及棉花借款	—	—	—	—	—	11.6	16.6	6.4
(5) 外國事業の利潤	—	—	—	—	20.0	20.0	55.0	70.0
(6) 支那人の外國證券保有に基く收益	5.0	(2)	(2)	90.0	—	—	—	—
(7) 地金賣却益、代理店手數料等	—	(2)	(2)		—	—	—	—
III 其他の勞務								
(8) 外國船舶出費	25.0	180.0	150.0	160.0	—	9.0	6.0	12.0
(9) 傳道及慈善事業の爲の送金	50.0				—			
(10) 外國陸海軍の出費	100.0				—			
(11) 觀光客及留學生出費	10.0				5.0			
(12) 在外公館經費	30.0				4.0			
(13) 移出民の送金	200.0	250.0	260.0	320.0	(3) 1.0	—	—	—
(14) 外國保險會社の保險利潤	—	—	—	—	4.0	—	—	—
(15) 「フィルム」上映料	—	—	—	—	5.0	(4)	(4)	(4)
IV 金								
(16) 金（貿易統計に據る）	69.6	51.6	39.2	43.1	0.3	—	0.5	2.5
(17) 密輸出入	(5) 120.0	60.0	30.0	5.0	—	—	—	—
計	1,377.0	1,444.7	1,441.8	1,724.0	1,692.9	1,836.6	1,309.1	1,358.5
差引受（+）拂（−）超過								
(a) 貨物及勞務	− 504.7	− 3.5	+ 64.0	+ 319.9				
(b) 金	+ 189.3	+ 111.6	+ 68.7	+ 45.6				
(c) 貨物、勞務及金	− 315.4	+ 108.1	+ 132.7	+ 365.5				

(1) 1933年、34年、35年及36年に於ける標準弗の平均爲替相場は各々0·206、0·203、0·215及0 179舊米金弗であつた。

(2) 資本流入高中に含まれてゐる。

(3) 在支外國人の本國送金額。

(4) 項目(5)の中に含まれてゐる。

(5) 此の中香港よりの分96百萬標準弗。

資本項目（年賦償還支拂額を除く）　（單位百萬元）

項目	受取又は貸方資本				支拂又は借方資本			
	1933年	1934年	1935年	1936年	1933年	1934年	1935年	1936年
外國の對支投資及「クレデイット」附與(1)	30.0	80.0	140.0	60.0	—	—	—	—

(1) 1934年度の金額中には「支那の對外投資による收入、對米小麥及棉花借款、代理店手數料及送金」を含み、又1935年度のものに對しては「支那の對外投資よりの利得、地金賣却益等」を含むと云はれる。

總括表（單位百萬元）

	貨物、勞務及金（1）					資本項目（判明せる分）（1）	各項目總計（2）
	貨物	利子及配當金	其他勞務	金	計		
1933年 殘高	− 792.7	− 108.0	+ 396.0	+ 189.3	−315.4	+ 30.0	− 285.4
1934年 貸方	903.1	—	430.0	111.6	1,444.7	80.0	1,524.7
借方	1,195.0	132.6	9.0	—	1,336.6	—	1,333.3
殘高	− 291.9	− 132.6	+ 421.0	+ 111.6	+ 108.1	+ 80.0	+ 188.1
1935年 貸方	962.6	—	410.0	69.2	1,441.8	140.0	1,581.8
借方	1,140.2	162.4	6.0	0.5	1,309.1	—	1,309.1
殘高	− 177.6	− 162.4	+ 404.0	+ 68.7	+ 132.7	+ 140.0	+ 272.7
1936年 貸方	1,105.9	90.0	480.0	48.1	1,724.0	60.0	1,784.0
借方	1,146.2	197.8	12.0	2.5	1,358.5	—	1,358.5
殘高	− 40.3	− 107.8	+ 468.0	+ 45.6	+ 365.5	+ 60.0	+ 425.5

（1）年賦償還金は利子及配當中に含まれてゐる。

（2）此の欄の殘高は誤差及脱落に基くものである。

右表に於ける貨物、勞務及金勘定の受（又は拂）超過は各年に於ける資本の差引出（又は入）超額を表すものではない。蓋し或る項目を一括する際年賦償還支拂金を貨物、勞務及金勘定中に含まねばならなかつたし、又一九三四及三五年に於ては支那の對外投資に依る受入額、地金の賣却利益、代理手數料及口錢（項目(6)及7）參照）を除外せねばならなかつたからである。一九三六年に於ては此の三項目を包含することは出來たが、然し其の總收得額が分明してゐるだけに過ぎず、從つて「利子及配當金」及「其他の勞務」の二項目間への振分は之が爲に影響を蒙つた。（此の收得額は「利子及配當金」なる項目の下に記入されてゐるが、本來ならば地金の賣却利益は通常「其他の勞務」又は「金」の項目に屬すべきものであり、又手數料は「其他の勞務」項目に屬すべきものである）。

資料は中國銀行の年次報告に發表されたものであるが、一九三六年の報告に於ける同年の掲記された全項目の巨額の受入超過（四二五・五百萬標準弗）は資本移動に關する情報の不完全に依るものである。尙新幣制下に於ては、以前に紙幣流通準備金の大半を占めてゐた銀「ストック」が外貨及外國證券の保有に依つて漸次置換へられつゝあることを指摘する事が出來る。

一九三六年度の各種の項目を說明するに當り中國銀行は北支に於ける密貿易の精密な推定の困難が繼續してゐる點に注意を喚起してゐる。然し福建省沿岸に沿つて稅關の監督が一層効果的に行はれ、更に關東州に於ても亦此の點に關し改善の行はれたことが指摘されてゐる。他方、銀の世界市場相場の低減並に銀「ストック」の國有化に關する新幣制は銀の對外輸出を著しく減少せしめた。

外交代表及外國陸海軍の無稅輸入貨物は一九三六年に初めて貿易統計から除外された。記錄された輸入金額（項目(1)(a)借方）の修正は同勘定に於て行はれてゐないが、當該金額即ち約一二百萬弗は支那に於ける外國の推定支出額から控除されてゐる（項目(8)—(12)貸方）。

一九三六年に於て在外支那人からの送金が著しく增大したのは（項目(13)）一部は爲替の水準低下及支那弗の安定に關する外國の信用回復、他の一部は多數の支那移出民が住居してゐる諸外國に於ける景氣改善に由來するものとされてゐる。

滿洲及び關東州の國際收支

本調書一九三四年度版は南滿洲鐵道會社及地方諸團體編纂に係る一九三三及三五年に於ける滿洲及關東租借地の國際收支に關する報告を掲載してゐる。同樣なものではあるが必ずしも正確に比較し得ない一九三四及三五年度の報告が在新京滿洲國外交部情報局より公刊されてゐる（一九三六年十月十五日發行報告第一六四號）ので、形式を少し變更して次に示した。

貨物、勞務及金（單位百萬元）

項目	受取又は貸方（輸出）		支拂又は借方（輸入）	
	1934年	1935年	1934年	1935年
I 貨物				
(1) 貨物 (1)	448.4	421.1	593.6	604.1
II 利子及配當金				
(2) 有價證券利得	2.7	4.4	55.1	72.8
(3) 預金及貸附の利子	5.1	4.7	5.6	7.7
(4) 企業利潤（純）	0.6	0.7	5.6	11.1
III 其他の勞務				
(5) 船舶運賃	18.5	19.3	5.8	4.1
(6) 保險關係收支	4.5	6.7	12.6	14.9
(7) 移民の資金及送金	—	—	40.1	41.9
(8) 觀光客出費 (2)	93.0	123.0	21.0	25.3
(9) 政府收支	—	—	3.2	0.9
(10) 其他の項目	3.1	4.5	3.8	5.4
IV 金				
(11) 金貨及金地金	—	—	—	—
計	575.9	584.4	746.4	788.2
支拂超過（−）	− 170.5	− 203.8		

(1) 小額の銀地金及法貨(銀貨)を除く(斯る銀地金及銀貨を合算すれば輸出額は1934年 450.3, 1935年 421.1 に達し又輸入額は夫々593.9及607.5となる)。

(2) 原報告書に於ては、貸方數字は「外國人よりの收得金」、借方は「滿洲國人の海外出費」といふ項目の下に計上されてゐる。

資本項目 (1)

項目	受取又は貸方		支拂又は借方	
	1934年	1935年	1934年	1935年
(1) 外國資本投下額	285.2	404.0	—	—
(2) 海外に投下せる資本の引上	37.3	55.7	—	—
(3) 滿洲資本の海外投資	—	—	50.5	72.7
(4) 滿洲國投下外國資本の引上	—	—	6.0	20.8
(5) 北鐵讓渡に關聯せる支拂	—	—	—	65.4
(6) 其他の項目	—	—	—	9.0
計	322.5	459.7	56.5	167.9
差引受(+)拂(−)資本額	+ 266.0	+ 291.8		

(1) 原報告書に於ては、資本項目は「通常的ならざる受取」及「通常的ならざる支拂」と云ふ題目となつてゐる。

總括表（單位百萬元）

年次	貨物、勞務及金					資本項目	各項目總計 (1)
	貨物	利子及配當	其他の勞務	金	合計		
1934年 貸方	448.4	8.4	119.1	—	575.9	322.5	898.4
借方	593.6	66.3	86.5	—	746.4	56.5	802.9
殘高	− 145.2	− 57.9	+ 32.6	—	− 170.5	+ 266.0	+ 95.5

1935年	貸方	421.1	9.8	153.5	—	584.4	459.7	1,044.1
	借方	604.1	91.6	92.5	—	788.2	167.9	956.1
	殘高	− 183.0	− 81.8	+ 61.0	—	− 203.8	+ 291.8	+ 88.0

(1) 本欄中の殘高は調算及脱落に由るものである。

資本項目(一)は主として日本に於て募集された地方政府債に對する日本資本の投資額（一九三五年には七三百萬元に達する）及對會社投資（一九三四年には二五〇百萬、一九三五年には三〇〇百萬に昇る）を示すものである。

日本との取引は一九三五年の總國際勘定の七五%を占めてゐた。

第七節「キュラソー」

一九三六年度に於ける「キュラソー」の國際收支に關する各項目の數字は和蘭政府により提供されたが、左に之を昨年發表された一九三三年乃至一九三五年のものと比較對照して掲載した。

貨物、勞務及金（單位千「ギルダー」）

項目	受取又は貸方 1933年	1334年	1335年	1936年	支拂又は借方 1933年	1934年	1935年	1936年
I 貨物								
(1) 貨物	194,000	161,320	181,120	209,901	150,000	154,807	164,080	192,113
(2) 上記貨物の修正	—	—	—	—	—	—	4,800	—
(3) 密輸入	4	2	750	1,000	3	5	20	40
II 利子及配當								
(4) 政府債の利拂	—	—	—	—	86	90	—	—
(5) 其他の長期投資利子及配當	135	200	500	200	—	—	15,200	15,00
III 其他の勞務								
(6) 運賃	—	—	—	(1) 150	146	143	350	500
(7) 港灣使用料	791	801	700	870	30	30	—	—
(8) 手數料、保險料及仲介料	—	—	—	—	—	—	2,000	1,800
(9) 郵便、電信及電話料	475	539	114	275	460	511	90	103
(10) 移出入民持出及持歸金	25	30	—	—	—	—	—	—
(11) 移民の送金	16	18	—	—	100	100	1,400	2,000
(12) 觀光客出費	380	360	500	750	50	150	800	300
(13) 在外公館費	—	—	150	150	154	161	—	—
(14)「フィルム」	—	—	—	—	300	350	4,680	5,100
(15) 其他の雜費用	65	36	1,300	1,600	—	—		
IV 金								
(16) 金貨及金地金	2,546	723	2,000	—	2,598	606	750	3,00
(17)「イーヤマーク」金の變化	—	—	—	2,500	—	—	—	—

(1) 自國船の得た旅客運賃。

資本項目（單位千「ギルダー」）

項目	受取又は貸方 1935年	1936年	支拂又は借方 1935年	1936年
I 長期資本				
(1) 年賦償還金支拂	—	—	10,600	11,125

項目	受取又は貸方 1935年	受取又は貸方 1936年	支拂又は借方 1935年	支拂又は借方 1936年
(2) 國內證券の賣出	350	—	—	—
(3) 外國證券の賣買	—	488	340	523
(4) 其他の投資證券	13,200	5,383	600	188
Ⅲ 短期資本				
(5) 短期債務の變化	—	3,000	1,850	349
(6) 短期資產の增加	—	—	1,000	1,202

資本移動に關する報告は僅に一九三五年及一九三六年のものがあるに過ぎない。貨物、勞務及金勘定も亦同樣に一九三五年以降のものは比較的完全である。然し一九三五—三六年でさえ若干の取引に關する報告が缺けてゐるので、右表に於ては合計額は表示されてゐない。

第八節「チエッコスロヴァキア」

「チエッコスロヴァキア」の一九三六年度の國際收支に關する報告書は同國政府に依つて提供され、後「チエッコスロヴァキア」共和國統計局報に發表されたが、同報告書を本調査前年度版中に掲收した一九三二—三三年度のものと一括表示すれば左の通りである。

貨物、勞務及金（單位百萬「チエッコ・クローネ」）

項目	受取又は貸方（輸出） 1932年	1933年	1934年	1935年	1936年	支拂又は借方（輸入） 1932年	1933年	1934年	1935年	1936年
Ⅰ 貨物										
(1) 貨物	7,343	5,853	7,280	7,418	8,008	7,487	5,832	6,382	6,738	7,909
Ⅱ 利子及配當										
(2) 政府間債務の利子	35	33	27	25	25	232	188	143	203	194
(3) 其他の政府債務の利子	—	—	—	—	—					
(4) 都市債の利拂	—	—	—	—	—	31	27	23	22	24
(5) 有價證券の利子	336	250	200	176	126	100	100	80	145	136
6) 諸銀行當座勘定の利子	64	41	32	26	19	32	23	16	13	11
(7) 外人所有不動產の利益	—	—	—	—	—	280	280	200	280	271
(8) 其他の利子及配當	47	41	39	39	17	88	77	87	81	97
Ⅲ 其他の勞務										
(9) 船舶運賃（河川航行）	32	41	36	45	70	9	7	8	10	7
(10) 港灣使用料	1	1	1	2	1	4	4	4	5	6
(11) 通過貨物鐵道運賃	216	140	133	389	437	—	—	—	141	140
(12) 代理店手數料	108	105	109	115	213	230	190	240	246	295
(13) 保險關係受拂	—	5	—	50	32	40	—	6	88	97
(14) 郵便、電信及電話料	—	—	—	26	24	14	15	15	41	39
(15) 移民資金等										
(a) 移民の旅費	—	—	—	—	—	2	2	2	3	4
(b) 移民の持出及持歸金	•	•	•	•	•	3	2	5	10	3

(16)移民の本國送金	264	177	135	111	141	12	12	15	15	19
(17)諸種の寄贈金	2	2	1	1	1	3	4	4	(1) 122	163
(18)觀光客出費	420	288	475	449	460	420	167	223	410	600
(19)在外公館經費	37	38	38	38	40	79	64	62	79	76
(20)在外公館手數料收入	7	6	6	6	7	7	7	7	7	7
(21)國際的施設への分擔金	—	—	—	—	—	6	9	8	8	7
(22)電力の輸入	—	—	—	—	—	16	7	7	6	4
(23)「フィルム」上映料	3	6	6	4	6	52	27	15	21	20
(24)特許權利金及諸稅	25	30	30	30	33	60	60	80	78	90
IV 金										
(25)金貨及金地金	58	77	12	522	11	671	319	33	24	19
(26)「イーヤマーク」金の變化	554	244	—	—	105	—	—	488	506	—
計	9,552	7,378	8,560	9,472	9,776	9,878	7,423	8,233	9,302	10,238
受(+)拂(−)超過										
(a) 貨物及勞務	− 267	− 47	+ 836	+ 178	− 559					
(b) 金	− 59	+ 2	− 509	− 8	+ 97					
(c) 貨物、勞務及金	− 326	− 45	+ 327	+ 170	− 462					

(1) 1935年以前の年度の數字は不完全なものである。此の金額の內譯は外國に在る自國學校の維持費支拂としての4百萬「チェッコ・クローネ」及在外「チェッコ」國民に對する救助基金、醫療給付及年金支拂額に基く118百萬「クローネ」である。

資本項目（單位百萬「チェッコ・クローネ」）

項目	流入又は貸方資本の移動					流出又は借方資本の移動				
	1932年	1933年	1934年	1935年	1936年	1932年	1933年	1934年	1935年	1936年
I 長期資本										
(1) 年賦償還額										
(a) 政府債	33	37	31	—	—	27	23	27	41	36
(b) 都市團體債	—	—	—	—	—	9	11	9	9	12
(c) 產業及銀行債	230	108	49	173	108	97	206	81	101	147
(2) 賣買										
(a) 國內不動產（純）(1)	—	—	—	—	—	80	80	80	160	166
(b) 有價證券	155	276	285	280	222	104	78	88	182	111
(3) 新規外債起債及應募額										
(a) 政府債	798	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(b) 產業及銀行債	184	103	30	138	84	45	9	75	122	307
(4) 外國企業參加の變化	103	84	—	5	—	22	—	205	44	170
II 短期資本										
(5)「チェッコ」國決濟所を通じての支拂額	2	2	1	1	—	1	1	1	—	11
(6) 海外凍結資產の增加	—	—	—	—	—	—	—	300	260	60
(7) 銀行の外國取引先との當座勘定に於ける變化										
(a) 債務	—	—	—	1	586	420	33	11	—	—
(b) 債權	14	83	515	332	—	—	—	—	—	363
(8) 諸產業及諸銀行の其他の短期債權債務に於る變化										
(a) 債務	57	73	5	88	93	403	71	200	327	64
(b) 債權	20	86	28	5	13	93	12	50	13	14

計	1,596	852	944	1.023	1,106	1,302	524	1,127	1,259	1,461
差引資本流出(－)入(＋)超過	＋ 294	＋ 328	－ 183	－ 236	－ 355					

(1) 1935年初以降の借方數字は「チエツコスロヴアキア」國內に在る外國代理店の維持費を包含す。

總　括　表　(單位百萬「チエツコ・クローネ」)

年次	貨物、勞務及金					資本項目			各費目總計 (1)
	貨物	利子及配當	其他の勞務	金	計	長期	短期	計	
1925年 殘高	＋ 1,212	－ 739	＋ 95	－ 51	＋ 517	＋ 597	－ 970	－ 373	＋ 144
1926年 同	＋ 2,575	－ 814	＋ 100	＋ 64	＋ 1,925	－ 302	－ 1,002	－ 1,304	＋ 621
1927年 同	＋ 2,172	－ 697	＋ 591	－ 94	＋ 1,972	－ 2,060	－ 256	－ 2,316	－ 344
1928年 同	＋ 2,023	－ 571	＋ 612	－ 159	＋ 1,905	－ 1,719	－ 184	－ 1,903	＋ 2
1929年 同	＋ 520	－ 361	＋ 722	－ 124	＋ 757	－ 1,182	－ 338	－ 844	－ 87
1930年 同	＋ 1,779	－ 572	＋ 511	－ 303	＋ 1,415	＋ 244	－ 560	－ 316	＋ 1,099
1931年 同	＋ 1,373	－ 356	－ 1	－ 129	＋ 887	－ 528	＋ 1,380	＋ 852	＋ 1,739
1932年 同	－ 144	－ 281	＋ 158	－ 59	－ 326	＋ 1,118	－ 824	＋ 294	－ 32
1933年 同	＋ 21	－ 330	＋ 262	＋ 2	－ 45	＋ 201	＋ 127	＋ 328	＋ 283
1934年 貸方	7,280	298	970	12	8,560	395	549	944	9,504
借方	6,382	629	701	521	8,233	565	562	1,127	9,360
殘高	＋ 898	－ 331	＋ 269	＋ 509	＋ 327	－ 170	－ 13	－ 183	＋ 144
1935年 貸方	7,418	266	1,266	522	9,472	596	427	1,023	10,495
借方	6,738	744	1,290	530	9,302	659	600	1,259	10,561
殘高	＋ 680	＋ 478	－ 24	－ 8	＋ 170	－ 63	－ 173	－ 236	－ 66
1936年 貸方	8,008	187	1,465	116	9,776	414	692	1,106	10,882
借方	7,909	733	1,577	19	10,238	949	512	1,461	11,699
殘高	＋ 99	－ 546	－ 112	＋ 97	－ 462	－ 535	＋ 180	－ 355	－ 817

(1) 本欄の殘高は誤算及脫落に基くものである。

一九三三年以前に於ては貨物貿易上の未決濟「クレディット」の變動は資本勘定中に包含せしめなかつたが、之は總括表の最後の欄に示されてゐる差額の一部分を說明するものである。然るに一九三四年以降は貨物輸出より生ずる在外凍結資產の增加(資本項目(b))についても考慮されてゐる。尙又最近に於ては其他若干の項目、例へば外國特許權料及寄附金に基く對外支拂に關する比較的正確な報告が國立銀行の與へる外貨使用許可に依り推定されてゐる。

金額集計法は本調書一九二七年度版中に概說した。其後或る項目、就中觀光客出費の如きものに就ては新方法が採用された。左表は一九三五年及一九三六年に於ける觀光客及旅行者出費に關する細目を示すものである。

	觀光客數 (單位千人)		宿泊數 (單位千日)		出費(單位千「チエツコ・クローネ」)	
	1935年	1936年	1935年	1936年	1935年	1936年
下記旅客						
溫泉地	136	142	1,555	1,600	172	184
「プラーグ」	72	90	378	400	34	36
其他の場所	250	257	1,441	1,500	72	78
記錄漏れ旅客	•	•	2,000	1,800	120	108
「チュツュ」國通過旅客(旅行費)	463	490	•	•	51	54
出費合計					449	460

「チエツコスロヴアキア」人の海外旅行者(項目(18)借方)に對する同樣の數字は次の通りである。

	觀光客數（單位千人）		宿泊數（單位千日）		出費（單位千「チェッコ・クローネ」）	
	1935年	1936年	1935年	1936年	1935年	1936年
觀光者	320	307	1,823	2,750	365	550
商用旅行者	953	1,165	445	500	45	50
出費直計					410	600

一九三二年以降統計局報中に發表された原報告書は貿易統計に記錄された通りの金移動を示さず單に國立銀行の行つた金賣買を示すに過ぎないが、之は一九三二年に同銀行が從來外國に於て獲得し且外國に預託して置いた金を多量に輸入し始めたからであると說明されてゐる。貨物、勞務及金勘定に於ては貿易統計に記錄された金の移動は特殊項目（項目(25)）に入れられ又金の純移動高と國立銀行に依る金賣買の殘高との間の差額は「イーヤマーク」金の移動（項目(26)）として示されてゐる。

國際貸借

一九三二年末より一九三六年末までに於ける「チェッコスロヴァキア」國の國際貸借殘高は次の如く推定される。

	1932年	1933年	1934年	1935年	1936年
負債					
政府債	8,838	7,452	8,234	8,139	8,628
都市債	397	297	311	307	361
私的債務	1,275	1,153	1,124	(1)1,459	1,468
(a) 產業及銀行長期債務					
(b) 國內企業への外國參加及其他の外國直接投資	1,239	1,277	1,220	1,424	•
(c) 短期債務					
產業及銀行の受けた短期信用	323	302	124	(1)251	269
諸銀行の外國「コルレス」先に對する短期債務	757	724	11,713	714	1,300
計	12,829	11,205	726	12,294	•
資產					
「チェッコ」政府在外資產	503	465	435	492	492
民間の在外資產					
(a) 長期債	732	636	561	(1)655	882
(b) 外國企業への參加及其他の對外直接投資	749	688	835	867	•
(c) 短期資產					
產業及銀行附與の短期信用	107	31	37	(1)44	48
諸銀行の外國「コルレス」先に對する短期債權	1,960	1,877	1,362	1,030	1,393
計	4,051	3,697	3,230	3,088	•
差引純債務	8,778	7,508	8,496	9,206	•

(1) 前年度のものに比して比較的完全な數字報告を受けた產業企業數は1935年に於て735、1934年に於けるよりも 250社多い。考察銀行數は1935年は46行であつた。

右報告中には貨物貿易上の「クレディット」に基く負債及資產の變動を含まない。國立銀行の質疑に應答したところに依れば、貨物輸出に由來する在外未濟代金の總額は一九三四年末に於て三、四三五百萬「クローネ」、一九三五年六月三十日に於ては三、四〇八百萬「クローネ」である。

第九節　丁抹

丁抹國政府は一九三六年度の同國國際收支に關する報告書を提供したが、之を本調書前年度版に掲載せる一九三三—三五

各年度のものと比較對照して示せば次の如くである。一九三四年度の數字は多少訂正を加へた。

貨物、勞務及金　（單位百萬「クローネ」）

項目	受取又は貸方（輸出） 1933年	1934年	1935年	1936年	支拂又は借方（輸入） 1933年	1934年	1935年	1936年
I 貨物								
(1) 貨物	1,213	1,233	1,267	1,380	1,266	1,354	1,329	1,484
II 利子及配當								
(2) 政府間貸借の利拂	—	—	—	—	—	—	—	—
(3) 其他公的債務の利子	—	—	—	—	70	80	80	75
(4) 長期投資に基く其他の利子及配當	13	5	15	15	16	30	30	30
(6) 短期資本利子	20				19			
III 其他の勞務								
(6) 船舶關係收支								
(a) 通常運賃	164	168	171	190				
(b) 備船料	9	23	30	25	1	—	—	—
(c) 旅客運送料（概算）	10	5	5	5				
(7) 船舶需品及石炭購入代港灣使用料	57	55	58	64	64	75	74	80
(8) 諸手數料、保險料及口錢	15	20	32	30	10	10	15	15
(9) 郵便、電信及電話料	3	3	3	3	5	3	3	3
(10) 移民資金及送金	10	10	10	10	5	15	15	15
(11) 觀光客出費	15	20	25	30	25	25	30	45
(12) 在外公館經費	5	3	3	3	5	3	3	3
IV 金								
(13) 金貨及金地金	—	—	31	—	—	—	—	—
計	1,534	1,557	1,650	1,755	1,486	1,595	1,579	1,750
差引 受(+)拂(−)超過								
(a) 貨物及勞務	+ 48	− 38	+ 40	+ 5				
(b) 金	−	−	+ 31	−				
(c) 貨物、勞務及金	+ 48	− 38	+ 71	+ 5				

(1) 丁抹船に依る輸入貨物の海運々賃—運賃收入（項目(6) (a) 及(b)の貸方）並に貨物輸入額（項目(1)借方）中に含まれてゐる—は1933年は約40百萬「クローネ」、1934年及35年は夫々35百萬、1936年は45百萬であつた。外國船に依る輸入貨物の海運々賃—運賃對外支拂額中に含まれず、貨物輸入金額中に包含されてゐる—は1933年に約60百萬「クローネ」、1934及35年には夫々65百萬、1936年には60百萬であつた。

(2) 船舶所有者の備船料に基く實際收入は運賃總收得額に對應する樣に增加された。然し此の附加收入は外國に於ける丁抹船舶の出費（項目(7)借方）に依つて相殺された。

資本項目　（單位百萬「クローネ」）

項目	受取又は貸方資本 1933年	1934年	1935年	1936年	支拂又は借方資本 1933年	1934年	1935年	1936年
I 長期投資								
(1) 年賦償還金								
(a) 政府間債務	—	—	—	—	—	—	—	—
(b) 其他の公的債務	—	—	—	—	45	35	40	40
(c) 其他諸債務	—	—	—	—	5	5		

項目	受取又は貸方資本 1933年	1934年	1935年	1936年	支拂又は借方資本 1933年	1934年	1935年	1936年
(2) 證券賣買								
(a) 內國證券	46	38	21	44	52	28	17	33
(b) 外國證券	10	10	14	15	10	9	14	13
(3) 新規資本發行額								
(a) 政府及都市	—	—	5	46	—	—	—	—
(b) 其他	—	—	—	—	—	—	—	—
(4) 其他の長期投資	—	10	10	10	—	15	15	15
II 短期投資								
(5) 短期債務の變化	4	42	—	—	—	—	2	12
(6) 短期資產の變化	—	35	33	—	21	—	—	13
計	60	135	83	115	133	92	88	126
差引純受(+)拂(−)資本額	− 73	+ 43	− 5	− 11				

總括表 (單位百萬クローネ)

年次	貨物、勞務及金 貨物	利子及配當	其他勞務	金	計	資本項目 長期	短期	計	各項目總計 (1)
1923年 殘高	− 406	− 57	+ 281	+ 28	− 154	+ 80	(2)	+ 80	− 74
1924年 同	− 293	− 45	+ 285	—	− 53	+ 14	(2)	+ 14	− 39
1925年 同	− 141	− 70	+ 241	—	+ 30	− 13	(2)	− 13	+ 17
1926年 同	− 174	− 55	+ 183	—	− 46	+ 35	+ 10	+ 45	− 1
1927年 殘高	− 194	− 50	+ 203	+ 27	− 14	+ 145	− 103	+ 42	+ 28
1928年 同	− 79	− 50	+ 124	+ 9	+ 4	+ 155	− 155	—	+ 4
1929年 同	− 82	− 63	+ 179	—	+ 34	− 25	− 10	− 35	− 1
1930年 同	− 117	− 51	+ 149	—	− 19	− 10	+ 18	+ 8	− 11
1931年 同	− 135	− 70	+ 131	+ 28	− 46	− 24	+ 140	+ 116	+ 70
1932年 同	− 5	− 74	+ 142	+ 20	+ 83	− 37	− 57	− 94	− 11
1933年 同	− 53	− 72	+ 173	—	+ 48	− 56	− 17	− 73	− 25
1934年 貸方	1,233	15	307	—	1,557	58	77	133	1,692
借方	1,354	110	131	—	1,595	92	—	92	1,687
殘高	− 119	− 95	+ 176	—	− 38	− 34	+ 77	+ 43	+ 5
1935年 貸方	1,267	15	337	31	1,650	50	33	83	1,733
借方	1,329	110	140	—	1,579	86	2	88	1,667
殘高	− 62	− 95	+ 197	+ 31	+ 71	− 36	+ 31	− 5	+ 66
1936年 貸方	1,380	15	360	—	1,755	115	—	115	1,870
借方	1,484	105	161	—	1,750	101	25	126	1,876
殘高	− 104	− 90	+ 199	—	+ 5	− 14	− 25	− 11	− 6

(1) 1923—25年間に於ける短期資本の移動に關する數字は利用し得る資料が無い。從て短期資本移動による差引殘高は最後の欄中に示せる各項目總計中に一諸に包括されてゐる。

(2) 本殘高は誤算及省略に基くものである。

故に一言すべきは、短期資本移動を包含してゐる一九二六—三五年間の報告書に於ても、完全な收支勘定が現はれてゐないことである。之が果して勘定の貸方又は借方項目に關する資料の何れかの不備に由るものであるか、或は兩勘定の總計額に若干の修正を加へねばならないものであるかどうかは手許の資料だけに依つては言明出來ない。手許にある報告資料が完

全なものならば、各年度の勘定は勿論正確に均衡すべき筈のものである。

國際貸借

國際貸借に關する報告は丁抹統計局が年々公共團體、金融機關、會社及個人營業者より蒐錄してゐるが(註)、質問を受けた會社及個人の數は過去二、三年間に於て約五千に達してゐる。

註　例へば同局刊行の Statistiske Efterretninger（一九三七年四月二十一日發行）參照。

左表は借方及貸方金額を一括表示したものである。最終の欄に於ける借方殘高は金「クローナー」で表示されてゐる。

（單位百萬「クローナー」）

各年末 (1)	債務 外國所有の丁抹國債其他 (2)	債務 浮動債務 (3)	資産 丁抹國手持の外國債 (4)	資産 浮動資産 (5)	殘高 額面額 (6)	殘高 金「クローナー」 (7)
1907年	608	100	69	52	− 587	− 587
1912年	941	70	70	64	− 877	− 877
1925年	1,075	565	160	480	− 1,000	− 921
1927年	1,188	437	215	445	− 965	− 965
1928年	1,360	415	225	555	− 995	− 995
1929年	1,335	395	225	545	− 960	− 960
1930年	1,333	382	235	520	− 960	− 960
1931年	1,682	429	255	405	− 1,451	− 1,008
1932年	1,800	367	255	400	− 1,512	− 969
1933年	1,707	371	275	421	− 1,382	− 748
1934年	1,839	413	320	386	− 1,546	− 755
1935年	1,826	411	330	353	− 1,554	− 755
1936年	1,658	399	325	366	− 1,366	− 660

一九三六年に於ける記錄された長期債務が一九三五年より減少してゐるのは主として計算に用ひた換算率の變動に基因するものである。一九三六年十一月二十七日の金約款法は一九三一年九月二十九日以前の募債に係る債務の利拂が當該通貨の金價値に基いて行はれない旨を規定したが、同法に依り以前には金價値で算入されてゐた各種の公債は一九三六年度に於ては該公債の表示せる通貨の中最も下落の少い通貨の率、即ち多くの場合英貨磅の率で計算された。

一九三六年秋の金ブロック諸國の平價切下も亦各種の在外長短期債務及資産の帳簿價値減少の原因となつた。過去六年間の右表に示された總計の詳細は左表の通りである（各年度末、單位百萬「クローナー」）

	1931年	1932年	1933年	1934年	1935年	1936年
負債						
(1) 外國手持の丁抹國債其他						
(a) 丁抹國國債	835	904	800	851	838	748
(b) 都市債	406	435	430	453	453	395
(c) 抵當銀行、國營住宅建築基金、生産者貸付基金の債務	111	141	157	175	180	145
(d) 信用組合及抵當組合債					120	130
(e) 其他丁抹有價證券	330	320	320	360	220	225
(f) 其他長期債(a)					15	15
(2) 浮動債務(b)						
(a) 銀行	107	140	142	190	186	156
(b) 其他私營企業及個人	322	227	229	223	225	243
債務計	2,111	2,167	2,078	2,252	2,237	2,057
資産						

（金額は丁抹「クローナー」に換算、單位百萬「クローナー」）

各年末現在	磅	弗	「ライヒス」馬克	佛「フラン」	瑞典「クローナー」	「グルデン」	瑞西「フラン」	其他外貨	丁抹「クローナー」	總計
債務										
1934年	196.8	26.9	17.3	18.0	19.4	17.8	34.0	9.6	73.6	413.4
1935年	212.3	28.2	16.5	9.3	40.9	17.3	3.8	9.7	73.1	411.1
1936年	222.0	27.7	19.9	6.3	13.2	16.7	2.1	9.4	82.1	399.4
資産										
1934年	147.8	22.2	31.2	24.0	21.9	18.1	4.0	30.4	86.7	386.3
1935年	146.4	22.1	17.9	21.0	26.9	4.1	2.9	32.5	78.6	353.4
1936年	151.2	30.6	32.4	14.5	21.1	3.2	1.5	35.1	76.7	366.3

一九三五年及一九三六年末に於ける浮動債務及資産は左の如く各種企業間に分布された。

（金額は丁抹「クローナー」に換算、單位百萬「クローナー」）

各年末	銀行	貯蓄銀行	金融業者	保險會社	工業會社	船舶所有者	其他	合計
債務								
1935年	184.6	1.5	4.8	16.9	166.9	32.9	3.5	411.1
1936年	154.7	1.4	5.1	15.5	184.6	32.5	5.6	399.4
資産								
1935年	78.3	0.1	4.6	34.9	172.0	51.6	11.9	353.4
1936年	87.6	0.1	3.5	28.9	171.0	59.7	15.0	366.3

(3) 丁抹内に保有されてゐる外國債其他						
(4) 其他長期海外投資 (a)	255	255	275	320	305	300
(5) 浮動資産 (b)					25	25
(a) 銀行	105	111	120	95	79	88
(b) 其他私營企業及個人	300	289	301	291	274	278
資産計	660	655	696	706	683	691
總負債	1,451	1,512	1,382	1,546	1,554	1,366

(a) 項目(1)の(f)及(4)の金額中には少額の外國人所有國内不動産及丁抹人所有外國不動産に基くものを含む。

(b) 政府の浮動債務及資産は項目(1)の(a)及(3)に計上した。

外國で保持されてゐる丁抹政府債の換算に用ひられた爲替相場の低落は、金約款法に從ひ大戰前の國債の計算價値を一億「クローナー」以上減少せしめた。加之「フローリン」の減價は、一九二六年の利關債の「クローナー」價値を約一千萬「クローナー」許り減少せしめた。政府債の年賦償還額は約一千四百萬「クローナー」に、又政府債の純受取額は四乃至五百萬「クローナー」に達した。他方政府債は一九三六年五月瑞典に於て起債した總額四千四百六十萬「丁抹「クローナー」(四千萬瑞典「クローナー」)に達する二公債の手取額丈を增加した。一九三六年度の國際收支表の資本項目(3)(a)に計上せる金額の內譯は此の二公債と主として衞債借替の爲に用ひられた百九十萬磅の公債に依り丁抹都市聯合會が倫敦で得た新資本を表す百七十五萬「クローナー」とである。

丁抹國抵當銀行、國營住宅建築基金及生產者貸付基金の債務額は三千五百萬「クローナー」を減少したが、之は主として「フローリン」の平價切下に基くものである。一九三六年末抵當銀行が倫敦で起債した百五十萬磅の債務は、一九三七年一月までトランスファーされなかつたから勘定に入れなかつた。一方抵當銀行は現存の約六百萬「クローナー」に及ぶ社債を一九三六年に償却した。國際收支勘定に於て此の金額は資本項目(2)(a)に計上せる金額中に包含されてゐる。

第十節　埃　　及

埃及の國際收支に關しては公式推算になるものがないが、本調書の目的上埃及大藏省後援の下に刊行された私的研究（註）中に含まれてゐる國際收支の主要項目に關する情報を再錄することは有益であると考へられる。同研究は「特に公債及埃及內にて營業してゐる株式會社の發展狀況を特に考慮しつゝ外國投資の主要なる變遷狀態を叙述するを目的とする」ものである。上の二部類は「外國投資の最も重要な形態であり、又同時に組織的な研究の爲め充分信賴し得る資料を蒐集出來る唯一のものである」。後掲の要約表は上述の刊行書では多數の表に分けて示されてゐる埃及の國際收支に關する資料を一括し研究に便利な形式に纏めたものである。然し尙詳細について知らんとするならば同書を參照されたい。

註　The Investment of Foreign Capital in Egyptian Companies and Public Debt, by A. E. Goachley, M. A. (Ministry of Finance, Egypt, Technical Paper No. 12, Cairo, 1936)—本調書の數字と原研究の數字との差額は誤植を修正した爲である。

國際收支に關する此の報告は「目に見える」貿易（貨物、地金及正貨）、僅務利拂及配當金並外國の埃及國證券保有額に關するもののみである。從つて本調書に於ては「其他の勞務」といふ題名を附した諸項目に關する數字が全くない。然し斯く除外されてゐる項目は或程度までは夫自身決濟されてしまふ項目であると云ふ事が指摘されてゐる。即ち「埃及に於ける觀光客の出費額は埃及在住者が毎年運賃旅行に依つて外國に於て費す金額に依つて帳消される（實際に外國に於て消費される金額に外國汽船會社に支拂ふ船賃及航海中の出費等が加算されねばならない）。一方に於て埃及の收入としては同國內に於ける「スエズ」運河出費、英國の埃及駐屯軍出費、埃及諸港に於て外國船舶が船會社代理店、石炭仲買等に對して支拂ふ船舶需品購入代、船舶改裝代、口錢等があるに對し他方に於て外國船舶會社に對して支拂ふ運賃、外國の各種保險會社に對する支拂、毎年の「メッカ」巡禮者の巡禮費及埃及國內居住の外國人及外國商社支店の對外送金等がある。更に又支拂超過となる項目が受取超過となる項目より多いとしても他面稅關統計に示されてゐる輸出額は過去に於て絕えず過少評價されて居り此の過少評價は明白に支拂超過を相殺するものである」。

一、一八八四—一九三四年度の數字

第一表は一八八四年から一九三四年に至る五十一年間を五年又は九年を一期とする九期間に分ち、埃及國の貨物、地金及正貨の貿易額、公債に基く支拂額（年賦償還金支拂及新規起債額を含む）及埃及國內にて營業せる株式會社への外國投資の利得金等を示すものである。政府の資本取引額を包含せしめた爲（項目(3)(b)—(d)）勘定尻は資本移動狀態を必ずしも正確に反映してゐるものとは云へない。

I. 1884—1934年間の貨物、地金及正貨、利子及配當金受拂及政府資本取引額（各年次平均額、單位千埃及磅）

項目	1884—1892年	1893—1897年	1898年—1902年	1903—1907年	1908—1914年	1915—1919年	1920—1924年	1925—1929年	1930—1934年
(1) 貨物									
(a) 埃及物產輸出額（記錄上のもの）	11,921	12,768	15,810	22,720	27,895	45,365	53,932	51,443	29,223
(b) 過少評價の修正	1,314	1,397	1,717	2,473	1,545	16,661	—	—	—
(c) 再輸出額	234	167	244	350	442	1,461	2,855	1,401	728
計	13,469	14,332	17,771	25,543	29,882	63,487	61,787	52,844	29,951
(d) 輸入額	8,254	9,361	13,329	21,801	24,801	36,448	59,346	53,488	32,356
貨物輸出(+)入(−)超過	+ 5,215	+ 4,971	+ 4,442	+ 3,742	+ 5,081	+ 27,039	+ 2,441	− 644	− 2,405
(2) 地金及正貨									
(a) 輸出	1,868	2,370	2,052	3,037	7,183	63	98	134	175

項目	1884—1892年	1893—1897年	1898—1902年	1903—1907年	1908—1914年	1915—1919年	1920—1924年	1925—1929年	1930—1934年
(b) 輸入	2,728	3,180	3,845	7,133	7,791	825	886	383	145
差引	− 860	− 810	− 1,793	− 4,096	− 608	− 762	− 788	− 249	+ 30
(3) 公債に基く支拂									
(a) 公債の利子(1)	3,932	3,689	3,326	3,216	3,116	3,132	2,184	1,875	1,622
(b) 土耳其國への貢納金	672	665	665	665	665	665	665	—	—
(c) 年賦金	294	279	157	271	276	282	285	290	223
(d) 新規の海外起債額に對する償還超過額	(2)− 334	410	231	1,301	188	185	200	493	178
計	4,564	5,043	4,379	5,453	4,245	4,264	3,334	2,658	2,023
(4) 株式會社支拂の利子及配當金									
(a) 社債利子	155	254	383	865	1,443	1,265	941	756	656
(b) 株式配當金	122	153	611	2,600	1,495	2,171	3,050	2,917	2,133
計	277	387	994	3,465	2,938	3,436	3,991	3,673	2,789
(5) 利子及配當金受取額	—	—	—	200	150	1,500	4,000	3,500	2,250
公債に基く支拂及民間の利子及配當金支拂	− 4,841	− 5,430	− 5,373	− 8,718	− 7,033	− 6,200	− 3,325	− 2,831	− 2,562
以上各項目に基く受(+)拂(−)超過	− 486	− 1,269	− 2,724	− 9,072	− 2,560	+ 20,077	− 1,672	− 3,724	+ 4,937

(1) 1926年以後「オットマン」公債利子を含む。

(2) 外債償還額に對する新規外債起債超過額。

右表の項目(3)(d)に計上した政府債の純償還額を控除すれば、同表の最終の勘定尻は「貨物、勞務及金」の勘定尻に接近すべきものであり、又埃及證券の外國保有額の變化に關する資料と對照し得るものと考へられる。右表の最後の三期間に於ては此の變化の詳細な數字を缺除してゐるから右の三期間は次の第二表に包括せしむべきものである。又若干の重要項目に對する報告は一九一五年末以降缺除してゐる。

II. 若干の資本取引額と對比せる貿易及利子支拂額殘高 (1884—1934) (各年平均額、單位千埃及磅)

	1884—1892年	1893—1897年	1898—1902年	1903—1907年	1908—1914年	1915—1919年	1920—1934年
(1) 第一表表示全項目に基く差引受(+)拂(−)超過	− 486	− 1,269	− 2,724	− 9,072	− 2,560	+ 20,077	− 3,444
(2) 新規公債起債額に對する償還超過額(第一表項目(3)d)として控除すべき額	(1)− 334	410	231	1,301	188	185	290
貨物、地金及正貨並利子(b)及配當金勘定尻	− 820	− 859	− 2,493	− 7,771	− 2,372	+ 20,262	− 3,154
(3) 埃及政府證券外國保有額の變化	+ 1,123	− 523	− 1,104	− 1,334	− 81	− 491	− 2,942
(4) 埃及內に在營業する株式會社有價證券外國保有額の變化	+ 12	+ 1,065	+ 2,144	+ 6,956	+ 2,049	− 500	− 1,571
(5) 成績不良會社の清算額として加算すべき額	—	—	—	+ 147	+ 1,101	•	•
(6) 外國銀行及金融機關支店に依る埃及人買入社債擔保貸出	—	—	—	+ 1,513	—	•	•
項目(3)—(6)に基く勘定尻	+ 1,135	+ 542	+ 1,040	+ 7,282	+ 3,069	•	•

(1) 外債償却高に對する新規外債起債超過額。

(2) 貢納金及年賦金(第一表項目(1)(b)及(c))に關する政府支拂額を含む。

第二表の項目(5)は埃及內で營業してゐた會社が失敗し清算された爲國內に流入し、從つて清算の時以降項目(4)の計算の基礎となつてゐる外國保有額に關する數字から控除された資本額を示してゐる。一九〇三—一九〇七年に計上の金額は主として英國資本系の破產せる十一の鑛山會社に關するものであるが、其資本減少額は七三三、〇〇〇埃及磅であつた。一九

〇八—一九一四年の期間に於ては資本減少額は總額七、七〇八、〇〇〇埃及磅に達してゐるが、之は四十六會社の清算に因るものである。其以後の期間に對しては類似の數字は表示されてはゐないが、一九一二—二八年間に拂込資本總額一四・六百萬埃及磅に達する六十八會社が消滅し、其の上他の諸會社の資本が著しく減少したと云ふことが指摘されてゐる。

一九〇三—一九〇七年期間に於る證券の擔保貸出高は項目(6)に計上されてゐるが、之は一九〇七年埃及居住者保有有價證券の拂込總額(三〇・三百萬埃及磅)の四分の一と推算されてゐる。

第二表の項目(1)及(2)に基く勘定殘高が項目(3)乃至(6)に基く勘定殘高に依つて相殺される筈のものだと云ふ理由はない。項目(3)に示されてゐる外國の埃及政府證券保有額の變化は其全部が對外取引に基くものではない。例へば一八八四—九二年期間に於る外國保有額の顯著な增加は部分的には一八九〇年に行はれた借換操作に由るものである(從つて「クローチレイ」の研究に於ては同表の項目(1)乃至(2)及項目(3)乃至(6)の各殘高間の比較が爲されてゐない代りに項目(1)と項目(4)乃至(6)との間の比較が行はれてゐる)。尙外國證券の埃及保有額の變化が同表中に含まれてゐないことを考慮せねばならない。

右表の項目(4)に計上された數字は在外埃及證券に關する次の資料より算出されてゐる。

Ⅱ. 在外埃及證券（單位千埃及磅）

年末	政府證券	埃及にて登錄せる會社の證券			總計
		社債	株券	計	
1884年	90,943	3,028	2,947	5,975	96,918
1892年	101,054	3,735	2,349	6,084	107,138
1897年	98,441	7,625	3,784	11,409	109,850
1902年	92,921	11,909	10,221	22,130	115,051
1907年	86,250	32,550	24,360	56,910	143,160
1914年	85,563	45,139	26,114	71,253	156,936
1920年	83,227	・	・	68,753	151,980
1934年(1)	39,003	15,232	29,901	45,183	84,186

(1) 三月三十日。

右表中の會社株式に對する數字は拂込資本額を表はすものである、一九三四年五月三十日現在の是等在外株券の額面價値は三四、三一〇、〇〇〇埃及磅であつた。

二、一九三〇—三四年各年の數字

第四表は一九三〇—三四年の五箇年間に於る第一表に考察した取引額に關する各年度の數字を示すものである。「目に見える」貿易額は埃及の貿易統計に據つたものであるが、第一表に用ひた數字とは幾分相違してゐる。尙地金及正貨貿易の內容は之を(一)銀地金及金以外の鑄貨(項目(1)(b))及(二)金貨及金地金(項目(3))に分類し、本調書に叙述せる他の諸國の數字と比較に便ならしめた。

VI. 1930—34年間の貿物、利子及配當金、政府の資本取引額及金（單位千埃及磅）

項目	受取又は貸方（輸出）				支拂又は借方（輸入）				
	1930年	1931年	1932年	1933年	1934年	1930年	1931年	1932年	1933年	1934年
(1) 貨物										
(a) 再輸出品を含む普通貨物	32,092	26,378	25,980	28,775	31,626	46,842	31,245	27,261	26,757	29,166
(b) 銀地金及金貨以外の鑄貨	4	199	22	43	4	306	39	14	8	59

計	32,096	26,574	26,002	28,818	31,630	47,148	31,284	27,275	26,765	29,225
(2) 利子及配當金並政府の資本取引										
(a) 公債利子、年賦金及外債償却高の政府新規外債超過額	—	—	—	—	—	2,165	2,303	1,957	1,941	1,750
(b) 埃及內株式會社の外國に對する利子及配當金支拂	—	—	—	—	—	3,053	2,890	2,730	2,725	2,550
(c) 利子及配當金受取高	2,750	2,500	2,250	2,000	1,750	—	—	—	—	—
項目 (2) (a)——(c) 計	2,750	2,500	2,250	2,000	1,750	5,218	5,193	4,687	4,666	4,300
(3) 金貨及金地金	810	1,616	1,707	702	5	340	244	150	2	1
項目 (1)——(3) 計	35,656	30,690	29,959	31,520	33,385	52,706	36,721	82,112	31,433	33,526
上記各項目に基く受(+)拂(−)超過	− 17,050	− 6,031	− 2,153	+ 87	− 141					

第十一節「エストニア」

一九三六年度に於ける「エストニア」國の國際收支に關し、同國政府は「エストニア」中央統計局の「エー・トームス」氏に依つて蒐集せられた報告書（一九三六年六月の Eesti Statàstika に掲載）を供給したが、之を本調書前年度版に掲載した一九三一—三五年間の分と一括次に示した。尙總括表は一九三一—三六年間のものを示した。

貨物、勞務及金（百萬クローン）

項目	受取又は貸方（輸出）				支拂又は借方（輸入）			
	1933年	1934年	1935年	1936年	1933年	1934年	1935年	1936年
I 貨物								
(1) 貨物	45.6	69.0	80.1	83.2	39.0	55.3	46.7	86.9
(2) 船舶賣買に依る修正	2.4	0.2	0.3	0.2	0.6	0.5	1.3	1.8
II 利子及配當								
(3) 政府間債務利子	—	—	—	—	2.0	1.8	1.8	1.8
(4) 其他公債利子	—	—	—	—	0.5	0.5	0.5	0.4
(5) 長期投資に基く其他の利子及配當	0.5	0.5	0.5	0.5	2.7	2.7	2.7	1.0
III 其他の勞務								
(6) 船舶運賃	9.1	10.3	10.5	13.3	—	—	—	—
(7) 港灣使用料及貨物積込費	0.5	1.1	1.0	1.2	6.2	7.0	6.8	9.0
(8) 鐵道運賃收支 (1)								
(a) 通過	0.1	—	—	—	—	—	—	—
(b) 其他	0.3	0.1	0.1	0.2	0.1	0.2	0.2	0.2
(9) 保險關係收支	1.3	1.6	1.3	1.3	1.8	1.4	1.6	1.7
(10) 郵便及電信電話料 (2)	0.3	0.4	0.4	0.6	0.3	0.2	1.2	0.4
(11) 移民資金	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.1	0.1
(12) 觀光客及留學生出費	2.5	2.8	3.1	3.7	2.7	3.0	3.0	2.8
(13) 在外公館經費	1.0	1.0	0.8	0.8	0.4	0.5	0.6	0.9
(14) 國際的機關への分擔金	—	—	—	—	0.1	0.1	0.1	0.1
(15) 其他政府收支	0.1	0.1	0.1	2.9	0.4	2.5	1.3	2.5
(16) 各種個人的勞務	—	—	—	0.1	0.1	—	—	0.1
(17) 活動寫眞「フイルム上映料」	—	—	—	—	0.1	0.1	0.1	0.1
IV 金								
(18) 金貨及金地金	—	—	—	—	—	—	—	—
計	63.8	87.2	98.3	108.1	57.2	76.0	89.0	109.8
受(+)拂(−)超過								
(a) 貨物及勞務	+ 6.6	+ 11.2	+ 9.3	− 1.7				

(b) 金	—	—	—	—
(c) 貨物、勞務及金	+ 6.6	+ 11.2	+ 9.3	— 1.7

(1) 露西亞政府が「エストニア」政府へ支拂つた鐵道運賃以外の或る支拂額を含む。

(2) 貸方數字は外國移民の「エストニア」への送金額を含む。

資本項目（判明せる分）（單位百萬「クローン」）

項目	受取又は貸方				支拂又は借方			
	1933年	1934年	1935年	1936年	1933年	1934年	1935年	1936年
I 長期資本								
(1) 年賦償還金								
(a) 政府間債務	—	—	—	—	—	—	—	—
(b) 其他の公債	—	—	—	—	0.4	0.3	0.3	0.4
(2) 國際聯盟債の買戻	—	—	—	—	—	0.3	0.3	0.3
(3) 燐寸專賣に關する債務	—	—	—	—	—	—	0.1	0.1
(4) 長期信用額の減少	—	—	—	—	—	—	—	2.0
II 短期資本								
(5) 對外債權債務の變動								
(a) 「エストニア」銀行	—	—	—	—	3.6	12.0	3.9	5.1
(b) 其他諸銀行（純）	—	—	—	—	4.3	0.6	0.2	3.3
(6) 政府在外資產增加額	—	—	—	—	2.2	—	—	—
(7) 商業「クレデイット」の增加	—	—	—	4.8	—	—	—	—
(8) 清算勘定殘高の變化	—	—	—	4.1	—	—	—	—
計	—	—	—	8.9	10.5	13.2	4.8	11.2
資本の受（＋）拂（－）超過	— 10.5	— 13.2	— 4.8	— 2.3				

總括表（單位百萬「クローン」）

	貨物、勞務及金					資本項目（判明せる分）			總計
	貨物	利子及配當	其他勞務	金	計	長期	短期	計	
1925年 殘高	+ 0.2	— 3.1	+ 3.5	—	+ 0.6	— 1.8	•	— 1.8	(1) — 1.2
1926年 同	+ 1.0	— 4.4	+ 4.7	—	+ 1.3	+ 2.8	•	+ 2.8	(1) + 4.1
1927年 同	+ 8.7	— 6.6	+ 4.2	—	+ 6.3	(2)+ 3.0	•	+ 3.0	(1) + 9.3
1928年 同	— 5.3	— 7.7	+ 5.9	+ 0.1	— 7.0	+ 2.5	+ 9.2	+ 11.7	(3) + 4.7
1929年 同	— 6.7	— 5.9	+ 3.5	+ 0.1	— 9.0	— 0.7	+ 6.2	+ 5.5	(3) — 3.5
1930年 同	— 3.5	— 6.5	+ 4.4	—	— 5.6	+ 6.4	+ 1.8	+ 8.2	(3) + 2.6
1931年 同	+ 9.2	— 5.0	+ 5.6	+ 0.1	+ 9.9	— 0.8	— 4.8	— 5.6	(3) + 4.3
1932年 同	+ 5.3	— 5.2	+ 2.9	+ 0.4	+ 3.4	— 0.5	+ 2.2	+ 1.7	(3) + 5.1
1933年 同	+ 8.4	— 4.7	+ 2.9	—	+ 6.6	— 0.4	— 10.1	— 10.5	(3) — 3.9
1934年 貸方	69.2	0.5	17.5	—	87.2	—	—	—	87.2
借方	55.8	5.0	15.2	—	76.0	0.6	12.6	13.2	89.2
殘高	+ 13.4	— 4.5	+ 2.3	—	+ 11.2	— 0.6	— 12.6	— 13.2	(3) — 2.0
1935年 貸方	80.3	0.5	17.2	—	98.0	—	—	—	98.0
借方	70.0	5.0	13.9	—	89.0	0.7	4.1	4.8	93.8
殘高	+ 10.3	— 4.5	+ 3.3	—	+ 9.3	— 0.7	— 4.1	— 4.8	(3) + 4.5
1936年 貸方	83.4	0.5	24.2	—	108.1	—	8.9	8.9	117.0
借方	88.7	3.2	17.9	—	109.8	2.8	8.4	11.2	121.0
殘高	— 5.3	— 2.7	— 6.3	—	— 1.7	— 2.8	+ 0.5	— 2.3	(3) — 4.0

(1) 本殘高は短期資本の移動及金勘定項目に於ける誤算及脱落に基くものである。

(2) 銀行及通貨改善を目的とする國際聯盟債27・7百萬「クローン」を含まない。本債務は1927年に起債されたが政府は 1928年迄は之を處分する事が出來なかつた。1928年及同年以後に於ける短期資本の收入は大體右債務の起債に由來せる在外資產の減少を示すものである。

(3) 本殘高は誤算及脱落に由來するものである。

玆に注意すべきは主として一九二五―二七年間に於ける短期資本の移動及其後の諸年度に於ける民間の長期資本取引額並に外國兌換券の退藏の如き若干の短期取引等に關する資料がない爲に正確な均衡の得られないことである。

一、貨物、勞務及金

利子及配當

政府間債務に關し支拂はれた利子金額(項目(3)及(4))の詳細な内譯は次の通りである(單位千「クローン」)。

政府間債務の利子支拂内譯

	1933年	1934年	1935年	1936年
(1) 國際聯盟債				
英國引受分	1,000	840	834	821
北米合衆國引受分	997	951	958	931
(2)「ヴイカース・ローン」	9	9	7	5
(3) 瑞典附與商業信用	—	25	21	17
(4) 鑄寸專買の爲の債務(瑞典)	459	432	431	425
(5) 鐵道材料購入「クレディット」(瑞典)	36	32	20	8
計	2,501	2,289	2,271	2,207

運賃

一九三六年度に於ける商船の運賃總收入に關し蒐集された情報に基き、登錄噸當り平均收入は一一五「クローン」と推定され此の金額は外國貿易に從事する商船の總有效噸數に適用された。海難救助船の收入(二二〇、〇〇〇「クローン」)に關しては特別の報告が蒐集されてゐる。

「エストニア」船舶の外國港灣に於ける出費(項目(7)借方)は同年に於ける總收入の六八%と計算されてゐる。

觀光客出費

項目(12)に計上の一九三六年度出費額推算に際し、芬蘭人觀光客の出費を一人當五〇「クローン」、「ラトヴイア」からのは七・五「クローン」、其他諸國からのは一〇〇「クローン」として計上し、「エストニア」に於る外國人留學生の出費は一人當一、〇〇〇「クローン」と推定した。又「エストニア」國人の外國觀光客の出費に付ては、「ラトヴイア」往訪者一人當七「クローン」、芬蘭へのは五〇「クローン」、其他諸外國へのは二〇〇「クローン」として計算されてゐる。又「エストニア」國海外留學生の出費は一人當一、三〇〇「クローン」、「エストニア」國人移民の持出金は一人當三〇〇「クローン」と推算した。

二、資本項目

項目(15)の借方側に計上の金額は政府特購入品の價額を含む(國防省購入に係るものは一九三四年に二、四四三、九〇〇「クローン」、一九三五年に一、二三五、一五二「クローン」)。

左記計上額は公債の年賦償還支拂額である(項目(1)及(2))。

	1933年	1934年	1935年	1936年
(1) 國際聯盟債				
英國引受分	226	124	134	147
米國引受分		158	173	185

	1933年	1934年	1935年	1936年
(2)「ヴイカース・ローン」		37	37	37
(3) 瑞典より獲得した商業「クレデイツト」	200	75	79	83
(4) 携寸專賣の爲の債務		—	74	156
(5) 鐵道材料購入「クレデイツト」		238	238	238
計	426	632	735	846

三、國際貸借

「エストニア」國の國際貸借殘高に關しては次の如き公式推算統計が發表されてゐる。

	1932年末	1933年末	1934年末	1935年末	1936年末
負債					
政府間債務	78.4	85.3	92.1	81.0	80.7
國際聯盟債	22.3	25.0	25.5	25.2	24.7
其他の政府債務 (a)	8.8	8.5	8.3	7.8	7.3
企業及銀行への外國長期投資	27	32	32	26.3	24.3
外國人所有不動產	2	2	2	2	2
私營銀行の對外短期債務	10.2	6.3	8.0	6.2	4.6
計	148.7	159.1	167.9	148.5	143.6
資產					
「エストニア」保有の國際聯盟債	3	4.5	4.8	5	5
在外資產					
(a) 政府	—	2.2	2.2	3	3
(b)「ヨメッテヨす」銀行	20.3	23.9	35.9	39.8	44.9
(c) 私營諸銀行	4.0	4.4	6.7	5.1	6.8
對外長期投資並在外預金	15	20	20	20	20
在外不動產	5	7	7	7	7
計	47.3	62.0	76.6	79.9	86.7
上掲各項目による純債務	101.4	97.1	91.3	68.6	56.9

(a) 本項目の內譯は(1)「ターリン」市役所が同市內に水道管敷設の目的を以て英本國にて起債(「ヴイカース・ローン」)した債務(本債務の負擔は現在政府に移讓されてゐる)、(2)瑞典より獲得した商業「クレデイツト」、(3)携寸專賣實施に關し瑞典にて起債した公債及(4)鐵道材料購入の爲瑞典にて起債した債務(「ローヤル・ヨクスチトーンヂ・アシュアランス」社債)である。

右一九三五年に於ける政府間貸借總額の減少は外貨だけに過ぎず戰債に基く利子未拂殘高が同年度の勘定から除外されてゐるに因るものである。貨物輸入の「クレデイツト」の形式に依る債務は上表中には包含されてゐないが、其額は一九三五年末に於て一千七百三十萬「クローン」、一九三六年末二千四百萬「クローン」に達した。

次に示す表は外國企業及銀行への長期投資及右に述べた貨物「クレデイツト」の一九三五及三六年末現在の主要債權國別分布狀態を示すものである。

(單位百萬「クローン」)

國別	長期投資 1935年	長期投資 1936年	貨物「クレデイツト」 1935年	貨物「クレデイツト」 1936年	國別	長期投資 1935年	長期投資 1936年	貨物「クレデイツト」 1935年	貨物「クレデイツト」 1936年
英本國	7.4	7.4	6.4	8.5	佛國	0.7	0.6	0.8	0.8
和蘭	8.6	7.2	0.9	1.2	芬蘭	0.5	0.5	0.9	0.8
獨逸	5.4	2.8	3.6	7.7	米國	—	—	1.2	1.1
瑞典	0.2	2.3	1.0	0.9	其他諸國	1.4	1.7	2.3	2.8
丁抹	2.1	1.8	0.2	0.2	計	26.3	24.3	17.3	24.0

第十二節　芬蘭

芬蘭國の一九三六年度に於ける國際收支に關する報告書は同國政府より提供されたが、之を左に本調書前年度版に掲載した一九三三―一九三五年間の國際收支と共に一括再錄する。一九三五年度の數字は幾分修正を施したものである。

貨物、勞務及金　（單位百萬マルカ）

項目	受取又は貸方 1933年	1934年	1935年	1936年	支拂又は借方 1933年	1934年	1935年	1936年
I 貨物								
(1) 貨物	5.300	6,230	6,240	7,224	3,930	4,779	5,330	6,210
(2) 輸出額の下記事項による修正								
(a) 荷役費	30	15	10	10	—	—	—	—
(b) 保險付小包發送額	•	•	•	11	—	—	—	—
(3) 密輸出入	—	—	—	—	30	5	5	5
II 利子及配當								
(4) 政府間債務の利子	—	—	—	—	—	—	—	—
(5) 其他の公債利子								
(a) 政府債	—	—	—	—	335	260	135	110
(b) 都市債	—	—	—	—			50	40
(6) 長期資本に基く其他の利子	—	—	—	—	180	150	120	105
(7) 短期資本の利子	20	25	15	15	35	40	35	30
III 其他の勞務								
(8) 船舶運賃（差引純收入）	310	385	410	460	—	—	—	—
(9) 港灣諸費用	60	70	70	80	—	—	—	—
(10) 其他の運送費（項目(12)に包含せしむ）								
(11) 保險	130	140	130	155	120	150	150	150
(12) 郵便、電信	25	10	10	10	20	10	15	15
(13) 移民及水夫送金	150	100	100	100	15	10	10	10
(14) 觀光客出費	170	210	250	210	160	190	240	270
(15) 在外公館經費	15	15	15	20	31	31	25	25
(16) 其他の政府支出	—	—	—	—	4	4	5	5
IV 金 (1)								
(17) 金地金	—	—	—	—	—	1	10	160
計	6,210	7,200	7,250	8,295	4,860	5,630	6,130	7,135
差引受(+)拂(−)超過								
(a) 貨物及勞務	+ 1,350	+ 1,571	+ 1,130	+ 1,320				
(b) 金	—	— 1	— 10	— 160				
(c) 貨物、勞務及金	+ 1,350	+ 1,570	+ 1,120	+ 1,160				

(1) 1934年末までは金地金のみ（金貨は貨物と一諸に包含されてゐる）。

資本項目　（1936年〔單位百萬「マルカ」〕）

項目	受入又は貸方	支拂又は借方	項目	受入又は貸方	支拂又は借方
I 長期資本			II 短期資本		
(1) 政府間債務の年賦償還金	—	—	(5) 對外資產の增加	—	330
(2) 其他の公債の年賦償還金	—	665	(6) 對外負債の增加	130	
(3) 其他の債務の年賦償還金	—	375	計	155	1,370
(4) 海外に於る新規起債額	25	—	差引流出超過資本	− 1,215	

總括表（單位百萬「マルカ」）

年次		貨物、勞務及金					資本項目			全項目計
		貨物	利子及配當	其他の勞務	金（1）	計	長期	短期	合計	
1922年	殘高	+ 479	− 238	+ 268	—	+ 509	•	•	•	•
1923年	同	− 261	− 234	+ 269	− 1	− 227	•	•	•	•
1924年	同	+ 268	− 258	+ 362	− 60	+ 312	•	•	•	•
1925年	同	+ 35	− 325	+ 431	− 1	+ 140	•	•	•	•
1926年	同	− 65	− 284	+ 420	− 1	+ 70	•	•	•	•
1927年	同	− 72	− 318	+ 466	—	+ 76	•	•	•	•
1928年	同	− 1,778	− 350	+ 525	—	− 1,603	•	•	•	•
1929年	同	− 576	− 410	+ 508	—	− 478	•	•	•	•
1930年	同	+ 183	− 412	+ 441	− 21	+ 191	•	•	•	•
1931年	同	+ 981	− 436	+ 448	− 8	+ 985	•	•	•	•
1932年	同	+ 1,130	− 583	+ 630	—	+ 1,177	•	•	•	•
1933年	同	+ 1,370	− 530	+ 510	—	+ 1,350	•	•	•	•
1934年	貸方	6,245	25	930	—	7,200	•	•	•	•
	借方	4,784	450	395	1	5,630	•	•	•	•
	殘高	+ 1,461	− 425	+ 535	− 1	+ 1,570	•	•	•	•
1935年	貸方	6,250	15	985	—	7,250	•	•	•	•
	借方	5,335	340	445	10	6,130	•	•	•	•
	殘高	+ 915	− 325	+ 540	− 10	+ 1,120	•		•	•
1936年	貸方	7,245	15	1,035	—	8,295	25	130	155	8,450
	借方	6,215	285	475	160	7,135	1,040	330	1,370	8,505
	殘高	+ 1,030	− 270	+ 560	− 160	+ 1,160	− 1,015	− 200	− 1,215	(2) − 55

(1) 金貨貿易は1934年以來貨物貿易中に含まれる。　(2) 本殘高は調節及脫落に由來するものである。

一九三五年までの報告書には資本移動に關する數字が表中に記入されてゐなかつたが、本調書の前年度版に於ては各表の説明中に各年の主要資本取引額に關する情報が含まれてゐる。一九三六年度の報告書に於ては資本移動に關する報告を表の形式で示してゐる。然し當該數字は――海外にて起債せる新規公債に關する數字を除き――單に以下に示す國際貸借殘高に依り各年始及年末に於ける未濟殘高間の差額に依り計算されてゐるに過ぎない。此の殘高に於る長期債に對する數字は當時の爲替相場で換算された額面額を示すものである。從つて右表に示された資本移動に關する數字は實際の資本勘定受拂額とは幾分相異してゐるかも知れない。

一、貨物、勞務及金

貨物

輸出價額は或る場合には――蹴中材木の場合――船側渡値段で示されf.o.b.値段で示されてゐない。從つて貿易統計に含まれてゐない荷役は別個に推定されて項目(2)(a)に計上されてゐる。

利子及配當

長期資本利子の對外支拂額（項目(5)―(6)借方）は一九三五年度以前の年度に於いては幾分高過ぎてゐることが判つたので、一九三五年の數字は修正された。故に一九三五及三六年度に對する報告數字は嚴密に云へば其以前の年度のものと比較し得ない。

項目(7)の借方に計上せる金額は諸銀行の當座借越に基く利拂及其他の企業の銀行保證債務に基く利拂を表示するものである。一九三三年以降は銀行に依つて保證されてゐない民間債の利子も同樣に包含されてゐる。

其他の勞務

運賃收入(項目(8))は純額を示すものである。受取總額は一九三五年に約六二五百萬「マルカ」、一九三六年に約七一〇百萬「マルカ」に達した。芬蘭國船の外國港灣に於る出費は右金額の三五%に達するものと推算されてゐる。

項目(11)に計上の數字は輸入貨物に關し芬蘭保險會社に支拂はれた海上及陸上損害保險料を含んでゐる。此の保險料は一九三三年までは芬蘭保險會社の貨物保險引受額(一九三六年には輸入總額の七〇%)の〇・七%とし、又其以後の年度では〇・四%として計算された。郵便爲替送金受拂額並に外國人に賣却した芬蘭國の鐵道乘車券及芬蘭に於て賣られた外國鐵道乘車券は一九三三年までは項目(12)に記載の金額中に包含されてゐるが一九三四年以後からは除外されてゐる。

外國觀光客からの收得金額(項目(14)貸方)は一九三三—三五年度に於ては一人當平均推定支出四千「マルカ」として計算された。一九三六年度に於ては此の金額は通常の觀光客の場合に對してのみ用ひられ、巡回遊覽客、同國を通過する旅行者及芬蘭の田舍にて休暇を過ごす瑞典人の場合には右金額より少い金額が用ひられた。外國觀光客の總數は一九三六年度が最も多かつた。芬蘭人の外國觀光者の平均支出は一九三三—三五年に於て九千「マルカ」、一九三六年に於て八千「マルカ」と考へられた。

二、資本項目

一九三六年に拂戻された政府債(項目(2))の中で一九二六年の六分半利附弗貨公債を指摘しておかう。而して外國人手持の同公債價額は八百二十萬弗であつた。二百萬瑞典「クローン」の新規起債(項目4))は瑞典で募集された「ヘルシンキ」市債で其全部が弗貨公債の買戻の爲に使用された。

三、國際貸借

芬蘭國政府は芬蘭銀行統計局に依り蒐集された資料に基き一九三二—三六各年末の芬蘭國際貸借殘高に關する次の如き報告書を發表した。長期債の「マルカ」換算は其當時の爲替相場に依つたものである。表示せる如く金額が變動してゐるのは一部は當該通貨の爲替相場の變動に基因するものである。短期債は一部分爲替平價で計算されてゐる。

各年末　(單位百萬「マルカ」)

	1932年	1933年	1934年	1935年	1936年
負債					
(1) 政府間債務	—	—	—	—	—
(2) 在外芬蘭國證券					
(a) 政府及都市債	5,300	3,820	3,750	3,010	2,370
(b) 民間長期債務	3,070	2,525	2,255	2,055	1,680
(3) 對外流動債務					
(a) 中央及地方政府	258	316	139	49	49
(b) 銀行					
外國「コルレス」先の當座預金	132	184	247	190	250
其他の債務	890	815	433	380	280
(c) 其他の企業及個人	290	515	681	801	971
負債計	9,940	8,175	7,505	6 485	5,600
資產					
(4) 在外流動資產					
(a) 中央及地方政府	10	14	58	33	55

	1932年	1933年	1934年	1935年	1936年
(b) 諸銀行					
外國「コルレス」先との當座勘定貸金	419	1,201	1,811	1,481	1,889
外國爲替手形に依る資産	261	451	253	239	245
(c) 其他の企業及個人	190	214	328	367	261
資産計	880	1,880	2,450	2,120	2,450
差引巻債務	9,060	6,295	5,055	4,365	3,150

第十三節　佛蘭西

佛蘭西の國際收支に關しては公式發表のものがないので、經濟評論（Revue d'économie politique 一九三七年版五六七頁）所掲の「レオナルド・リスト」及「フィリップ・シュウオブ」兩氏の調査になる一九三六年度の非公式推算のもの――上九箇月間の取引額と最後の三箇月間のそれとを別々に示してある――を本調書前年度版に引用した同執筆者の手になる一九三四年及一九三五年度の推算數字と一括して次表に示した。

一九三六年一月―九月間の取引額は一九二八年平價の金「フラン」で表示されてゐるが、同年の第四四半期間のそれは切下後の「フラン」で示してある。總括表中に示されてゐる一九二七―一九三三各年度の殘高は本調書前年度版中に再錄されてゐる「ピエール・メイニャル」氏の報告書に依つたものである。

報告書は佛蘭西の關稅地域に依らず、佛蘭西及同國海外諸領土に關する數字を合計してゐる。（印度支那は一九三〇年六月一日まで獨立の機制を持つてゐたので、一九三〇年末までの各年度は總括表から除外されてゐる）。從つて佛蘭西と上述の同國海外諸領土間の貿易及之等諸領土勘定の佛蘭西國內資本發行高は除外された。

各種項目は出來る限り本書の總說中に述べた方針に一致する樣に調整した。

二、三の項目に關する報告は貿易統計及執筆者發表の情報を基礎として調整して置いた。以上の理由に依り數字は經濟評論誌發表のものと幾分相異してゐる。

貨物、勞務及金（單位百萬法）(1)

項目	受取又は貸方（輸出） 1934年	1935年	1936年 1月―9月	1936年 10月―12月	支拂又は借方（輸入） 1934年	1935年	1936年 1月―9月	1936年 10月―12月
I 貨物								
(1) 佛國と海外佛國領土以外の諸國との貨物貿易	12,355	10,685	7,151	3,162	17,294	15,630	12,441	5,736
(2) 項目(1)の修正	—	—	—	—	450	—	—	—
(3) 海外佛領相互間及本國間の貿易を除外した海外佛領の貿易殘高 (2)	—	—	—	—	1,350	1,000	963	350
II 利子及配當 (3)								
(4) 政府債の利拂								
(a) 舊債	—	—	—	—	150	150	150	60
(b) 流動債			—	—			110	50
(5) 利子及配當受取額								
(a) 佛國民の海外投資に基く	(4)2,500	3,600	3,000	1,500	—	—	—	—
(b) 佛國內永住外人の海外投資に基く	450	450	300	140	—	—	—	—
(c) 佛蘭西銀行及國庫の對外短期資產に基く			•	•	—	—	—	—
(6) 利子及配當支拂額（政府支拂を除く）	—	—	—	—	300	300	225	95

Ⅲ 其他の勞務								
(7) 船舶運賃純收入	1,300	1,300	800	560	—	—	—	—
(8) 通過貿易收入	200	200	150	50	—	—	—	—
(9) 保險關係純收入	100	100	65	30	—	—	—	—
(10) 外國人勞働者賃銀	—	—	—	—	1,000	750	500	240
(11) 觀光客出費	2,500	750	575	385	—	—	—	—
Ⅳ 金								
(12) 佛國と海外佛領以外の諸國との金貨及金地金出入高	12,767	24,926	22,235		6,509	12,502	4,135	
(13) 佛國內外國銀行の「イーヤマーク」金高の變動	—	2,500	•	7,000	8,500	—	•	(5)
(14) 項目(12)及(13)の調整	772	—	—		—	—	2,377	
計	32,944	44,511	34,276	12,827	35,553	30,332	20,900	6,531
受(+)拂(−)超過								
(a) 貨物及勞務	− 1,139	− 745	− 2,347	− 704				
(b) 金	− 1,470	+ 14,924	+ 15,723	+ 7,000				
(c) 貨物、勞務及金	− 2,609	+ 14,179	− 13,376	− 6,296				

(1) 規則的年賦償還支拂高の一部を含む(說明文參照)。

(2) 執筆者の推算。

(3) 此の數字は甚だしく少なすぎる。

(4) 純輸出額は貸方欄中に示されてゐる。

資本項目(判明せる分)(單位百萬「フラン」)

項目	受取又は貸方 1934年	1935年	1936年 1月—9月	1936年 10月—12月	支拂又は借方 1934年	1935年	1936年 1月—9月	1936年 10月—12月
(1) 年賦償還支拂高(判明せる分)	—	—	—	—	200	•	—	100
(2) 新規資本發行高								
(a) 政府及都市	—	1,975	—	—	—	225	—	—
(b) 其他の證券發行高	300		500	—	—	—	—	—
(3) 佛蘭西銀行外貨流動資產の變動	187	—	—	(1) 35	—	(1) 382	(1) 111	—

(1) 此の數字は原報告書中には示されてゐないが佛蘭西銀行の報告より引用したものである。

總括表(貨物、勞務及金)(單位百萬「フラン」)

	貨物	利子及配當(1)	其他の勞務	金	計
1927年 殘高	+ 108	+ 12,222 (2)		+ 525	+ 12,855
1928年 同	− 3,299	+ 15,804 (2)		− 6,473	+ 6,032
1929年 同	− 11,107	+ 19,193 (2)		− 8,589	− 503
1930年 同	− 12,913	+ 18,074 (2)		− 11,729	− 9,568
1931年 同	− 13,250	+ 11,570 (2)		− 18,504	− 20,184
1932年 同	− 10,088	+ 1,163	+ 4,000	− 18,489	− 23,414
1933年 同	− 8,998	+ 1,850	+ 4,300	+ 2,070	− 778
1934年 貸方	12,355	2,950	4,100	13,539	32,944
借方	19,094	450	1,000	15,009	35,553
殘高	− 6,739	+ 2,500	+ 3,100	− 1,470	− 2,609

1935年	貸方	10,685	4,950	2,350	27,426	44,511
	借方	16,630	450	750	12,502	30,332
	殘高	− 5,945	+ 3,600	+ 1,600	+ 14,924	+ 14,179
1936年（1月—9月）	貸方	7,151	3,300	1,590	22,235	34,276
	借方	13,403	485	500	6,512	20,900
	殘高	− 6,252	+ 2,815	+ 1,090	+ 15,723	+ 13,376
1936年（10月—12月）	貸方	3,162	1,640	1,025	7,000	12,827
	借方	6,086	205	240	—	6,531
	殘高	− 2,924	+ 1,435	+ 785	+ 7,000	+ 6,296

(1) 本項目中には規則的な年賦償還支拂額の一部を含む。　(2) 賠償金受取高を含む。

資本の移動狀況に付ては不完全にしか分らないので、右の詳細表に類別した資本項目の合計額は之を示すことを得なかつた。貨物、勞務及金に基き計算された受取（若は支拂）超過額は各年の資本輸出（又は輸入）額と必ずしも精確に照應してゐない。蓋し或場合には債務の規則正しい年賦償還受拂金額が資本項目の一として記入されて居らず利子支拂額中に一括されてゐるからである。之は佛蘭西政府債の毎年の利子支拂（貨物、勞務及金項目(4)）並に殊くとも一九三五年及一九三六年（其以前の年度に於ては果して何の程度まで實行されたか餘り明瞭でない）に於ける「其他の債務」に關する受拂に付て事實である。

右表に依れば一九三六年に於ける貨物及勞務の取引額は一月—九月の期間に於て三、三四七百萬「フラン」、第四四半期に於て七〇四百萬「フラン」の夫々支拂超過（借方殘高）となつてゐる。然し右二期間に於て夫々一五、七三百萬「フラン」及七、〇〇〇百萬「フラン」と推算される著しい金の輸出超過が行はれた。若し右數字が正確なものとするならば上九箇月間に一三、三七六百萬「フラン」及第四四半期に於て六、一九六百萬「フラン」に達する資本の流出超過があつた譯である。此の資本移動に關しては僅かの直接的な報告があるに過ぎない、（表中に記載されてゐる資本項目は僅々たる數字で、一九三六年一月—九月間に三八九百萬「フラン」の流入を示し、同年第四四半期に於て六五百萬「フラン」の流出となつてゐる）。然し佛國內に保持されてゐる外國資産は一九三五年初めに既に最小額に減少したから右の數字は一九三五年と同樣に佛蘭西人所有の資本の流出を示すものであると執筆者は注意してゐる。

一、貨物、勞務及金

貨物　項目(1)に記入の一九三六年一月—九月に對する數字は——前數箇年間に對するものと同樣に——小額の銀貨及補助貨を含んでゐる（輸出一九百萬「フラン」、輸入二八百萬「フラン」）。一九三六年第四四半期に於る數字が發表されてゐないから一九三六年十月—十二月間の數字は狹義の貨物のみに關するものである。

利子及配當金　項目(4)に計上の一九三六年度の金額は鐵道債の利子を含み次の二類に分けられる。即ち（一）佛蘭西國國庫、各縣、都市及鐵道の舊繁理公債（項目(4)の(a)）及（二）一九三六年に募集した大藏省證券（倫敦にて發行）及鐵道會社の短期證券（「ベルガ」貨にて表示）（項目(4)の(b)）の形式の浮動債務である。一九三六年第四四半期間に於ける利子支拂額は佛蘭西「フラン」の切下に正比例して增加しなかつたが、之は政府債の一部が瑞西「フラン」及和蘭「ルデン」（同時に切下られてゐる）で表示されて居り且一九三三年以來一弗二五・五二「フラン」の率で行はれてゐた政府及鐵道會社の米弗債の利拂が一九三六年九月以後も同率で持續されたからである。

佛國民保有の外國有價證券に基く受取額は一九三六年一月—九月間に於て三、〇〇〇百萬「フラン」、同年第四四半期に於て一、五〇〇百萬「フラン」と推計されてゐる（項目(5)の(a)）。他方、執筆者は一九三五年度の該受取額を三、五〇〇又は三、七〇〇百萬「フラン」と推計してゐるから其平均額（三、六〇〇百萬「フラン」）を前年度に示した數字（四、〇〇〇百萬「フラン」）の代りに用ひた。一九三六年度の金額が前年度に較べて增加してゐるのは或外國、就中北米合衆國に於る配當率の增大及び佛

蘭西在外資産の增加に基因するものである。但し最近輸出された資金よりの收入は該資本が主として無利子勘定の預金である爲甚だしく少額のものと信ぜられる。

船舶運賃（項目(7)）　佛蘭西の諸港にて荷役された貨物の總重量は一九三六年一月―九月の期間に三三百萬噸であつた。而して此の噸數の三分の一即ち一一百萬噸は佛蘭西の國籍を有す船舶に依つて運搬されたものと推計されてゐる。此の數字は佛蘭西と其海外屬領との貿易貨物の噸數である七百萬噸をその中より控除せねばならないと同時に其屬領と諸外國との貿易貨物で佛國船舶に依つて運搬された百萬噸を之に加算せねばならないものである。斯くして佛國及其屬領と諸外國との貿易に於て佛國船舶に依りて運搬された貨物の重量は五百萬噸になる。一噸當り平均運賃は一九三五年の一五〇「フラン」から一九三六年上九箇月に於て一六〇「フラン」に上昇したものと推計され、從つて諸外國との貿易に於て得られた收入は約八〇〇百萬「フラン」であつた。同年第四四半期間に佛蘭西の諸港出入の佛國船舶の運搬せる貨物重量は總重量約四百萬噸であつたが、佛本國と其海外屬領との貿易及其屬領と諸外國との貿易を考慮すれば、佛國船舶に依つて運搬され且諸外國との貿易の對照になつた貨物の重量は二百萬噸と推計される。然し英貨磅に依る平均運賃指數は一九三五年度より三三%高かつたし且磅は「フラン」貨に對し四〇%方の割高であつたので、運賃率は「フラン」貨にして一九三五年度より八七・五%高く又噸當り平均運賃は一九三五年度に一五〇「フラン」であつたものが約二八〇「フラン」に昂騰した。從つて一九三六年第四四半期に於る諸外國との貿易に基く收入は五六〇百萬「フラン」と推算されるのである。

通過貿易に依る收入（項目(8)）　通過貿易貨物の總量も、又運賃も一九三六年末まで變化しなかつたから、通過貿易に依る收入は前年度のものと同額に計算されてゐる。

保險關係收支（項目(9)）　一九三六年一月―九月間に於る海外よりの再保險關係の收入は一五百萬「フラン」と推算された。同期間内に於て佛蘭西及其海外屬領と諸外國との貿易貨物の佛蘭西國内に於ける保險に基く受取額は約四八百萬「フラン」佛蘭西と諸外國との貿易額即ち一九、五四四百萬「フラン」及佛國植民地と諸外國との貿易額即ち四、五八四百萬「フラン」の二%に達した）。同年第四四半期間に於て再保險關係の收入は七百萬「フラン」、又外國貿易貨物の保險關係收入は二二百萬「フラン」（佛蘭西本國と諸外國との貿易額八、九〇〇百萬「フラン」及佛國植民地と諸外國との貿易額二、〇〇〇百萬「フラン」の二%）と推定された。而して上記のやうに算定された收入は大約一九三六年一月乃至九月の期間に於て六五百萬「フラン」、又同年第四四半期に於て三〇百萬「フラン」と見積られた。

外人勞働者（項目(10)）　一九三五年三月の國勢調査に依れば佛蘭西國内で雇傭されてゐる外人勞働者數は一九三五年度の報告の解說中に想定されてゐる程減少しなかつた。然し郵便爲替の變動及若干の銀行から供給された情報は外人勞働者に依り本國へ送金された金額が一九三六年間に減少したことを暗示してゐる。從つて本項目に含まれる總額は同年度中に五〇〇百萬「フラン」（舊平價）減少してゐる。然し正確な數字がなかつた爲に前年度の統計中に省略されてゐた他の諸項目に關するものを右總額に加算しなければならぬ。即ち佛蘭西で勞働し且自國内に居住してゐる白耳義人勞働者の給料であつて之は一九三六年に於て一七五百萬「フラン」（舊平價）と推算されてゐる（本調書の白耳義の節參照）。

從つて項目(10)に對する總額は舊平價で六七五百萬「フラン」即ち同年一月乃至九月の期間に五〇〇百萬「フラン」、第四四半期間に二四〇百萬「フラン」（法切下後）に達する。

觀光客出費　執筆者の入手した旅客運輸に關する統計は不充分なものであるから、項目(11)に計上の一九三六年度の金額は大雜把な推定額であることは明白である。

金　貿易統計に依れば、一九三六年一月乃至九月間に於て佛蘭西から諸外國向の金輸出額は一八、一〇〇百萬「フラン」の出超であつた（項目(12)）。然し此數字は總ての金移動が國際收支に影響を與へなかつた事實に因り修正さるべきものである。

執筆者達は國際決濟銀行刊行の統計（第七回年次報告、一九三六年四月一日乃至一九三七年三月三十一日）及經濟評論（一

九三七年版）掲載の金融市場及爲替相場に關する年次總觀中に供給されてゐる資料を基礎として國際收支に關係のある金輸出額の計算を行つたのであるが、斯る情報に據れば國際收支に影響を及ぼす金取引額の內譯は一九三六年一月乃至九月間に於て次の如くである。即ち（一）佛蘭西銀行金保有額の減少、一六、一八六百萬「フラン」、（二）佛蘭西國內公衆の佛蘭西銀行に對する金の純賣却額、二〇二百萬「フラン」、（三）佛蘭西國內公衆の稅關を通じての金輸出總額六六五百萬「フラン」——以上總計額一五、七二三百萬「フラン」（16,186+202−665）である。此の金額と記錄された金輸出純額（一八、一〇〇百萬「フラン」）との差額は項目（14）の借方側に表示されてゐる。

月別貿易統計は一九三六年第四四半期間に於ける金の貿易額を記錄してゐない（經濟評論一九三七年版は同期間に於ける佛領海外諸領域を含む諸外國との金貿易額を輸入二、六四七百萬「フラン」、輸出三、八九二百萬「フラン」、差引出超一、二四五百萬「フラン」と計算してゐる）。執筆者は金の純輸出額を七、〇〇〇百萬「フラン」と推算してゐるが、此の數字は國際決濟銀行が同銀行及佛國爲替平衡資金間の金移動に關する資料に基き算出した佛蘭西銀行よりの金持出超過額である。平衡資金は一〇、〇〇〇百萬「フラン」の金資金をもつて十月二日開設されたもので、十月に七、〇〇〇百萬「フラン」の金を同銀行に賣戻したが十一月末四、〇〇〇百萬「フラン」を受取り結局持出超過額は七、〇〇〇百萬「フラン」(10−7+4)に達する。一九三六年末同資金は倘賦與された金の一部を保持してゐたが、一九三七年一月末同銀行に對し金の追加供給を依頼するに至つた。

二、資本項目（判明せる分）

一九三六年二月倫敦で起債され同年末爲替「プレミアム」を附して償還された三〇百萬磅の政府「クレディット」を除外すれば（註）記錄された取引額としては若干の新規資本發行額と年賦償還支拂金とがあるのみである。一九三六年一月乃至九月間に於て佛蘭西國の諸鐵道會社及若干の公共團體は海外、就中白耳義に於て約五〇〇百萬「フラン」に達する短期證券を發行した（項目(2)(b)）。他方十一月に佛蘭西政府は六百萬弗の「ソフツソン」市債を償還したが、未濟證券の一部分は以前から買戻されてゐたので償還の際に外國へ支拂はれた金額は僅に一〇〇百萬「フラン」に過ぎなかつた項目（1）。右表中佛蘭西銀行の浮動資產の比較的小さな變動は經濟評論は之を勘定に入れなかつたが、本調書では本項目が或前年度の報告書に於て示されてゐる關係から之をも表中に計上して置いた。

註　此の借用の起債及償還は經濟評論掲載の表には含まれてゐない爲に本調書でも表に入れなかつた。其金額は一九三六年全年度を通じて見れば、たとへ金平價が變らなかつた通貨で表示されてゐるとしても實際的には相互に相殺されてゐるのである。

第十四節　佛領印度支那

一九三五年に於ける佛領印度支那の國際收支に關する私的推定は一九三六年十一月二十日附の Bulletin quotidien de la Société d'études et d'informations économiques（巴里にて發行、第二六二號）に掲載發表された。此の推定は入手した報告に依れば印度支那銀行から得た資料に基いたものであるが、之を形式に多少の變更を加へて（註）再錄すれば左の如くである。

註　倘原報告書に於て「目に見える貿易額」として示されてゐる數字（貨物輸入額九〇〇百萬「フラン」、同輸出額一、二六八百萬「フラン」、金輸出額一六百萬「フラン」）は一九三五年度の貿易年報に示されてゐる貿易金額（貨物貿易、銀、金及特殊貿易）を以て置き換へた。

（單位百萬「フラン」）

	貸方	借方
(1) 民業の貨物（一般貿易）	1,309	921
(2) 銀及補助貨	56	1
(3) 公債に關する支拂	—	120
(4) 佛本國へ引揚げられた金額		
(a) 個人貯金	—	100
(b) 會社利潤	—	90
(5) 在外印度支那人の田舍	—	40
(6) 佛蘭西政府に對する分擔金	—	40
(7) 金貨及金地金	1	9
(8) 下記項目より印度支那へ移動されたもの		
(a) 1934年債	105	—
(b) 1935年債	35	—
(9)「クレディ・フオンシエ」銀行に對する辨濟	—	20
計	1,506	1,341
上記各項目に基く貸方勘定殘高	165	

貸方殘高は記載各項目に於て誤差があり又は勘定から若干の項目が脱落してゐる爲に生じたものである事は明瞭である。

資本發行高（印度支那總督府刊行 Bulletin économique de l'Indochine に依る）

佛蘭西金融市場の印度支那に對する重要性に鑑み、諸官廳及印度支那會社の資本發行額に關する諸統計は、其發行高中に於ける佛蘭西資本及印度支那資本の各割合を明瞭に指示してゐないが、佛蘭西長期資本の流入狀況を反映するものである。

總督府及若干の團體（都市、港灣、商業會議所）に依り發行された債務額を一九二五年以後に就て見れば左の如くである。

尙總督府發行債は一九二六年債（二、〇六〇、〇〇〇「ピアスター」）を除外すれば總て「フラン」で表示されてゐる。他方公共團體發行債は總て「ピアスター」で表示されてゐる。表に示されてゐる金額は、當該年度の平均相場で「フラン」に換算されてゐる。

（單位百萬「フラン」）

年次	總督府發行債		公共團體發行債		年次	總督府發行債		公共團體發行債	
	額面價額	發行價額	額面價額	發行價額		額面價額	發行價額	額面價額	發行價額
1925年	—	—	11.4	11.4	1931年	530.4	517.9	6.1	6.8
1926年	35.0	35.0	6.8	6.8	1932年	567.6	519.3	1.5	1.5
1927年	—	—	12.8	12.8	1933年	225.6	207.5	1.0	1.0
1928年	0.9	0.9	—	—	1934年	190.7	176.9	—	—
1929年	—	—	—	—	1935年	140.7	130.0	—	—
1930年	—	—	9.5	9.5					

印度支那內で營業してゐる諸會社の一九二四年以前の投資額は一一、〇〇〇百萬「フラン」と推計されてゐる（Bulletin économique de l'Indochine, Vol. 1929, page 807）。一九二四乃至三六年度に於る其發行額は次の如くである。

（單位百萬「フラン」）

年次	額面金額			實際應募額		
	株式	社債	計	株式	社債	計
1924年	225.4	—	225.4	248.9	—	248.9
1925年	188.2	—	188.2	201.1	—	201.1
1926年	526.9	0.5	527.0	632.5	0.4	632.9
1927年	546.9	21.8	568.7	635.3	21.6	656.9
1928年	574.8	2.3	577.1	750.2	2.3	752.5
1929年	550.2	21.5	571.7	708.6	21.0	729.6
1930年	366.6	155.6	522.2	443.8	152.9	596.7
1931年	119.7	58.9	178.6	130.6	57.0	187.6
1932年	89.5	41.5	131.0	90.1	39.5	129.6
1933年	114.8	1.0	115.8	132.9	1.0	133.9
1934年	39.2	4.9	44.1	43.6	4.9	48.5
1935年	34.5	6.2	40.7	34.5	6.2	40.7
1936年	100.4	1.2	101.6	101.2	1.2	102.4

資本金一〇〇、〇〇〇「フラン」又は一〇、〇〇〇「ピアスター」以下の會社の發行高は之を除外した。又會社が他の諸企業の增資又は社債に參加する目的で發行を行ふ場合には（「ホールディング・コンパニー」）其投資額は二重に勘定されてゐるかも知れない。

株式に關しては實際に應募された金額は株主に依つて契約された債務を表はすものであつて、概算さへも決定しかねる實際拂込金額を示すものではない。

上掲の數字は實際的には何等新投資たる性質を有しない現物出資株を含んでゐない。此の種株券の金額は年に一一・一百